

| | |
|--|---|
| <p>关于全面推开营业税改征增值税试点的通知 财税〔2016〕36号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财务局：</p> <p>经国务院批准，自2016年5月1日起，在全国范围内全面推开营业税改征增值税（以下称营改增）试点，建筑业、房地产业、金融业、生活服务业等全部营业税纳税人，纳入试点范围，由缴纳营业税改为缴纳增值税。现将《营业税改征增值税试点实施办法》、《营业税改征增值税试点有关事项的规定》、《营业税改征增值税试点过渡政策的规定》和《跨境应税行为适用增值税零税率和免税政策的规定》印发你们，请遵照执行。</p> <p>本通知附件规定的内容，除另有规定执行时间外，自2016年5月1日起执行。《财政部 国家税务总局关于将铁路运输和邮政业纳入营业税改征增值税试点的通知》（财税〔2013〕106号）、《财政部 国家税务总局关于铁路运输和邮政业营业税改征增值税试点有关政策的补充通知》（财税〔2013〕121号）、《财政部 国家税务总局关于将电信业纳入营业税改征增值税试点的通知》（财税〔2014〕43号）、《财政部 国家税务总局关于国际水路运输增值税零税率政策的补充通知》（财税〔2014〕50号）和《财政部 国家税务总局关于影视等出口服务适用增值税零税率政策的通知》（财税〔2015〕118号），除另有规定的条款外，相应废止。</p> <p>各地要高度重视营改增试点工作，切实加强试点工作的组织领导，周密安排，明确责</p> | <p>營業稅から増値税への徴収変更試行の全面展開に関する通知 財税〔2016〕36号</p> <p>各省・自治区・直辖市・計画単列市の财政厅（局）・国家稅務局・地方稅務局、新疆生產建設兵团財務局：</p> <p>國務院の批准を経て、2016年5月1日より、全国範圍で營業稅から増値税への徴収変更試行（以下「營改増」）を全面的に展開する。建築業・不動産業・金融業・生活サービス業等の全ての營業稅納税者を試行範圍に組み入れ、營業稅納付から増値税納付に変更する。ここに《營業稅から増値税への徴収変更試行に関する実施弁法》・《營業稅から増値税への徴収変更試行の関連事項に関する規定》・《營業稅から増値税への徴収変更試行の移行政策に関する規定》及び《クロスボーダー課税行為における増値税ゼロ税率及び免税政策適用に関する規定》を印刷・公布するので、遵守執行されたい。</p> <p>本通知の付属文書で規定する内容は、別途執行時期の定めがある場合を除き、2016年5月1日より執行する。《財政部 國家稅務總局：鐵道運輸及び郵便業を營業稅から増値税への徴収変更試行に組み入れることについての通知》（財税〔2013〕106号）・《財政部 國家稅務總局：鐵道運輸及び郵便業を營業稅から増値税への徴収変更試行の関連政策に係る補充通知》（財税〔2013〕121号）・《財政部 國家稅務總局：電信業を營業稅から増値税への徴収変更試行に組み入れることについての通知》（財税〔2014〕43号）・《財政部 國家稅務總局：國際水路輸送増値税ゼロ税率政策に関する補充通知》（財税〔2014〕50号）・《財政部 國家稅務總局：映画テレビ等の輸出サービスの増値税ゼロ税率政策適用に関する通知》（財税〔2015〕118号）は、別途条項の定めがある場合を除き、相応して廢止する。</p> <p>各地は營業稅から増値税への変更試行業務を重視し、着実に試行業務の組織的指導</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>任，采取各种有效措施，做好试点前的各项准备以及试点过程中的监测分析和宣传解释等工作，确保改革的平稳、有序、顺利进行。遇到问题请及时向财政部和国家税务总局反映。</p> <p>附件</p> <p>1: 营业税改征增值税试点实施办法</p> <p>2: 营业税改征增值税试点有关事项的规定</p> <p>3: 营业税改征增值税试点过渡政策的规定</p> <p>4: 跨境应税行为适用增值税零税率和免税政策的规定</p> <p style="text-align: right;">财政部 国家税务总局 2016年3月23日</p> | <p>を強化し、綿密な手配を行い、責任を明確化し、各種有効な措置を取り、試行前の各準備並びに試行過程におけるモニタリング分析及び宣伝説明等の業務を適切に行い、改革が安定的に・順序立って、順調に進行することを保証しなければならない。問題に直面した場合は、速やかに財政部及び国家税务总局に報告されたい。</p> <p>付属文書：</p> <p>1. 営業税から増値税への徴収変更試行に関する実施弁法</p> <p>2. 営業税から増値税への徴収変更の関連事項に関する規定</p> <p>3. 営業税から増値税への徴収変更試行の移行政策に関する規定</p> <p>4. クロスボーダー課税行為における増値税ゼロ税率及び免税政策適用に関する規定</p> <p style="text-align: right;">財政部 国家税務総局 2016年3月23日</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>附件 1: 营业税改征增值税试点实施办法</p> <p style="text-align: center;">第一章 纳税人和扣缴义务人</p> <p>第一条 在中华人民共和国境内（以下称境内）销售服务、无形资产或者不动产（以下称应税行为）的单位和个人，为增值税纳税人，应当按照本办法缴纳增值税，不缴纳营业税。</p> <p>单位，是指企业、行政单位、事业单位、军事单位、社会团体及其他单位。 个人，是指个体工商户和其他个人。</p> <p>第二条 单位以承包、承租、挂靠方式经营的，承包人、承租人、挂靠人（以下统称承包人）以发包人、出租人、被挂靠人（以下统称发包人）名义对外经营并由发包人承担相关法律责任的，以该发包人为纳税人。否则，以承包人为纳税人。</p> <p>第三条 纳税人分为一般纳税人和小规模纳税人。 应税行为的年应征增值税销售额（以下称应税销售额）超过财政部和国家税务总局规定标准的纳税人为一般纳税人，未超过规定标准的纳税人为小规模纳税人。 年应税销售额超过规定标准的其他个人不属于一般纳税人。年应税销售额超过规定标准但不经常发生应税行为的单位和个体工商户可选择按照小规模纳税人纳税。</p> <p>第四条 年应税销售额未超过规定标准的纳税人，会计核算健全，能够提供准确税务资料的，可以向主管税务机关办理一般纳税人资格登记，成为一般纳税人。 会计核算健全，是指能够按照国家统一的会计制度规定设置账簿，根据合法、有效凭证核算。</p> <p>第五条 符合一般纳税人条件的纳税人应</p> | <p>付属文書 1: 營業税から増値税への徴収変更試行に関する実施弁法</p> <p style="text-align: center;">第一章 納税者と源泉徴収義務者</p> <p>第一条 中華人民共和国国内（以下「国内」）においてサービス・無形資産或いは不動産を販売（以下「課税行為」）する単位と個人は、増値税の納税者として、本弁法に則り増値税を納付しなければならないが、營業税は納付しないものとする。 単位とは、企業・行政単位・事業単位・軍事単位・社会团体及びその他単位を指す。 個人とは、個人事業主とその他個人を指す。</p> <p>第二条 単位が請負・賃借・名義借りの方法で経営し、請負者・賃借者・名義借受者（以下「請負者」）が発注者・賃貸者・名義貸出者（以下「発注者」）の名義で対外経営を行い、発注者が関連する法律責任を負う場合、当該発注者を納税者とする。そうでない場合、請負者を納税者とする。</p> <p>第三条 納税者は、一般納税者と小規模納税者に分類される。 課税行為の年間の増値税を徴収すべき売上高（以下「課税売上高」）が財政部と国家稅務總局が規定する基準を超えている納税者を一般納税者とし、規定の基準を超えていない納税者を小規模納税者とする。 年間課税売上高が規定の基準を超えるその他の個人は、一般納税者には属さないものとする。年間課税売上高が規定の基準を超えているが經常的に課税行為が発生しているわけではない単位及び個人事業主は小規模納税者に則った納税を選択することも可能である。</p> <p>第四条 年間課税売上高が規定の基準を超えていない納税者について、會計計算が健全であり、正確な稅務資料を提出できる場合、主管稅務機關に一般納税者資格登記を行い、一般納税者となることができる。 會計計算が健全であるとは、国家の統一會計制度の規定に則り帳簿を設け、合法・有効な証憑に基づき計算できることを指す。</p> <p>第五条 一般納税者の条件に合致する納</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>当向主管税务机关办理一般纳税人资格登记。具体登记办法由国家税务总局制定。</p> <p>除国家税务总局另有规定外，一经登记为一般纳税人后，不得转为小规模纳税人。</p> <p>第六条 中华人民共和国境外（以下称境外）单位或者个人在境内发生应税行为，在境内未设有经营机构的，以购买方为增值税扣缴义务人。财政部和国家税务总局另有规定的除外。</p> <p>第七条 两个或者两个以上的纳税人，经财政部和国家税务总局批准可以视为一个纳税人合并纳税。具体办法由财政部和国家税务总局另行制定。</p> <p>第八条 纳税人应当按照国家统一的会计制度进行增值税会计核算。</p> | <p>税者は、主管税務機関に一般納税者資格登記を行わなければならない。具体的な登記方法は国家税務総局が制定する。</p> <p>国家税務総局に別段の規定がある場合を除き、ひとたび一般納税者として登記した後は、小規模納税者に変更することはできない。</p> <p>第六条 中華人民共和国国外（以下「国外」）の単位或いは個人に国内で課税行為が発生し、国内に経営機構を設けていない場合、購入者が増値税の源泉徴収義務者となる。財政部と国家税務総局が別途規定する場合を除く。</p> <p>第七条 2名或いは2名以上の納税者は、財政部と国家税務総局の批准を経て、1名の納税者として合算納税を行うことができる。具体的な方法は財政部と国家税務総局が別途制定する。</p> <p>第八条 納税者は国家の統一会計制度に則り増値税の会計計算を行わなければならない。</p> |
| <p style="text-align: center;">第二章 征税范围</p> <p>第九条 应税行为的具体范围，按照本办法所附的《销售服务、无形资产、不动产注释》执行。</p> <p>第十条 销售服务、无形资产或者不动产，是指有偿提供服务、有偿转让无形资产或者不动产，但属于下列非经营活动的情形除外：</p> <p>（一）行政单位收取的同时满足以下条件的政府性基金或者行政事业性收费。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 由国务院或者财政部批准设立的政府性基金，由国务院或者省级人民政府及其财政、价格主管部门批准设立的行政事业性收费； 2. 收取时开具省级以上（含省级）财政部门监（印）制的财政票据； 3. 所收款项全额上缴财政。 <p>（二）单位或者个体工商户聘用的员工为本单位或者雇主提供取得工资的服务。</p> <p>（三）单位或者个体工商户为聘用的员工提供服务。</p> | <p style="text-align: center;">第二章 税徴収範囲</p> <p>第九条 課税行為の具体的な範囲は、本弁法に添付する《サービス・無形資産・不動産販売の注釈》に則り執行する。</p> <p>第十条 サービス・無形資産或いは不動産の販売とは、サービスの有償提供・無形資産或いは不動産の有償譲渡を指すが、下記の非経営活動に属する状況を除く：</p> <p>（一）行政単位が受領する同時に以下の条件を満たす政府性基金或いは行政事業性費用。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 國務院或いは財政部が批准設立した政府性基金、國務院或いは省級人民政府及びその財政・価格主管部門が批准設立した行政事業性費用； 2. 受領時に省級以上（省級を含む）の財政部門が製作監督（印刷）した財政証書を発行する場合； 3. 受領した全額を財政に納入する場合。 <p>（二）単位或いは個人事業主が招聘・雇用した従業員が、当該単位或いは雇用主に賃金を取得するサービスを提供する。</p> <p>（三）単位或いは個人事業主が、招聘・雇用した従業員にサービスを提供する。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(四) 财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p> <p>第十一条 有偿，是指取得货币、货物或者其他经济利益。</p> <p>第十二条 在境内销售服务、无形资产或者不动产，是指：</p> <p>(一) 服务（租赁不动产除外）或者无形资产（自然资源使用权除外）的销售方或者购买方在境内；</p> <p>(二) 所销售或者租赁的不动产在境内；</p> <p>(三) 所销售自然资源使用权的自然资源在境内；</p> <p>(四) 财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p> <p>第十三条 下列情形不属于在境内销售服务或者无形资产：</p> <p>(一) 境外单位或者个人向境内单位或者个人销售完全在境外发生的服务。</p> <p>(二) 境外单位或者个人向境内单位或者个人销售完全在境外使用的无形资产。</p> <p>(三) 境外单位或者个人向境内单位或者个人出租完全在境外使用的有形动产。</p> <p>(四) 财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p> <p>第十四条 下列情形视同销售服务、无形资产或者不动产：</p> <p>(一) 单位或者个体工商户向其他单位或者个人无偿提供服务，但用于公益事业或者以社会公众为对象的除外。</p> <p>(二) 单位或者个人向其他单位或者个人无偿转让无形资产或者不动产，但用于公益事业或者以社会公众为对象的除外。</p> <p>(三) 财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p> <p style="text-align: center;">第三章 税率和征收率</p> <p>第十五条 增值税税率：</p> <p>(一) 纳税人发生应税行为，除本条第(二)项、第(三)项、第(四)项规定外，</p> | <p>(四) 財政部と国家税務総局が規定するその他の状況。</p> <p>第十一条 有償とは、通貨・貨物或いはその他の経済利益を取得することを指す。</p> <p>第十二条 国内でサービス・無形資産或いは不動産を販売するとは、以下を指す：</p> <p>(一) サービス（不動産リースを除く）或いは無形資産（自然资源使用权を除く）の販売者或いは購入者が国内に所在する；</p> <p>(二) 販売或いはリースする不動産が国内に所在する；</p> <p>(三) 販売する自然资源使用权の自然资源が国内に所在する；</p> <p>(四) 財政部と国家税務総局が規定するその他の状況。</p> <p>第十三条 下記の状況は、国内でサービス或いは無形資産を販売する状況に属さない：</p> <p>(一) 国外単位或いは個人が、国内単位或いは個人に国外で完全に発生するサービスを販売する。</p> <p>(二) 国外単位或いは個人が、国内単位或いは個人に国外で完全に使用する無形資産を販売する。</p> <p>(三) 国外単位或いは個人が、国内単位或いは個人に国外で完全に使用する有形動産を賃貸する。</p> <p>(四) 財政部と国家税務総局が規定するその他の状況。</p> <p>第十四条 下記の状況はサービス・無形資産或いは不動産の販売と見做す：</p> <p>(一) 単位或いは個人事業主が、その他単位或いは個人に無償でサービスを提供する。但し公益事业に用いる或いは社会公衆を対象とする場合を除く。</p> <p>(二) 単位或いは個人事業主が、その他単位或いは個人に無償で無形資産或いは不動産を譲渡する。但し公益事业に用いる或いは社会公衆を対象とする場合を除く。</p> <p>(三) 財政部と国家税務総局が規定するその他の状況。</p> <p style="text-align: center;">第三章 税率と徴収率</p> <p>第十五条 増値税税率：</p> <p>(一) 納税者に課税行為が発生する場合、本条第(二)項・第(三)項・第(四)項</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>税率为6%。</p> <p>(二) 提供交通运输、邮政、基础电信、建筑、不动产租赁服务,销售不动产,转让土地使用权,税率为11%。</p> <p>(三)提供有形动产租赁服务,税率为17%。</p> <p>(四) 境内单位和个人发生的跨境应税行为,税率为零。具体范围由财政部和国家税务总局另行规定。</p> <p>第十六条 增值税征收率为3%,财政部和国家税务总局另有规定的除外。</p> <p style="text-align: center;">第四章 应纳税额的计算</p> <p style="text-align: center;">第一节 一般性规定</p> <p>第十七条 增值税的计税方法,包括一般计税方法和简易计税方法。</p> <p>第十八条 一般纳税人发生应税行为适用一般计税方法计税。</p> <p>一般纳税人发生财政部和国家税务总局规定的特定应税行为,可以选择适用简易计税方法计税,但一经选择,36个月内不得变更。</p> <p>第十九条 小规模纳税人发生应税行为适用简易计税方法计税。</p> <p>第二十条 境外单位或者个人在境内发生应税行为,在境内未设有经营机构的,扣缴义务人按照下列公式计算应扣缴税额:</p> <p>应扣缴税额=购买方支付的价款÷(1+税率)×税率</p> <p style="text-align: center;">第二节 一般计税方法</p> <p>第二十一条 一般计税方法的应纳税额,是指当期销项税额抵扣当期进项税额后的余额。应纳税额计算公式:</p> <p>应纳税额=当期销项税额-当期进项税额 当期销项税额小于当期进项税额不足抵扣时,其不足部分可以结转下期继续抵扣。</p> | <p>の規定を除き、税率为6%とする。</p> <p>(二) 交通運輸・郵便・基礎電信・建築・不動産リースのサービスを提供する、不動産を販売する、土地使用権を譲渡する場合、税率为11%とする。</p> <p>(三) 有形動産リースサービスを提供する場合、税率为17%とする。</p> <p>(四) 国内単位と個人に発生するクロスボーダー課税行為については、税率为0とする。具体的な範囲は財政部と国家税務総局が別途規定する。</p> <p>第十六条 増値税徴収率は3%とするが、財政部と国家税務総局が別途規定する場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">第四章 納税額の計算</p> <p style="text-align: center;">第一節 一般性規定</p> <p>第十七条 増値税の税額計算方法には、一般税額計算方法と簡易税額計算方法を含む。</p> <p>第十八条 一般納税者に発生した課税行為は、一般税額計算方法を適用して税額を計算する。</p> <p>一般納税者に財政部と国家税務総局が規定する特定の課税行為が発生した場合、簡易税額計算方法の適用を選択して税額を計算することができる。但しひとたび選択すると、36ヶ月以内は変更してはならない。</p> <p>第十九条 小規模納税者に発生した課税行為は、簡易税額計算方法を適用して税額を計算する。</p> <p>第二十条 国外単位或いは個人に国内で課税行為が発生し、国内に経営機構を設けていない場合、源泉徴収義務者は以下の公式に則り源泉徴収すべき税額を計算する:</p> <p>源泉徴収すべき税額=購入者が支払った価格÷(1+税率)×税率</p> <p style="text-align: center;">第二節 一般税額計算方法</p> <p>第二十一条 一般税額計算方法による納税額とは、当期の売上税額から当期の仕入税額を控除した後の残高を指す。納税額の計算公式:</p> <p>納税額=当期の売上税額-当期の仕入税額 当期の売上税額が当期の仕入税額より少</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>第二十二條 銷項稅額，是指納稅人發生應稅行為按照銷售額和增值稅稅率計算並收取的增值稅額。銷項稅額計算公式：</p> <p>銷項稅額=銷售額×稅率</p> <p>第二十三條 一般計稅方法的銷售額不包括銷項稅額，納稅人採用銷售額和銷項稅額合併定價方法的，按照下列公式計算銷售額：</p> <p>銷售額=含稅銷售額÷（1+稅率）</p> <p>第二十四條 進項稅額，是指納稅人購進貨物、加工修理修配勞務、服務、無形資產或者不動產，支付或者負擔的增值稅額。</p> <p>第二十五條 下列進項稅額准予從銷項稅額中抵扣：</p> <p>（一）從銷售方取得的增值稅專用發票（含稅控機動車銷售統一發票，下同）上注明的增值稅額。</p> <p>（二）從海關取得的海關進口增值稅專用繳款書上注明的增值稅額。</p> <p>（三）購進農產品，除取得增值稅專用發票或者海關進口增值稅專用繳款書外，按照農產品收購發票或者銷售發票上注明的農產品買價和 13% 的扣除率計算的進項稅額。計算公式為：</p> <p>進項稅額=買價×扣除率</p> <p>買價，是指納稅人購進農產品在農產品收購發票或者銷售發票上注明的價款和按照規定繳納的煙葉稅。</p> <p>購進農產品，按照《農產品增值稅進項稅額核定扣除試點實施辦法》抵扣進項稅額的除外。</p> <p>（四）從境外單位或者個人購進服務、無形資產或者不動產，自稅務機關或者扣繳義務人取得的解繳稅款的完稅憑證上注明的增值稅額。</p> <p>第二十六條 納稅人取得的增值稅扣稅憑證不符合法律、行政法規或者國家稅務總局</p> | <p>なく控除に不足する場合、その不足部分は次期に繰り越して控除することができる。</p> <p>第二十二條 売上税額とは、納税者に課税行為が発生し、売上高と増値税税率に則り計算し受領する増値税額を指す。売上税額の計算公式：</p> <p>売上税額=売上高×税率</p> <p>第二十三條 一般税額計算方法の売上高には売上税額を含まず、納税者が売上高と売上税額を併せて価格を決定する方法を採用した場合、以下の公式に則り売上高を計算する：</p> <p>売上高=税込売上高÷（1+税率）</p> <p>第二十四條 仕入税額とは、納税者が貨物・加工修理補修役務・サービス・無形資産或いは不動産を購入した場合、支払うもしくは負担する増値税額を指す。</p> <p>第二十五條 以下の仕入税額は、売上税額から控除することを許可する：</p> <p>（一）販売者から取得した増値税専用發票（税金統制システムによる自動車販売統一發票を含む、以下同）に明記されている増値税額。</p> <p>（二）税関から取得した税関輸入増値税専用納付書に明記された増値税額。</p> <p>（三）農産物の購入において、増値税専用發票或いは税関輸入増値税専用納付書を取得する場合を除き、農産物買付發票或いは販売發票に明記された農産物購入額と 13% の控除率により計算された仕入税額。計算公式は以下の通り：</p> <p>仕入税額=購入額×控除率</p> <p>購入額とは、納税者が農産物を購入した農産物買付發票或いは売上發票に明記された価格と規定に則り納付する煙草税を指す。</p> <p>農産物の購入は、《農産物増値税仕入税額査定控除試行実施弁法》に則り仕入税額を控除する場合を除く。</p> <p>（四）国外の単位或いは個人がサービス・無形資産或いは不動産を購入した場合、税務機関或いは源泉徴収義務者から取得した税金納付に係る納税証明に明記された増値税額。</p> <p>第二十六條 納税者が取得した増値税控除証憑が法律・行政法規或いは国家稅務總</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>有关规定的，其进项税额不得从销项税额中抵扣。</p> <p>增值税扣税凭证，是指增值税专用发票、海关进口增值税专用缴款书、农产品收购发票、农产品销售发票和完税凭证。</p> <p>纳税人凭完税凭证抵扣进项税额的，应当具备书面合同、付款证明和境外单位的对账单或者发票。资料不全的，其进项税额不得从销项税额中抵扣。</p> <p>第二十七条 下列项目的进项税额不得从销项税额中抵扣：</p> <p>（一）用于简易计税方法计税项目、免征增值税项目、集体福利或者个人消费的购进货物、加工修理修配劳务、服务、无形资产和不动产。其中涉及的固定资产、无形资产、不动产，仅指专用于上述项目的固定资产、无形资产（不包括其他权益性无形资产）、不动产。</p> <p>纳税人的交际应酬消费属于个人消费。</p> <p>（二）非正常损失的购进货物，以及相关的加工修理修配劳务和交通运输服务。</p> <p>（三）非正常损失的在产品、产成品所耗用的购进货物（不包括固定资产）、加工修理修配劳务和交通运输服务。</p> <p>（四）非正常损失的不动产，以及该不动产所耗用的购进货物、设计服务和建筑服务。</p> <p>（五）非正常损失的不动产在建工程所耗用的购进货物、设计服务和建筑服务。</p> <p>纳税人新建、改建、扩建、修缮、装饰不动产，均属于不动产在建工程。</p> <p>（六）购进的旅客运输服务、贷款服务、餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务。</p> <p>（七）财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p> <p>本条第（四）项、第（五）项所称货物，是指构成不动产实体的材料和设备，包括建筑装饰材料和给排水、采暖、卫生、通风、照明、通讯、煤气、消防、中央空调、电梯、电气、智能化楼宇设备及配套设施。</p> | <p>局の関連規定に合致しない場合、その仕入税額を売上税額から控除することはできない。</p> <p>増値税控除証憑とは、増値税専用發票・税関輸入増値税専用納付書・農産物買付發票・農産物販売發票及び納税証明を指す。</p> <p>納税者が納税証明に基づき仕入税額を控除する場合、書面による契約・支払証明及び国外単位の状態メント或いはインボイスを具備していなければならない。資料が完全ではない場合、その仕入税額を売上税額から控除してはならない。</p> <p>第二十七条 以下の項目の仕入税額は売上税額から控除してはならない：</p> <p>（一）簡易税額計算方法を用いる税額計算項目・増値税徴収免除項目・集団福利或いは個人消費のための貨物・加工修理補修役務・サービス・無形資産及び不動産の購入。このうち関連する固定資産・無形資産・不動産とは、上述の項目専用の固定資産・無形資産（その他の權益性無形資産を含まない）・不動産のみを指す。</p> <p>納税者の交際消費は個人消費に属する。</p> <p>（二）非正常損失の購入貨物、及び関連する加工修理補修役務及び交通運輸サービス。</p> <p>（三）非正常損失の仕掛品・完成品に使用された購入貨物（固定資産を含まない）・加工修理補修役務及び交通運輸サービス。</p> <p>（四）非正常損失の不動産、及び当該不動産に使用された購入貨物・設計サービス及び建築サービス。</p> <p>（五）非正常損失の不動産の建設中に使用された購入貨物・設計サービス及び建築サービス。</p> <p>納税者が新築・改築・拡張・修繕・裝飾した不動産は、全て建設工事中の不動産に属する。</p> <p>（六）購入した旅客運輸サービス・貸付サービス・飲食サービス、居住者日常サービス及び娯楽サービス。</p> <p>（七）財政部と国家稅務總局が規定するその他の状況。</p> <p>本条第（四）項・第（五）項でいう貨物とは、不動産の実体を構成する材料及び設備を指し、建築裝飾材料及び给排水・暖房・衛生・換気・照明・通信・ガス・消防・セントラル空調・エレベーター・電気・スマートビルディング設備及び付帯施設を含む。</p> |
|---|---|

第二十八条 不动产、无形资产的具体范围，按照本办法所附的《销售服务、无形资产或者不动产注释》执行。

固定资产，是指使用期限超过 12 个月的机器、机械、运输工具以及其他与生产经营有关的设备、工具、器具等有形动产。

非正常损失，是指因管理不善造成货物被盗、丢失、霉烂变质，以及因违反法律法规造成货物或者不动产被依法没收、销毁、拆除的情形。

第二十九条 适用一般计税方法的纳税人，兼营简易计税方法计税项目、免征增值税项目而无法划分不得抵扣的进项税额，按照下列公式计算不得抵扣的进项税额：

不得抵扣的进项税额=当期无法划分的全部进项税额×（当期简易计税方法计税项目销售额+免征增值税项目销售额）÷当期全部销售额

主管税务机关可以按照上述公式依据年度数据对不得抵扣的进项税额进行清算。

第三十条 已抵扣进项税额的购进货物（不含固定资产）、劳务、服务，发生本办法第二十七条规定情形（简易计税方法计税项目、免征增值税项目除外）的，应当将该进项税额从当期进项税额中扣减；无法确定该进项税额的，按照当期实际成本计算应扣减的进项税额。

第三十一条 已抵扣进项税额的固定资产、无形资产或者不动产，发生本办法第二十七条规定情形的，按照下列公式计算不得抵扣的进项税额：

不得抵扣的进项税额=固定资产、无形资产或者不动产净值×适用税率

固定资产、无形资产或者不动产净值，是指纳税人根据财务会计制度计提折旧或摊销后的余额。

第三十二条 纳税人适用一般计税方法计

第二十八条 不動産、無形資産の具体的な範囲は、本弁法に添付する《サービス・無形資産・不動産販売の注釈》に則り執行する。

固定資産とは、使用期限が 12 ヶ月を超過する機器・機械・輸送手段及びその他生産経営に関連する設備・工具・器具等の有形動産を指す。

非正常損失とは、管理不備により貨物の盗難・遺失・カビ腐食による変質、及び法律・法規の違反により貨物或いは不動産が法に則り没収・廃棄・撤去された状況を指す。

第二十九条 一般税額計算方法を適用する納税者が、簡易税額計算方法項目・増値税徴収免除項目を兼営しており控除不能な仕入税額を区別できない場合、以下の公式に則り控除不能な仕入税額を計算する：

控除不能な仕入税額=当期に区別不能な全ての仕入税額×（当期の簡易税額計算方法による税額計算項目の売上高+増値税徴収免除項目の売上高）÷当期の全売上高

主管税務機関は上述の公式に則り、年度データに基づき控除不能な仕入税額を清算することができる。

第三十条 仕入税額控除済の貨物（固定資産を含まない）・役務・サービスの購入について、本弁法第二十七条に規定する状況（簡易税額計算方法による税額計算項目・増値税徴収免除項目を除く）が発生した場合、当該仕入税額を当期の仕入税額から控除しなければならない；当該仕入税額を確定することができない場合、当期の実際の実原価計算に則り、控除すべき仕入税額を計算する。

第三十一条 仕入税額控除済の固定資産・無形資産或いは不動産について、本弁法第二十七条に規定する状況が発生した場合、以下の公式に則り控除不能な仕入税額を計算する：

控除不能な仕入税額=固定資産・無形資産或いは不動産のネット額×適用税率

固定資産・無形資産或いは不動産のネット額とは、納税者が財務会計制度に基づき減価償却を計上或いは償却後の残高を指す。

第三十二条 納税者が一般税額計算方法

税的，因销售折让、中止或者退回而退还给购买方的增值税额，应当从当期的销项税额中扣减；因销售折让、中止或者退回而收回的增值税额，应当从当期的进项税额中扣减。

第三十三条 有下列情形之一者，应当按照销售额和增值税税率计算应纳税额，不得抵扣进项税额，也不得使用增值税专用发票：

（一）一般纳税人会计核算不健全，或者不能够提供准确税务资料的。

（二）应当办理一般纳税人资格登记而未办理的。

第三节 简易计税方法

第三十四条 简易计税方法的应纳税额，是指按照销售额和增值税征收率计算的增值税额，不得抵扣进项税额。应纳税额计算公式：

$$\text{应纳税额} = \text{销售额} \times \text{征收率}$$

第三十五条 简易计税方法的销售额不包括其应纳税额，纳税人采用销售额和应纳税额合并定价方法的，按照下列公式计算销售额：

$$\text{销售额} = \text{含税销售额} \div (1 + \text{征收率})$$

第三十六条 纳税人适用简易计税方法计税的，因销售折让、中止或者退回而退还给购买方的销售额，应当从当期销售额中扣减。扣减当期销售额后仍有余额造成多缴的税款，可以从以后的应纳税额中扣减。

第四节 销售额的确定

第三十七条 销售额，是指纳税人发生应税行为取得的全部价款和价外费用，财政部和国家税务总局另有规定的除外。

价外费用，是指价外收取的各种性质的收费，但不包括以下项目：

（一）代为收取并符合本办法第十条规定的政府性基金或者行政事业性收费。

を適用する場合、販売の割引・中止或いは返却により購入者に返還した増値税額は、当期の売上税額から控除しなければならない；販売の割引・中止・返却により回収した増値税額は、当期の仕入税額から控除しなければならない。

第三十三条 以下の状況のいずれかに該当する場合、売上高と増値税税率に則り納税額を計算しなければならず、仕入税額を控除してはならず、また増値税専用発票も使用してはならない：

（一）一般納税者の会計計算が不健全、或いは正確な税務資料を提供できない場合。

（二）一般納税者資格登記を行わなければならないが行っていない場合。

第三節 簡易税額計算方法

第三十四条 簡易税額計算方法の納税額とは、売上高と増値税徴収率に則り計算した増値税額を指し、仕入税額を控除してはならない。納税額の計算公式：

$$\text{納税額} = \text{売上高} \times \text{徴収率}$$

第三十五条 簡易税額計算方法の売上高にはその納税額を含まず、納税者が売上高と納税額を合わせた価格決定方法を採用する場合、以下の公式により売上高を計算する：

$$\text{売上高} = \text{税込売上高} \div (1 + \text{徴収率})$$

第三十六条 納税者が簡易税額計算方法を適用する場合、販売の割引・中止或いは返却により購入者に返還した売上高は、当期の売上高から控除しなければならない。当期の売上高から控除した後、なお残高があり税金を過多納付した場合は、以後の納税額から控除することができる。

第四節 売上高の確定

第三十七条 売上高とは、納税者に課税行為が発生し取得した全ての代金及び代金外費用を指すが、財政部と国家税務総局が別途規定する場合を除く。

代金外費用とは、代金外に受領した各種性質の費用を指すが、以下の項目は含まない：

（一）代理受領し、且つ本弁法第十条の規定に合致する政府性基金或いは行政事業性費用。

(二) 以委托方名义开具发票代委托方收取的款项。

第三十八条 销售额以人民币计算。

纳税人按照人民币以外的货币结算销售额的，应当折合成人民币计算，折合率可以选择销售额发生的当天或者当月 1 日的人民币汇率中间价。纳税人应当在事先确定采用何种折合率，确定后 12 个月内不得变更。

第三十九条 纳税人兼营销售货物、劳务、服务、无形资产或者不动产，适用不同税率或者征收率的，应当分别核算适用不同税率或者征收率的销售额；未分别核算的，从高适用税率。

第四十条 一项销售行为如果既涉及服务又涉及货物，为混合销售。从事货物的生产、批发或者零售的单位 and 个体工商户的混合销售行为，按照销售货物缴纳增值税；其他单位 and 个体工商户的混合销售行为，按照销售服务缴纳增值税。

本条所称从事货物的生产、批发或者零售的单位 and 个体工商户，包括以从事货物的生产、批发或者零售为主，并兼营销售服务的单位 and 个体工商户在内。

第四十一条 纳税人兼营免税、减税项目的，应当分别核算免税、减税项目的销售额；未分别核算的，不得免税、减税。

第四十二条 纳税人发生应税行为，开具增值税专用发票后，发生开票有误或者销售折让、中止、退回等情形的，应当按照国家税务总局的规定开具红字增值税专用发票；未按照规定开具红字增值税专用发票的，不得按照本办法第三十二条和第三十六条的规定扣减销项税额或者销售额。

(二) 委託者の名義により發票を發行し委託者に代わって受領した金員。

第三十八条 売上高は人民元で計算する。

納税者が人民元以外の通貨で売上高を決済した場合、人民元に換算して計算しなければならない。換算レートは売上高発生の当日或いは当月 1 日の人民元レート仲値を選択することができる。納税者は事前にどのレートを採用するか確定しなければならない。確定後 12 ヶ月は変更してはならない。

第三十九条 納税者が貨物・役務・サービス・無形資産或いは不動産販売を兼営し、異なる税率或いは徴収率を適用する場合、異なる税率或いは徴収率を適用する売上高をそれぞれ計算しなければならない；区分して計算していない場合、高い方から税率を適用する。

第四十条 単一の販売行為がサービスに関わり、また貨物にも関わる場合、混合販売とする。貨物の生産・卸売或いは小売に従事する単位と個人事業主の混合販売行為は、販売した貨物に基づき増値税を納付する；その他単位と個人事業主の混合販売行為は、販売したサービスに則り増値税を納付する。

本条でいう貨物の生産・卸売或いは小売に従事する単位と個人事業主には、貨物の生産・卸売或いは小売への従事を主とし、サービス販売を兼営する単位及び個人事業主を含む。

第四十一条 納税者が免税・減税項目を兼営している場合、免税・減税項目の売上高をそれぞれ計算しなければならない；区分して計算していない場合、免税・減税することはできない。

第四十二条 納税者に課税行為が発生し、増値税専用發票を發行した後、發票發行ミス或いは販売の割引・中止・返却等の状況が生じた場合、国家稅務總局の規定に基づき赤字増値税専用發票を發行しなければならない；規定に則り赤字増値税専用發票を發行していない場合、本弁法第三十二条及び第三十六条の規定に則り売上税額或いは売上高から控除してはならない。

| | |
|---|---|
| <p>第四十三条 纳税人发生应税行为，将价款和折扣额在同一张发票上分别注明的，以折扣后的价款为销售额；未在同一张发票上分别注明的，以价款为销售额，不得扣减折扣额。</p> <p>第四十四条 纳税人发生应税行为价格明显偏低或者偏高且不具有合理商业目的的，或者发生本办法第十四条所列行为而无销售额的，主管税务机关有权按照下列顺序确定销售额：</p> <p>（一）按照纳税人最近时期销售同类服务、无形资产或者不动产的平均价格确定。</p> <p>（二）按照其他纳税人最近时期销售同类服务、无形资产或者不动产的平均价格确定。</p> <p>（三）按照组成计税价格确定。组成计税价格的公式为： 组成计税价格=成本×（1+成本利润率） 成本利润率由国家税务总局确定。</p> <p>不具有合理商业目的，是指以谋取税收利益为主要目的，通过人为安排，减少、免除、推迟缴纳增值税税款，或者增加退还增值税税款。</p> | <p>第四十三条 納税者に課税行為が発生し、代金と割引額が同一の發票上に別々に明記されている場合、割引後の代金を売上高とする；同一の發票上に別々に明記されていない場合、代金を売上高とし、割引額を控除してはならない。</p> <p>第四十四条 納税者に発生した課税行為の価格が明らかに低過ぎる或いは高過ぎる、且つ合理的な商業目的を有していない場合、或いは本弁法第十四条に列記した行為が発生したが売上高がない場合、主管税務機関は以下の順序に則り売上高を確定する権利を有する：</p> <p>（一）納税者が最近の時期に販売した同類のサービス・無形資産或いは不動産の平均価格に則り確定。</p> <p>（二）その他の納税者が最近の時期に販売した同類のサービス・無形資産或いは不動産の平均価格に則り確定。</p> <p>（三）課税標準価格に則り確定。課税標準価格の公式： 課税標準価格=原価×（1+原価利益率） 原価利益率は国家税務総局が確定する。</p> <p>合理的な商業目的を有していない場合は、税收利益の取得を主要目的として、人為的な処理を通じて、増値税の税金納付を減少・免除・遅延させる、或いは増値税の税金還付を増加させることを指す。</p> |
| <p>第五章 纳税义务、扣缴义务发生时间和纳税地点</p> <p>第四十五条 增值税纳税义务、扣缴义务发生时间为：</p> <p>（一）纳税人发生应税行为并收讫销售款项或者取得索取销售款项凭据的当天；先开具发票的，为开具发票的当天。</p> <p>收讫销售款项，是指纳税人销售服务、无形资产、不动产过程中或者完成后收到款项。</p> <p>取得索取销售款项凭据的当天，是指书面合同确定的付款日期；未签订书面合同或者书面合同未确定付款日期的，为服务、无形资产转让完成的当天或者不动产权属变更的当天。</p> <p>（二）纳税人提供建筑服务、租赁服务采取预收款方式的，其纳税义务发生时间为收</p> | <p>第五章 納税義務・源泉徴収義務の発生時点及び納税地</p> <p>第四十五条 増値税の納税義務・源泉徴収義務の発生時点は次の通りとする：</p> <p>（一）納税者に課税行為が発生し、販売代金を受領或いは販売代金請求証票を取得した当日；先に發票を発行した場合、發票発行当日。</p> <p>販売代金を受領するとは、納税者がサービス・無形資産・不動産を販売する過程或いは完了後に金員を受領することを指す。</p> <p>販売代金請求証票を取得した当日とは、書面による契約により確定した支払日を指す；書面による契約を締結していない、或いは書面による契約において支払日を確定していない場合、サービス・無形資産・不動産の譲渡完了の当日或いは不動産権利の帰属変更の当日とする。</p> <p>（二）納税者が建築サービス・リースサービスを提供して代金を前受する方法を採</p> |

| | |
|---|--|
| <p>到预收款的当天。</p> <p>（三）纳税人从事金融商品转让的，为金融商品所有权转移的当天。</p> <p>（四）纳税人发生本办法第十四条规定情形的，其纳税义务发生时间为服务、无形资产转让完成的当天或者不动产权属变更的当天。</p> <p>（五）增值税扣缴义务发生时间为纳税人增值税纳税义务发生的当天。</p> <p>第四十六条 增值税纳税地点为：</p> <p>（一）固定业户应当向其机构所在地或者居住地主管税务机关申报纳税。总机构和分支机构不在同一县（市）的，应当分别向各自所在地的主管税务机关申报纳税；经财政部和国家税务总局或者其授权的财政和税务机关批准，可以由总机构汇总向总机构所在地的主管税务机关申报纳税。</p> <p>（二）非固定业户应当向应税行为发生地主管税务机关申报纳税；未申报纳税的，由其机构所在地或者居住地主管税务机关补征税款。</p> <p>（三）其他个人提供建筑服务，销售或者租赁不动产，转让自然资源使用权，应向建筑服务发生地、不动产所在地、自然资源所在地主管税务机关申报纳税。</p> <p>（四）扣缴义务人应当向其机构所在地或者居住地主管税务机关申报缴纳扣缴的税款。</p> <p>第四十七条 增值税的纳税期限分别为 1 日、3 日、5 日、10 日、15 日、1 个月或者 1 个季度。纳税人的具体纳税期限，由主管税务机关根据纳税人应纳税额的大小分别核定。以 1 个季度为纳税期限的规定适用于小规模纳税人、银行、财务公司、信托投资公司、信用社，以及财政部和国家税务总局规定的其他纳税人。不能按照固定期限纳税的，可以按次纳税。</p> | <p>る場合、その納税義務の発生時点は前受金受領の当日とする。</p> <p>（三）納税者が金融商品の譲渡に従事する場合、金融商品の所有権移転の当日とする。</p> <p>（四）納税者に本弁法第十四条が規定する状況が発生した場合、その納税義務の発生時点はサービス・無形資産の譲渡完了の当日或いは不動産権利の帰属変更の当日とする。</p> <p>（五）増値税の源泉徴収義務の発生時点は、納税者の増値税納税義務発生の日とする。</p> <p>第四十六条 増値税の納税地は次の通りである：</p> <p>（一）固定事業主はその機構所在地或いは居住地の主管税務機関に申告納税しなければならない。総機構と分支機構が同一の県（市）に所在しない場合、それぞれ各自の所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない；財政部と国家税務総局或いはその授權された財政及び税務機関による批准を経た場合、総機構が合算して総機構所在地の主管税務機関に申告納税することができる。</p> <p>（二）非固定事業主は課税行為発生地の主管税務機関に申告納税しなければならない；申告納税を行っていない場合、その機構所在地或いは居住地の主管税務機関が追加徴収するものとする。</p> <p>（三）その他個人が建築サービスを提供する、不動産を販売或いはリースする、自然資源使用権を譲渡する場合、建築サービスの発生地・不動産の所在地・自然資源の所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>（四）源泉徴収義務者は、その機構所在地或いは居住地の主管税務機関にその源泉徴収した税金を申告納付しなければならない。</p> <p>第四十七条 増値税の納税期限は、それぞれ 1 日・3 日・5 日・10 日・15 日・1 ヶ月或いは 1 四半期とする。納税者の具体的な納税期限は、主管税務機関が納税者の納税額の大小によりそれぞれ査定する。1 四半期を納税期限とする場合の規定は、小規模納税者・銀行・財務公司・信託投資公司・信用社、及び財政部と国家税務総局が規定するその他納税者に適用する。固定した期限</p> |
|---|--|

納税人以 1 个月或者 1 个季度为 1 个纳税期的，自期满之日起 15 日内申报纳税；以 1 日、3 日、5 日、10 日或者 15 日为 1 个纳税期的，自期满之日起 5 日内预缴税款，于次月 1 日起 15 日内申报纳税并结清上月应纳税款。

扣缴义务人解缴税款的期限，按照前两款规定执行。

第六章 税收减免的处理

第四十八条 纳税人发生应税行为适用免税、减税规定的，可以放弃免税、减税，依照本办法的规定缴纳增值税。放弃免税、减税后，36 个月内不得再申请免税、减税。

纳税人发生应税行为同时适用免税和零税率规定的，纳税人可以选择适用免税或者零税率。

第四十九条 个人发生应税行为的销售额未达到增值税起征点的，免征增值税；达到起征点的，全额计算缴纳增值税。

增值税起征点不适用于登记为一般纳税人的个体工商户。

第五十条 增值税起征点幅度如下：

(一) 按期纳税的，为月销售额 5000-20000 元（含本数）。

(二) 按次纳税的，为每次（日）销售额 300-500 元（含本数）。

起征点的调整由财政部和国家税务总局规定。省、自治区、直辖市财政厅（局）和国家税务局应当在规定的幅度内，根据实际情况确定本地区适用的起征点，并报财政部和国家税务总局备案。

对增值税小规模纳税人中月销售额未达到 2 万元的企业或非企业性单位，免征增值税。2017 年 12 月 31 日前，对月销售额 2 万元（含本数）至 3 万元的增值税小规模纳税人，免征增值税。

で納税できない場合、1 回毎に納税することも可能とする。

納税者が 1 ヶ月或いは 1 四半期を 1 納税期間とする場合、期間満了日から 15 日以内に申告納税する；1 日・3 日・5 日・10 日或いは 15 日を 1 納税期間とする場合、期間満了日から 5 日以内に税金を予納し、翌月 1 日から 15 日以内に申告納税し、前月の納税額を清算する。

源泉徴収義務者による税金代理納付の期限は、前 2 款の規定に則り執行する。

第六章 税收减免の処理

第四十八条 納税人に発生した課税行為に免税・減税規定を適用している場合、免税・減税を放棄し、本弁法の規定に則り増徴税を納付することができる。免税・減税の放棄後、36 ヶ月以内は再度免税・減税を申請することができない。

納税者に発生した課税行為に免税及びゼロ税率規定が同時に適用される場合、納税者は免税或いはゼロ税率の適用を選択することができる。

第四十九条 個人に発生した課税行為の売上高が増徴税の徴収起点に達していない場合、増徴税の徴収を免除する；徴収起点に達している場合、全額を計算し増徴税を納付するものとする。

増徴税の徴収起点は、一般納税者として登記した個人事業主には適用しない。

第五十条 増徴税の徴収起点の幅は以下の通りとする：

(一) 期限毎に納税する場合、月間売上高を 5,000-20,000 元（20,000 元を含む）とする。

(二) 1 回毎に納税する場合、毎回（日）の売上高を 300-500 元（500 元を含む）とする。

徴収起点の調整は財政部と国家稅務總局が規定するものとする。省・自治区・直轄市財政庁（局）と国家稅務總局は規定の幅において、実情に基づき当該地区に適用する徴収起点を確定し、財政部と国家稅務總局に報告・備案しなければならない。

増徴税小規模納税者の月間売上高が 2 万元に到達していない企業或いは非企業性単位は、増徴税の徴収を免除する。2017 年 12 月 31 日前に、月間売上高が 2 万元（2 万元を含む）から 3 万元の増徴税小規模納税者

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第七章 征收管理</p> <p>第五十一条 营业税改征的增值税，由国家税务局负责征收。纳税人销售取得的不动产和其他个人出租不动产的增值税，国家税务局暂委托地方税务局代为征收。</p> <p>第五十二条 纳税人发生适用零税率的应税行为，应当按期向主管税务机关申报办理退（免）税，具体办法由财政部和国家税务总局制定。</p> <p>第五十三条 纳税人发生应税行为，应当向索取增值税专用发票的购买方开具增值税专用发票，并在增值税专用发票上分别注明销售额和销项税额。</p> <p>属于下列情形之一的，不得开具增值税专用发票：</p> <p>（一）向消费者个人销售服务、无形资产或者不动产。</p> <p>（二）适用免征增值税规定的应税行为。</p> <p>第五十四条 小规模纳税人发生应税行为，购买方索取增值税专用发票的，可以向主管税务机关申请代开。</p> <p>第五十五条 纳税人增值税的征收管理，按照本办法和《中华人民共和国税收征收管理法》及现行增值税征收管理有关规定执行。</p> <p>附：销售服务、无形资产、不动产注释</p> | <p>は、増値税の徴収を免除する。</p> <p style="text-align: center;">第七章 徴収管理</p> <p>第五十一条 営業税から徴収変更する増値税について、国家税務総局が徴収の責任を負う。納税者が販売により取得する不動産及びその他個人が賃貸する不動産の増値税について、国家税務局は暫時地方税務局に代理徴収を委託する。</p> <p>第五十二条 納税者にゼロ税率を適用する課税行為が発生した場合、期間毎に主管税務機関に税還付（免除）手続きを申告しなければならない、具体的な方法は財政部と国家税務総局が制定するものとする。</p> <p>第五十三条 納税者に課税行為が発生した場合、増値税専用発票を要求する購入者に増値税専用発票を発行し、増値税専用発票に売上高と売上税額をそれぞれ明記しなければならない。</p> <p>以下の状況のいずれかに属する場合、増値税専用発票を発行してはならない：</p> <p>（一）消費者個人に対してサービス・無形資産或いは不動産を販売する場合。</p> <p>（二）増値税徴収免除規定を適用する課税行為の場合。</p> <p>第五十四条 小規模納税者に課税行為が発生し、購入者が増値税専用発票を要求する場合、主管税務機関に代理発行を申請することができる。</p> <p>第五十五条 納税者の増値税の徴収管理は、本弁法と《中華人民共和國租税徴収管理法》及び現行の増値税徴収管理関連規定に則り執行する。</p> <p>添付：サービス・無形資産・不動産販売の注釈</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>附： 销售服务、无形资产、不动产注释</p> <p>一、销售服务 销售服务，是指提供交通运输服务、邮政服务、电信服务、建筑服务、金融服务、现代服务、生活服务。</p> <p>（一）交通运输服务。 交通运输服务，是指利用运输工具将货物或者旅客送达目的地，使其空间位置得到转移的业务活动。包括陆路运输服务、水路运输服务、航空运输服务和管道运输服务。</p> <p>1. 陆路运输服务。 陆路运输服务，是指通过陆路（地上或者地下）运送货物或者旅客的运输业务活动，包括铁路运输服务和其他陆路运输服务。</p> <p>（1）铁路运输服务，是指通过铁路运送货物或者旅客的运输业务活动。</p> <p>（2）其他陆路运输服务，是指铁路运输以外的陆路运输业务活动。包括公路运输、缆车运输、索道运输、地铁运输、城市轻轨运输等。</p> <p>出租车公司向使用本公司自有出租车的出租车司机收取的管理费用，按照陆路运输服务缴纳增值税。</p> <p>2. 水路运输服务。 水路运输服务，是指通过江、河、湖、川等天然、人工水道或者海洋航道运送货物或者旅客的运输业务活动。</p> <p>水路运输的程租、期租业务，属于水路运输服务。 程租业务，是指运输企业为租船人完成某一特定航次的运输任务并收取租赁费的业务。 期租业务，是指运输企业将配备有操作人员的船舶承租给他人使用一定期限，承租期内听候承租方调遣，不论是否经营，均按天向承租方收取租赁费，发生的固定费用均由船东负担的业务。</p> <p>3. 航空运输服务。 航空运输服务，是指通过空中航线运送货</p> | <p>添付： サービス・無形資産・不動産販売の注釈</p> <p>一、サービス販売 サービス販売とは、交通運輸サービス・郵便サービス・電信サービス・建築サービス・金融サービス・現代サービス・生活サービスを提供することを指す。</p> <p>（一）交通運輸サービス。 交通運輸サービスとは、運輸手段を利用して貨物或いは旅客を目的地に送達し、その空間位置を移動させる業務活動を指す。陸路運輸サービス・水路運輸サービス・航空運輸サービス及びパイプライン運輸サービスを含む。</p> <p>1. 陸路運輸サービス。 陸路運輸サービスとは、陸路運輸サービスとは、陸路（地上もしくは地下）を通じて貨物或いは旅客を運送する運輸業務活動を指し、鉄道運輸サービスとその他の陸路運輸サービスを含む。</p> <p>（1）鉄道運輸サービスとは、鉄道により貨物或いは旅客を運送する運輸業務活動を指す。</p> <p>（2）その他の陸路運輸サービスとは、鉄道運輸以外の陸路運輸業務活動を指す。道路運輸・ケーブルカー運輸・索道運輸・地下鉄運輸・都市軽軌鉄道（LRT）等を含む。</p> <p>タクシー会社が当社の自己保有するタクシーを使用するタクシー運転手から受け取る管理費用については、陸路運輸サービスに則り増徴税を納付する。</p> <p>2. 水路運輸サービス。 水路運輸サービスとは、江・河・湖・川等の天然・人工水道或いは海洋航路を通じて貨物或いは旅客を運送する運輸業務活動を指す。</p> <p>水路運輸の航海傭船・定期傭船業務は、水路運輸サービスに属する。 航海傭船業務とは、運輸企業が傭船者のためある特定の航海番号の運輸任務を完了させ、賃料を受領する業務を指す。 定期傭船業務とは、運輸企業が操作人員を配備した船舶を他者に賃貸して一定期間使用させ、賃借期間内はレシーの指図を待ち、経営の有無を問わず、1日毎にレシーから賃料を徴収し、発生した固定費用は全て船主が負担する業務を指す。</p> <p>3. 航空運輸サービス。 航空運輸サービスとは、空中航路を通じ</p> |
|---|---|

物或者旅客的运输业务活动。

航空运输的湿租业务，属于航空运输服务。湿租业务，是指航空运输企业将配备有机组人员的飞机承租给他人使用一定期限，承租期内听候承租方调遣，不论是否经营，均按一定标准向承租方收取租赁费，发生的固定费用均由承租方承担的业务。

航天运输服务，按照航空运输服务缴纳增值税。

航天运输服务，是指利用火箭等载体将卫星、空间探测器等空间飞行器发射到空间轨道的业务活动。

4. 管道运输服务。

管道运输服务，是指通过管道设施输送气体、液体、固体物质的运输业务活动。

无运输工具承运业务，按照交通运输服务缴纳增值税。

无运输工具承运业务，是指经营者以承运人身份与托运人签订运输服务合同，收取运费并承担承运人责任，然后委托实际承运人完成运输服务的经营活动。

(二) 邮政服务。

邮政服务，是指中国邮政集团公司及其所属邮政企业提供邮件寄递、邮政汇兑和机要通信等邮政基本服务的业务活动。包括邮政普遍服务、邮政特殊服务和其他邮政服务。

1. 邮政普遍服务。

邮政普遍服务，是指函件、包裹等邮件寄递，以及邮票发行、报刊发行和邮政汇兑等业务活动。

函件，是指信函、印刷品、邮资封片卡、无名址函件和邮政小包等。

包裹，是指按照封装上的名址递送给特定个人或者单位的独立封装的物品，其重量不超过五十千克，任何一边的尺寸不超过一百五十厘米，长、宽、高合计不超过三百厘米。

て貨物或いは旅客を運送する運輸業務活動を指す。

航空運輸のウェットリース業務は、航空運輸サービスに属する。

ウェットリース業務とは、航空運輸企業が搭乗員を配備した飛行機を他者に賃貸して一定期限使用させ、賃借期間内はレシーの指図を待ち、経営の有無を問わず、一定の基準でレシーから賃料を受領し、発生した固定費用は全てレシーが負担する業務を指す。

宇宙飛行運輸サービスは、航空運輸サービスに則り増徴税を納付する。

宇宙飛行運輸サービスとは、ロケット等のキャリアを利用して衛星・空間探査機等の宇宙船を空間軌道に発射する業務活動を指す。

4. パイプライン運輸サービス。

パイプライン運輸サービスとは、パイプライン設備を通じて気体・液体・固体物質を輸送する運輸業務活動を指す。

非運輸手段運送請負業務は、交通運輸サービスに則り増徴税を納付する。

非運輸手段運送請負業務とは、経営者が運送請負人の身分をもって運送委託者と運輸サービス契約を締結し、運送費を受領して運送請負人の責任を負い、実際の運送請負人に委託して運輸サービスを完了させる経営活動を指す。

(二) 郵便サービス。

郵便サービスとは、中国邮政集团公司及びその所属郵政企業が郵便配達・郵便為替及び機密通信等の郵便基本サービスを提供する業務活動を指す。郵便ユニバーサルサービス・郵便特殊サービス及びその他の郵便サービスを含む。

1. 郵便ユニバーサルサービス。

郵便ユニバーサルサービスとは、書信・小包等の郵便物の配達、及び切手発行・定期刊行物の発行及び郵便為替等の業務活動を指す。

書信とは、書簡・印刷物・郵便料金付き葉書・宛名住所無し郵便物及び郵便小包等を指す。

小包とは、梱包上の名称・住所に基づき特定の個人もしくは単位に郵送する独立梱包された物品であり、その重量が 50kg を超えず、任意の一边の寸法が 150cm を超えず、長さ・幅・高さの合計が 300cm を超えないものを指す。

| | |
|---|--|
| <p>2. 邮政特殊服务。 邮政特殊服务，是指义务兵平常信函、机要通信、盲人读物和革命烈士遗物的寄递等业务活动。</p> <p>3. 其他邮政服务。 其他邮政服务，是指邮册等邮品销售、邮政代理等业务活动。</p> <p>（三）电信服务。 电信服务，是指利用有线、无线的电磁系统或者光电系统等各种通信网络资源，提供语音通话服务，传送、发射、接收或者应用图像、短信等电子数据和信息的业务活动。包括基础电信服务和增值电信服务。</p> <p>1. 基础电信服务。 基础电信服务，是指利用固网、移动网、卫星、互联网，提供语音通话服务的业务活动，以及出租或者出售带宽、波长等网络元素的业务活动。</p> <p>2. 增值电信服务。 增值电信服务，是指利用固网、移动网、卫星、互联网、有线电视网络，提供短信和彩信服务、电子数据和信息的传输及应用服务、互联网接入服务等业务活动。</p> <p>卫星电视信号落地转接服务，按照增值电信业务服务缴纳增值税。</p> <p>（四）建筑服务。 建筑服务，是指各类建筑物、构筑物及其附属设施的建造、修缮、装饰，线路、管道、设备、设施等的安装以及其他工程作业的业务活动。包括工程服务、安装服务、修缮服务、装饰服务和其他建筑服务。</p> <p>1. 工程服务。 工程服务，是指新建、改建各种建筑物、构筑物的工程作业，包括与建筑物相连的各种设备或者支柱、操作平台的安装或者装设工程作业，以及各种窑炉和金属结构工程作</p> | <p>2. 郵便特殊サービス。 郵便特殊サービスとは、義務兵の通常書簡・機密通信・視覚障害者の読み物及び革命烈士の遺品の郵送等の業務活動を指す。</p> <p>3. その他の郵便サービス。 その他の郵便サービスとは、切手帳等の郵趣アイテム販売・郵便代理等の業務活動を指す。</p> <p>（三）電信サービス。 電信サービスとは、有線・無線の電磁システムもしくは光電システム等の各種通信ネットワークリソースを利用して音声通話サービスを提供し、画像・ショートメッセージ等の電子データ及び情報を転送・発信・受信または応用する業務活動を指す。基礎電信サービスと付加価値電信サービスを含む。</p> <p>1. 基礎電信サービス。 基礎電信サービスとは、固定電話ネットワーク・モバイルネットワーク・衛星・インターネットを利用して音声通話サービスを提供する業務活動、及びブロードバンド・周波数等のネットワーク要素をリースもしくは販売する業務活動を指す。</p> <p>2. 付加価値電信サービス 付加価値電信サービスとは、固定電話ネットワーク・モバイルネットワーク・衛星・インターネット・ケーブルテレビネットワークを利用して、ショートメッセージ及びマルチメディアメッセージサービス・電子データと情報の伝送及び応用サービス・インターネットアクセスサービス等を提供する業務活動を指す。</p> <p>衛星テレビ信号の地上転送サービスは、付加価値電信サービスに則り増徴税を納付する。</p> <p>（四）建築サービス。 建築サービスとは、各種類建築物・構築物及びその付属施設の建造・修繕・装飾、回路・パイプ・設備・施設等の据付及びその他の工事作業の業務活動を指す。工事サービス・据付サービス・修繕サービス・装飾サービス及びその他建築サービスを含む。</p> <p>1. 工事サービス。 工事サービスとは、各種建築物・構築物を新築・改築する工事作業を指し、建築物と関連する各種設備或いは支柱・操作作業台の据付或いは設置工事作業、及び各種窯</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>業。</p> <p>2. 安装服务。 安装服务，是指生产设备、动力设备、起重设备、运输设备、传动设备、医疗实验设备以及其他各种设备、设施的装配、安置工程作业，包括与被安装设备相连的工作台、梯子、栏杆的装设工程作业，以及被安装设备的绝缘、防腐、保温、油漆等工程作业。</p> <p>固定电话、有线电视、宽带、水、电、燃气、暖气等经营者向用户收取的安装费、初装费、开户费、扩容费以及类似收费，按照安装服务缴纳增值税。</p> <p>3. 修缮服务。 修缮服务，是指对建筑物、构筑物进行修补、加固、养护、改善，使之恢复原来的使用价值或者延长其使用期限的工程作业。</p> <p>4. 装饰服务。 装饰服务，是指对建筑物、构筑物进行装饰装修，使之美观或者具有特定用途的工程作业。</p> <p>5. 其他建筑服务。 其他建筑服务，是指上列工程作业之外的各种工程作业服务，如钻井（打井）、拆除建筑物或者构筑物、平整土地、园林绿化、疏浚（不包括航道疏浚）、建筑物平移、搭脚手架、爆破、矿山穿孔、表面附着物（包括岩层、土层、沙层等）剥离和清理等工程作业。</p> <p>（五）金融服务。 金融服务，是指经营金融保险的业务活动。包括贷款服务、直接收费金融服务、保险服务和金融商品转让。</p> <p>1. 贷款服务。 贷款，是指将资金贷与他人使用而取得利息收入的业务活动。</p> <p>各种占用、拆借资金取得的收入，包括金融商品持有期间（含到期）利息（保本收益、报酬、资金占用费、补偿金等）收入、信用卡透支利息收入、买入返售金融商品利息收入、融资融券收取的利息收入，以及融资性售后回租、押汇、罚息、票据贴现、转贷等业务取得的利息及利息性质的收入，按照贷款服务缴纳增值税。</p> | <p>炉及び金属構造の工事作業を含む。</p> <p>2. 据付サービス。 据付サービスとは、生産設備・動力設備・クレーン設備・運輸設備・伝動設備・医療実験設備及びその他の各種設備・施設の組立・配置工事作業を指し、据え付けられる設備に関連する作業台・梯子・手すりの設置工事作業、及び据え付けられる設備の絶縁・防腐・保温・塗装等の工事作業を含む。</p> <p>固定電話・ケーブルテレビ・ブロードバンド・水・電気・ガス・暖房等の経営者が使用者から受領する据付費・初回設置費・アカウント開設費・容量拡張費及び類似の費用は、据付サービスに則り増徴税を納付する。</p> <p>3. 修繕サービス。 修繕サービスとは、建築物・構築物に対して修理・補強・補修・改善を行い、元の使用価値を回復させる或いはその使用期限を延長させる工事作業を指す。</p> <p>4. 装飾サービス。 装飾サービスとは、建築物・構築物に対して装飾改装を行い、美観或いは特定の用途を備えさせる工事作業を指す。</p> <p>5. その他建築サービス。 その他建築サービスとは、上記の工事作業以外の各種工事作業サービスを指し、例えばボーリング（井戸掘り）・建築物或いは構築物の取壊し・整地・庭園緑化・浚渫（航路の浚渫を含まない）・建築物の水平移動・足場の組立・爆破・鉱山の穿孔・表面附着物（岩石層・土壌層・砂層を含む）の剥離及び除去等の工事作業。</p> <p>（五）金融サービス。 金融サービスとは、金融・保険を営む業務活動を指す。貸付サービス・直接費用徴収金融サービス・保険サービス及び金融商品の譲渡を含む。</p> <p>1. 貸付サービス。 貸付とは、資金を他人に貸与して使用させることにより利息収入を取得する業務活動を指す。</p> <p>各種の占用・短期借入により取得する収入は、金融商品保有期間（満期到来を含む）の利息（元金保証収益・報酬・資金占用費・補償金等）の収入・クレジットカードの貸越利息収入・売戻条件付購入金融商品の利息収入・証券信用取引により受領する利息収入、及び融資性リースバック・荷為替・違約利息・手形割引・転貸等の業務により</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>融资性售后回租，是指承租方以融资为目的，将资产出售给从事融资性售后回租业务的企业后，从事融资性售后回租业务的企业将该资产出租给承租方的业务活动。</p> <p>以货币资金投资收取的固定利润或者保底利润，按照贷款服务缴纳增值税。</p> <p>2. 直接收费金融服务。 直接收费金融服务，是指为货币金融通及其他金融业务提供相关服务并且收取费用的业务活动。包括提供货币兑换、账户管理、电子银行、信用卡、信用证、财务担保、资产管理、信托管理、基金管理、金融交易场所（平台）管理、资金结算、资金清算、金融支付等服务。</p> <p>3. 保险服务。 保险服务，是指投保人根据合同约定，向保险人支付保险费，保险人对于合同约定的可能发生的事故因其发生所造成的财产损失承担赔偿责任，或者当被保险人死亡、伤残、疾病或者达到合同约定的年龄、期限等条件时承担给付保险金责任的商业保险行为。包括人身保险服务和财产保险服务。</p> <p>人身保险服务，是指以人的寿命和身体为保险标的的保险业务活动。</p> <p>财产保险服务，是指以财产及其有关利益为保险标的的保险业务活动。</p> <p>4. 金融商品转让。 金融商品转让，是指转让外汇、有价证券、非货物期货和其他金融商品所有权的业务活动。 其他金融商品转让包括基金、信托、理财产品等各类资产管理产品和各种金融衍生品的转让。</p> <p>（六）现代服务。 现代服务，是指围绕制造业、文化产业、现代物流产业等提供技术性、知识性服务的业务活动。包括研发和技术服务、信息技术服务、文化创意服务、物流辅助服务、租赁</p> | <p>取得する利息及び利息性質の収入を含み、貸付サービスに則り増徴税を納付する。</p> <p>融資性リースバックとは、レシーが融資を目的として、資産を融資性リースバック業務に従事する企業に売却した後、融資性リースバック業務に従事する企業が当該資産をレシーに賃貸する業務活動を指す。</p> <p>通貨資金の投資により取得する固定利益或いは元金保証利益は、貸付サービスに則り増徴税を納付する。</p> <p>2. 直接費用徴収金融サービス。 直接費用徴収金融サービスとは、通貨資金の融通及びその他金融業務により関連サービスを提供且つ費用を受領する業務活動を指す。通貨両替・口座管理・ネットバンキング・クレジットカード・信用状・財務担保・資産管理・信託管理・基金管理・金融取引場所（プラットフォーム）管理・資金決済・資金清算・金融支払等のサービスを含む。</p> <p>3. 保険サービス。 保険サービスとは、保険加入者が契約の約定に基づき、保険者に保険費用を支払い、保険者は契約が約定する発生する可能性がある事故について、その発生によりもたらされる財産損失の賠償保険金の責任を負う、或いは被保険者の死亡・障害・疾病或いは契約の約定する年齢・期限等の条件に到達した際の保険金給付の責任を負う商業保険行為を指す。人身保険サービス及び財産保険サービスを含む。</p> <p>人身保険サービスとは、人間の寿命及び身体を保険の目的とする保険業務活動を指す。</p> <p>財産保険サービスとは、財産及びその関連利益を保険の目的とする保険業務活動を指す。</p> <p>4. 金融商品の譲渡。 金融商品の譲渡とは、外貨・有価証券・非貨物先物及びその他金融商品の所有権を譲渡する業務活動を指す。 その他金融商品の譲渡は、基金・信託・理財商品等の各種資産管理商品及び各種金融デリバティブ商品の譲渡を含む。</p> <p>（六）現代サービス 現代サービスとは、製造業・文化産業・現代物流産業等に関連して技術性・知識性サービスを提供する業務活動を指す。研究開発と技術サービス、情報技術サービス、</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>服务、鉴证咨询服务、广播影视服务、商务辅助服务和其他现代服务。</p> <p>1. 研发和技术服务。 研发和技术服务，包括研发服务、合同能源管理服务、工程勘察勘探服务、专业技术服务。</p> <p>(1) 研发服务，也称技术开发服务，是指就新技术、新产品、新工艺或者新材料及其系统进行研究与试验开发的业务活动。</p> <p>(2) 合同能源管理服务，是指节能服务公司用能单位以契约形式约定节能目标，节能服务公司提供必要的服务，用能单位以节能效果支付节能服务公司投入及其合理报酬的业务活动。</p> <p>(3) 工程勘察勘探服务，是指在采矿、工程施工前后，对地形、地质构造、地下资源蕴藏情况进行实地调查的业务活动。</p> <p>(4) 专业技术服务，是指气象服务、地震服务、海洋服务、测绘服务、城市规划、环境与生态监测服务等专项技术服务。</p> <p>2. 信息技术服务。 信息技术服务，是指利用计算机、通信网络等技术对信息进行生产、收集、处理、加工、存储、运输、检索和利用，并提供信息服务的业务活动。包括软件服务、电路设计及测试服务、信息系统服务、业务流程管理服务 and 信息系统增值服务。</p> <p>(1) 软件服务，是指提供软件开发服务、软件维护服务、软件测试服务的业务活动。</p> <p>(2) 电路设计及测试服务，是指提供集成电路和电子电路产品设计、测试及相关技术支持服务的业务活动。</p> <p>(3) 信息系统服务，是指提供信息系统集成、网络管理、网站内容维护、桌面管理与</p> | <p>文化クリエイティブサービス、物流補助サービス、リースサービス、鑑定証明コンサルティングサービス、ラジオ・映画・テレビサービス、ビジネスサポートサービス及びその他の現代サービスを含む。</p> <p>1. 研究開発及び技術サービス。 研究開発及び技術サービスとは、研究開発サービス、契約型エネルギー管理サービス・工事実地調査サービス・専門技術サービスを含む。</p> <p>(1) 研究開発サービスとは、技術開発サービスとも言い、新技術・新製品・新製造プロセス或いは新素材及びそのシステムについて研究及びテスト・開発を行う業務活動を指す。</p> <p>(2) 契約型エネルギー管理サービスとは、エネルギーサービス会社とエネルギー使用単位が契約形式で省エネルギー目標を約定し、省エネサービス会社（ESCO）が必要なサービスを提供し、エネルギー使用単位が省エネ効果をもってESCOの投入及びその合理的報酬を支払う業務活動を指す。</p> <p>(3) 工事実地調査サービスとは、採鉱・工事施工前後に、地形・地質構造・地下資源の埋蔵状況等について実施調査を行う業務活動を指す。</p> <p>(4) 専門技術サービスとは、気象サービス・地震サービス・海洋サービス・測量製図サービス・都市計画・環境及び生態モニタリングサービス等の特定項目技術サービスを指す。</p> <p>2. 情報技術サービス。 情報技術サービスとは、コンピュータ・通信ネットワーク等の技術を利用して情報について生産・収集・処理・加工・保存・伝達・検索及び利用を行い、情報サービスを提供する業務活動を指す。ソフトウェアサービス・電気回路設計及びテストサービス・情報システムサービスと業務プロセス管理サービス及び情報システム付加価値サービスを含む。</p> <p>(1) ソフトウェアサービスとは、ソフトウェア開発サービス・ソフトウェア保守サービス・ソフトウェアテストサービス等を提供する業務活動を指す。</p> <p>(2) 電気回路設計及びテストサービスとは、集積回路と電子回路製品の設計・テスト及び関連技術支援サービスを提供する業務活動を指す。</p> <p>(3) 情報システムサービスとは、情報システムインテグレーション・ネットワーク</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>维护、信息系统应用、基础信息技术管理平台整合、信息技术基础设施管理、数据中心、托管中心、信息安全服务、在线杀毒、虚拟主机等业务活动。包括网站对非自有的网络游戏提供的网络运营服务。</p> <p>(4) 业务流程管理服务，是指依托信息技术提供的人力资源管理、财务经济管理、审计管理、税务管理、物流信息管理、经营信息管理和呼叫中心等服务的活动。</p> <p>(5) 信息系统增值服务，是指利用信息系统资源为用户附加提供的信息技术服务。包括数据处理、分析和整合、数据库管理、数据备份、数据存储、容灾服务、电子商务平台等。</p> <p>3. 文化创意服务。</p> <p>文化创意服务，包括设计服务、知识产权服务、广告服务和会议展览服务。</p> <p>(1) 设计服务，是指把计划、规划、设想通过文字、语言、图画、声音、视觉等形式传递出来的业务活动。包括工业设计、内部管理设计、业务运作设计、供应链设计、造型设计、服装设计、环境设计、平面设计、包装设计、动漫设计、网游设计、展示设计、网站设计、机械设计、工程设计、广告设计、创意策划、文印晒图等。</p> <p>(2) 知识产权服务，是指处理知识产权事务的业务活动。包括对专利、商标、著作权、软件、集成电路布图设计的登记、鉴定、评估、认证、检索服务。</p> <p>(3) 广告服务，是指利用图书、报纸、杂志、广播、电视、电影、幻灯、路牌、招贴、橱窗、霓虹灯、灯箱、互联网等各种形式为客户的商品、经营服务项目、文体节目或者通告、声明等委托事项进行宣传和提供相关服务的业务活动。包括广告代理和广告的发布、播映、宣传、展示等。</p> | <p>管理・ウェブサイトコンテンツ保守・デスクトップ管理と保守・情報システムの応用・基礎情報技術管理プラットフォームの整合・情報技術インフラ管理・データセンター・受託管理センター・情報安全サービス・オンラインウイルス駆除・バーチャルホスト等を提供する業務活動を指す。ウェブサイトの非自己保有オンラインゲームに対して提供するネットワーク運営サービスを含む。</p> <p>(4) 業務プロセス管理サービスとは、情報技術により提供する人的資源管理・財務経済管理・監査管理・税務管理・物流情報管理・経営情報管理及びコールセンター等のサービスを提供する業務活動を指す。</p> <p>(5) 情報システム付加価値サービスとは、情報システムリソースを利用しユーザーに付加価値を提供する情報技術サービスを指す。データ処理・分析及び整合・データベース管理・データバックアップ・データ保存・災害復旧サービス・電子商取引プラットフォーム等を含む。</p> <p>3. 文化クリエイティブサービス。</p> <p>文化クリエイティブサービスには、設計サービス・知的財産権サービス・広告サービス及びコンベンション・エキシビジョンサービスを含む。</p> <p>(1) 設計サービスとは、計画・企画・構想を文字・言語・図画・音声・視覚等の形式を通じて伝達する業務活動を指す。工業設計、内部管理設計、業務運営設計、サプライチェーン設計、造形設計、服装設計、環境設計、平面设计、パッケージ設計、アニメ・コミック設計、オンラインゲーム設計、展示設計、ウェブサイト設計、機械設計、工事設計、広告設計、クリエイティブ・プランニング、文書印刷・青焼き等を含む。</p> <p>(2) 知的財産権サービスとは、知的財産権事務を処理する業務活動を指す。特許・商標・著作権・ソフトウェア・集積回路配置図設計の登記・鑑定・評価・認証・検索サービスを含む。</p> <p>(3) 広告サービスとは、図書・新聞・雑誌・放送・テレビ・映画・スライド・道路広告・ポスター・ショーウィンドウ・ネオンサイン・電光看板・インターネット等の各種形式を利用して顧客の商品、経営サービス項目、文化・スポーツ番組或いは通告・声明等の委託事項のために宣伝を行い、また関連サービスを提供する業務活動を指す。</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>(4) 会议展览服务,是指为商品流通、促销、展示、经贸洽谈、民间交流、企业沟通、国际往来等举办或者组织安排的各类展览和会议的业务活动。</p> <p>4. 物流辅助服务。 物流辅助服务,包括航空服务、港口码头服务、货运客运场站服务、打捞救助服务、装卸搬运服务、仓储服务和收派服务。</p> <p>(1) 航空服务,包括航空地面服务和通用航空服务。 航空地面服务,是指航空公司、飞机场、民航管理局、航站等向在境内航行或者在境内机场停留的境内外飞机或者其他飞行器提供的导航等劳务性地面服务的业务活动。包括旅客安全检查服务、停机坪管理服务、机场候机厅管理服务、飞机清洗消毒服务、空中飞行管理服务、飞机起降服务、飞行通讯服务、地面信号服务、飞机安全服务、飞机跑道管理服务、空中交通管理服务等。</p> <p>通用航空服务,是指为专业工作提供飞行服务的业务活动,包括航空摄影、航空培训、航空测量、航空勘探、航空护林、航空吊挂播洒、航空降雨、航空气象探测、航空海洋监测、航空科学实验等。</p> <p>(2) 港口码头服务,是指港务船舶调度服务、船舶通讯服务、航道管理服务、航道疏浚服务、灯塔管理服务、航标管理服务、船舶引航服务、理货服务、系解缆服务、停泊和移泊服务、海上船舶溢油清除服务、水上交通管理服务、船只专业清洗消毒检测服务和防止船只漏油服务等为船只提供服务的业务活动。</p> <p>港口设施经营人收取的港口设施保安费按照港口码头服务缴纳增值税。</p> <p>(3) 货运客运场站服务,是指货运客运场站提供货物配载服务、运输组织服务、中转换乘服务、车辆调度服务、票务服务、货物</p> | <p>す。広告代理及び広告の発表・放映・宣伝・展示等を含む。</p> <p>(4) コンベンション・エキシビションサービスとは、商品の流通・販促・展示・経済貿易交渉・民間交流・企業交流・国際交流等のため各種エキシビション及びコンベンションを開催或いは組織・手配する業務活動を指す。</p> <p>4. 物流補助サービス。 物流補助サービスには、航空サービス、港湾・埠頭サービス、貨物・旅客運輸ステーションサービス、引揚・救助サービス、荷役運搬サービス、倉庫保管サービス及び集配サービスを含む。</p> <p>(1) 航空サービスには、航空地上サービスと一般航空サービスを含む。 航空地上サービスとは、航空会社・飛行場・民航管理局・航空ステーション等が、国内航行或いは国内空港に停留する国内外の航空機或いはその他飛行体にナビゲーション等の役務性地上サービス提供する業務活動を指す。旅客安全検査サービス、駐機場管理サービス、空港ロビー管理サービス、航空機清掃・消毒サービス、空中飛行管理サービス、航空機離着陸サービス、飛行通信サービス、地上信号サービス、航空機安全サービス、航空機滑走路管理サービス、空中交通管理サービス等を含む。 一般航空サービスとは、専門業務のため飛行サービスを提供する業務活動を指し、航空撮影・航空研修・航空測量・航空探査・航空森林保護・航空懸吊散布・航空降雨・航空気象探索・海洋モニタリング・航空科学実験等を含む。</p> <p>(2) 港湾・埠頭サービスとは、港湾業務船舶配置サービス、船舶通信サービス、航路管理サービス、航路浚渫サービス、灯台管理サービス、航路標識管理サービス、船舶水先案内サービス、検数サービス、係留・解纜サービス、停泊・転錨サービス、海上船舶の油流出除去サービス、水上交通管理サービス、船舶専門清掃消毒検査測定サービス及び船舶の漏油防止サービス等の船舶にサービスを提供する業務活動を指す。 港湾施設経営者が受領する港湾施設保安料は、港湾・埠頭サービスに則り増徴税を納付する。</p> <p>(3) 貨物・旅客運輸ステーションサービスとは、貨物・旅客運輸ステーションが提供する貨物分配・積載サービス、運輸組織</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>打包整理、铁路线路使用服务、加挂铁路客车服务、铁路行包专列发送服务、铁路到达和中转服务、铁路车辆编解服务、车辆挂运服务、铁路接触网服务、铁路机车牵引服务等业务活动。</p> <p>(4) 打捞救助服务,是指提供船舶人员救助、船舶财产救助、水上救助和沉船沉物打捞服务的业务活动。</p> <p>(5) 装卸搬运服务,是指使用装卸搬运工具或者人力、畜力将货物在运输工具之间、装卸现场之间或者运输工具与装卸现场之间进行装卸和搬运的业务活动。</p> <p>(6) 仓储服务,是指利用仓库、货场或者其他场所代客贮放、保管货物的业务活动。</p> <p>(7) 收派服务,是指接受寄件人委托,在承诺的时限内完成函件和包裹的收件、分拣、派送服务的业务活动。</p> <p>收件服务,是指从寄件人收取函件和包裹,并运送到服务提供方同城的集散中心的业务活动。</p> <p>分拣服务,是指服务提供方在其集散中心对函件和包裹进行归类、分发的业务活动。</p> <p>派送服务,是指服务提供方从其集散中心将函件和包裹送达同城的收件人的业务活动。</p> <p>5. 租赁服务。</p> <p>租赁服务,包括融资租赁服务和经营租赁服务。</p> <p>(1) 融资租赁服务,是指具有融资性质和所有权转移特点的租赁活动。即出租人根据承租人所要求的规格、型号、性能等条件购入有形动产或者不动产租赁给承租人,合同期内租赁物所有权属于出租人,承租人只拥有使用权,合同期满付清租金后,承租人有权按照残值购入租赁物,以拥有其所有权。不论出租人是否将租赁物销售给承租人,均属于融资租赁。</p> | <p>サービス、中継乗換サービス、車両手配サービス、発券サービス、貨物の梱包・整理、鉄道線路使用サービス、鉄道客車増結サービス、鉄道荷物専用列車発送サービス、鉄道到着・中継サービス、鉄道車両編成・解結サービス、車両連結運行サービス、鉄道架線サービス、鉄道機関車牽引サービス等の業務活動を指す。</p> <p>(4) 引揚・救助サービスとは、船舶人員の救助、船舶財産の救助、水上救助及び沈没船・沈没物の引揚等のサービスを提供する業務活動を指す。</p> <p>(5) 荷役・運搬サービスとは、荷役・運搬手段或いは人力・畜力を使用し、運輸手段間・荷役現場間或いは運輸手段と荷役現場間で貨物を荷役・運搬する業務活動を指す。</p> <p>(6) 倉庫保管サービスとは、倉庫・貨物置場或いはその他の場所を利用して顧客に代わり貨物を貯蔵・保管する業務活動を指す。</p> <p>(7) 集配サービスとは、差出人の委託を受け、承諾した期限内に書信及び小包の収集・仕分・配送サービスを完了させる業務活動を指す。</p> <p>収集サービスとは、差出人から書信及び小包を回収し、サービス提供者と同一都市の集荷センターに運送する業務活動を指す。</p> <p>仕分サービスとは、サービス提供者がその集荷センターで書信と小包に対して分類・分配を行う業務活動を指す。</p> <p>配送サービスとは、サービス提供者がその集荷センターから書信と小包を同一都市の受取人に送達する業務活動を指す。</p> <p>5. リースサービス。</p> <p>リースサービスには、ファイナンスリースサービス及びオペレーティングリースサービスを含む。</p> <p>(1) ファイナンスリースとは、融資の性質と所有権移転の特徴を有するリース活動を指す。即ち、レッサーがレシーの要求する規格・型番・性能等の条件に基づき購入した有形動産或いは不動産をレシーにリースし、契約期間内の所有権はレッサーに属し、レシーは使用権のみを有し、契約期間が満了しリース料を全額清算した後、レシーは残存価値に則りリース物を購入する権利を有し、その所有権を有することになる。レッサーがリース物をレッシ</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>按照标的物的不同，融资租赁服务可分为有形动产融资租赁服务和不动产融资租赁服务。</p> <p>融资性售后回租不按照本税目缴纳增值税。</p> <p>(2) 经营租赁服务，是指在约定时间内将有形动产或者不动产转让他人使用且租赁物所有权不变更的业务活动。</p> <p>按照标的物的不同，经营租赁服务可分为有形动产经营租赁服务和不动产经营租赁服务。</p> <p>将建筑物、构筑物等不动产或者飞机、车辆等有形动产的广告位出租给其他单位或者个人用于发布广告，按照经营租赁服务缴纳增值税。</p> <p>车辆停放服务、道路通行服务（包括过路费、过桥费、过闸费等）等按照不动产经营租赁服务缴纳增值税。</p> <p>水路运输的光租业务、航空运输的干租业务，属于经营租赁。</p> <p>光租业务，是指运输企业将船舶在约定的时间内出租给他人使用，不配备操作人员，不承担运输过程中发生的各项费用，只收取固定租赁费的业务活动。</p> <p>干租业务，是指航空运输企业将飞机在约定的时间内出租给他人使用，不配备机组人员，不承担运输过程中发生的各项费用，只收取固定租赁费的业务活动。</p> <p>6. 鉴证咨询服务。 鉴证咨询服务，包括认证服务、鉴证服务和咨询服务。</p> <p>(1) 认证服务，是指具有专业资质的单位利用检测、检验、计量等技术，证明产品、服务、管理体系符合相关技术规范、相关技术规范的强制性要求或者标准的业务活动。</p> <p>(2) 鉴证服务，是指具有专业资质的单位</p> | <p>一に販売するか否かを問わず、全てファイナンスリースに属する。</p> <p>目的物の違いにより、ファイナンスリースサービスは、有形動産ファイナンスリースと不動産ファイナンスリースに分別することができる。</p> <p>融資性リースバックは本税目に則らずに増徴税を納付する。</p> <p>(2) オペレーティングリースサービスとは、約定した期間内に有形動産或いは不動産を他者に譲渡して使用させ、またリース物の所有権は変更しない業務活動を指す。</p> <p>目的物の違いにより、オペレーティングリースサービスは、有形動産オペレーティングリースサービスと不動産オペレーティングリースサービスに分別することができる。</p> <p>建築物・構築物等の不動産或いは航空機・車両等の有形動産の広告位置をその他単位或いは個人に賃貸し広告発表に用いる場合、オペレーティングリースサービスに則り増徴税を納付する。</p> <p>車両駐停車サービス・道路通行サービス（道路通行料・橋梁通行料・水門通行料を含む）等は、不動産オペレーティングリースサービスに則り増徴税を納付する。</p> <p>水路運輸の裸備船業務・航空運輸のドライリース業務は、オペレーティングリースに属する。</p> <p>裸備船業務とは、運輸企業が船舶を約定期間内に他者に賃貸して使用させ、操作人員を配備せず、運輸過程において発生する各項目費用を負担せず、固定リース料のみを受領する業務活動を指す。</p> <p>ドライリース業務とは、航空運輸企業が飛行機を約定した期間内に他者に賃貸して使用させ、搭乗員を配備せず、運輸過程において発生した各種費用を負担せず、固定リース料のみを受領する業務活動を指す。</p> <p>6. 鑑定証明コンサルティングサービス。 鑑定証明コンサルティングサービスには、認証サービス・鑑定証明サービスとコンサルティングサービスを含む。</p> <p>(1) 認証サービスとは、専門資質を有する単位が検査測定・検証・計量等の技術を利用して、製品・サービス・管理体系が関連する技術規範・関連技術規範の強制性要求或いは基準に合致していることを証明する業務活動を指す。</p> <p>(2) 鑑定証明サービスとは、専門資質を</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>受託对相关事项进行鉴证，发表具有证明力的意见的业务活动。包括会计鉴证、税务鉴证、法律鉴证、职业技能鉴定、工程造价鉴证、工程监理、资产评估、环境评估、房地产土地评估、建筑图纸审核、医疗事故鉴定等。</p> <p>(3) 咨询服务，是指提供信息、建议、策划、顾问等服务的活动。包括金融、软件、技术、财务、税收、法律、内部管理、业务运作、流程管理、健康等方面的咨询。</p> <p>翻译服务和市场调查服务按照咨询服务缴纳增值税。</p> <p>7. 广播影视服务。</p> <p>广播影视服务，包括广播影视节目（作品）的制作服务、发行服务和播映（含放映，下同）服务。</p> <p>(1) 广播影视节目（作品）制作服务，是指进行专题（特别节目）、专栏、综艺、体育、动画片、广播剧、电视剧、电影等广播影视节目和作品制作的服务。具体包括与广播影视节目和作品相关的策划、采编、拍摄、录音、音视频文字图片素材制作、场景布置、后期的剪辑、翻译（编译）、字幕制作、片头、片尾、片花制作、特效制作、影片修复、编目和确权等业务活动。</p> <p>(2) 广播影视节目（作品）发行服务，是指以分账、买断、委托等方式，向影院、电台、电视台、网站等单位和个人发行广播影视节目（作品）以及转让体育赛事等活动的报道及播映权的业务活动。</p> <p>(3) 广播影视节目（作品）播映服务，是指在影院、剧院、录像厅及其他场所播映广播影视节目（作品），以及通过电台、电视台、卫星通信、互联网、有线电视等无线或者有线装置播映广播影视节目（作品）的业务活动。</p> | <p>有する単位が受託して関連事項に対して鑑定証明を行い、証明力を有する意見を發表する業務活動を指す。会計鑑定証明、税務鑑定証明、法律鑑定証明、職業技能鑑定評価・工事費用鑑定証明、工事監理・資産評価、環境アセスメント、不動産土地評価、建築図面審査、医療事故鑑定等を含む。</p> <p>(3) コンサルティングサービスとは、情報・提案・企画・顧問等のサービスを提供する活動を指す。金融・ソフトウェア・技術・財務・税収・法律・内部管理・業務運営・プロセス管理・健康等の方面のコンサルティングを含む。</p> <p>翻訳サービス及び市場調査サービスは、コンサルティングサービスに則り増値税を納付する。</p> <p>7. ラジオ・映画・テレビサービス。</p> <p>ラジオ・映画・テレビサービスには、ラジオ・映画・テレビ番組（作品）の制作サービス、配給サービス及び放映（上映を含む、以下同）サービスを含む。</p> <p>(1) ラジオ・映画・テレビ番組（作品）の制作サービスとは、特定テーマ（特別番組）・専門番組・バラエティー・スポーツ・アニメーション・ラジオドラマ・テレビドラマ・映画等のラジオ・映画・テレビ番組及び作品制作を行うサービスを指す。具体的には、ラジオ・映画・テレビ番組及び作品に関連する企画、インタビュー、撮影、録音、音声・映像・文字画像素材の制作、シーンレイアウト、後期の編集、翻訳（翻訳編集）、字幕制作、オープニング、エンディング、予告編制作、特殊効果制作、フィルム修復、番組編制及び使用権確認等の業務活動を含む。</p> <p>(2) ラジオ・映画・テレビ番組（作品）配給サービスとは、ロイヤリティ・売り切り・委託等の方式で、映画館・ラジオ局・テレビ局・ウェブサイト等の単位及び個人にラジオ・映画・テレビ番組（作品）を配給、及びスポーツ試合等の活動の報道及び放映権を譲渡する業務活動を指す。</p> <p>(3) ラジオ・映画・テレビ番組（作品）放映サービスとは、映画館・劇場・ビデオシアター及びその他の場所でラジオ・映画・テレビ番組（作品）を放映、及びラジオ局・テレビ局・衛星通信・インターネット・ケーブルテレビ等の無線或いは有線装置を通じてラジオ・映画・テレビ番組（作品）を放映する業務活動を指す。</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>8. 商务辅助服务。 商务辅助服务，包括企业管理服务、经纪代理服务、人力资源服务、安全保护服务。</p> <p>(1) 企业管理服务，是指提供总部管理、投资与资产管理、市场管理、物业管理、日常综合管理等服务的业务活动。</p> <p>(2) 经纪代理服务，是指各类经纪、中介、代理服务。包括金融代理、知识产权代理、货物运输代理、代理报关、法律代理、房地产中介、职业中介、婚姻中介、代理记账、拍卖等。</p> <p>货物运输代理服务，是指接受货物收货人、发货人、船舶所有人、船舶承租人或者船舶经营人的委托，以委托人的名义，为委托人办理货物运输、装卸、仓储和船舶进出港口、引航、靠泊等相关手续的业务活动。</p> <p>代理报关服务，是指接受进出口货物的收、发货人委托，代为办理报关手续的业务活动。</p> <p>(3) 人力资源服务，是指提供公共就业、劳务派遣、人才委托招聘、劳动力外包等服务的业务活动。</p> <p>(4) 安全保护服务，是指提供保护人身安全和财产安全，维护社会治安等的业务活动。包括场所住宅保安、特种保安、安全系统监控以及其他安保服务。</p> <p>9. 其他现代服务。 其他现代服务，是指除研发和技术服务、信息技术服务、文化创意服务、物流辅助服务、租赁服务、鉴证咨询服务、广播影视服务和商务辅助服务以外的现代服务。</p> <p>(七) 生活服务。 生活服务，是指为满足城乡居民日常生活需求提供的各类服务活动。包括文化体育服务、教育医疗服务、旅游娱乐服务、餐饮住宿服务、居民日常服务和其他生活服务。</p> <p>1. 文化体育服务。</p> | <p>8. ビジネスサポートサービス。 ビジネスサポートサービスには、企業管理サービス・ブローカー代理サービス・人的資源サービス・安全保護サービスを含む。</p> <p>(1) 企業管理サービスとは、本部管理・投資及び資産管理・市場管理・不動産管理・日常総合管理等のサービスを提供する業務活動を指す。</p> <p>(2) ブローカー代理サービスとは、各種ブローカー・仲介・代理サービスを指す。金融代理・知的財産権代理・貨物運輸代理・代理通関・法律代理・不動産仲介・職業仲介・結婚仲介・記帳代理・競売等を含む。</p> <p>貨物運輸代理サービスとは、貨物の集荷人・発送人・船舶所有者・船舶賃貸人または船舶経営者の委託を受けて、委託人の名義により、委託人に貨物運輸・積載・倉庫保管及び船舶の港湾出入り・水先案内・停泊等の関連手続きを行う業務活動を指す。</p> <p>代理通関サービスとは、輸出入貨物の受取・発送人の委託を受けて、通関手続きを代理で行う業務活動を指す。</p> <p>(3) 人的資源サービスとは、公共の就業・劳务派遣・人材の招聘委託・労働力のアウトソーシング等のサービスを提供する業務活動を指す。</p> <p>(4) 安全保護サービスとは、人身の安全及び財産の安全保護、社会治安維持等を提供する業務活動を指す。場所住宅保安・特殊保安・安全システム監督コントロール及びその他安全保障サービスを含む。</p> <p>9. その他の現代サービス。 その他の現代サービスとは、研究開発及び技術サービス、情報技術サービス、文化クリエイティブサービス、物流補助サービス、リースサービス、鑑定証明コンサルティングサービス、ラジオ・映画・テレビサービス及びビジネスサポートサービス以外の現代サービスを指す。</p> <p>(七) 生活サービス。 生活サービスとは、都市及び農村居住者の日常生活ニーズを満たすために提供する各種サービス活動を指す。文化・スポーツサービス、教育・医療サービス、旅行・娯楽サービス、飲食・宿泊サービス、居住者日常サービス及びその他の生活サービスを含む。</p> <p>1. 文化・スポーツサービス。</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>文化体育服务, 包括文化服务和体育服务。</p> <p>(1) 文化服务, 是指为满足社会公众文化生活需求提供的各种服务。包括: 文艺创作、文艺表演、文化比赛, 图书馆的图书和资料借阅, 档案馆的档案管理, 文物及非物质文化遗产保护, 组织举办宗教活动、科技活动、文化活动的, 提供游览场所。</p> <p>(2) 体育服务, 是指组织举办体育比赛、体育表演、体育活动, 以及提供体育训练、体育指导、体育管理的业务活动。</p> <p>2. 教育医疗服务。</p> <p>教育医疗服务, 包括教育服务和医疗服务。</p> <p>(1) 教育服务, 是指提供学历教育服务、非学历教育服务、教育辅助服务的业务活动。</p> <p>学历教育服务, 是指根据教育行政部门确定或者认可的招生和教学计划组织教学, 并颁发相应学历证书的业务活动。包括初等教育、初级中等教育、高级中等教育、高等教育等。</p> <p>非学历教育服务, 包括学前教育、各类培训、演讲、讲座、报告会等。</p> <p>教育辅助服务, 包括教育测评、考试、招生等服务。</p> <p>(2) 医疗服务, 是指提供医学检查、诊断、治疗、康复、预防、保健、接生、计划生育、防疫服务等方面的服务, 以及与这些服务有关的提供药品、医用材料器具、救护车、病房住宿和伙食的业务。</p> <p>3. 旅游娱乐服务。</p> <p>旅游娱乐服务, 包括旅游服务和娱乐服务。</p> <p>(1) 旅游服务, 是指根据旅游者的要求, 组织安排交通、游览、住宿、餐饮、购物、文娱、商务等服务的业务活动。</p> <p>(2) 娱乐服务, 是指为娱乐活动同时提供场所和服务的业务。</p> <p>具体包括: 歌厅、舞厅、夜总会、酒吧、台球、高尔夫球、保龄球、游艺(包括射击、狩猎、跑马、游戏机、蹦极、卡丁车、热气</p> | <p>文化・スポーツサービスには、文化サービス及びスポーツサービスを含む。</p> <p>(1) 文化サービスとは、社会公衆の文化生活ニーズを満たすために提供する各種サービスを指す。以下を含む: 文芸創作・文芸上演・文化コンテスト、図書館の図書及び資料貸出・閲覧、資料館の資料管理、文化財及び非物質的遺産の保護、宗教活動・科学技術活動・文化活動の組織及び開催、遊覧場所の提供。</p> <p>(2) スポーツサービスとは、スポーツ試合・スポーツ実演・スポーツ活動を組織及び開催する、及びスポーツトレーニング・スポーツ指導・スポーツ管理を提供する業務活動を指す。</p> <p>2. 教育・医療サービス。</p> <p>教育・医療サービスは、教育サービス及び医療サービスを含む。</p> <p>(1) 教育サービス</p> <p>教育サービスとは、学歴教育サービス・非学歴教育サービス・教育サポートサービスを提供する業務活動を指す。</p> <p>学歴教育サービスとは、教育行政管理部门が確定或いは認可する学生募集及び授業計画に基づき授業を組織し、また相応する学歴証書を発行する業務活動を指す。初等教育・初等中等教育・高級中等教育・高等教育等を含む。</p> <p>非学歴教育サービスは、就学前教育・各種研修・講演・講座・报告会等を含む。</p> <p>教育サポートサービスは、教育テスト・評価、試験、学生募集等のサービスを含む。</p> <p>(2) 医療サービスとは、医学検査・診断・治療・リハビリ・予防・保険・助産・計画出産・防疫サービス等の方面のサービスを提供する、及びこれらのサービスに関連する薬品・医療素材及び器具・救急車・病室の宿泊及び食事を提供する業務を指す。</p> <p>3. 旅行・娯楽サービス。</p> <p>旅行・娯楽サービスは、旅行サービス及び娯楽サービスを含む。</p> <p>(1) 旅行サービスとは、旅行者の要求に基づき、交通・観光・宿泊・飲食・ショッピング・レクリエーション・商用等のサービスを提供する業務活動を指す。</p> <p>(2) 娯楽サービスとは、娯楽活動のために場所及びサービスを同時提供する業務を指す。</p> <p>具体的には以下を含む: カラオケホール・ダンスホール・ナイトクラブ・バー・</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>球、動力傘、射箭、飞镖)。</p> <p>4. 餐饮住宿服务。 餐饮住宿服务,包括餐饮服务和住宿服务。</p> <p>(1) 餐饮服务,是指通过同时提供饮食和饮食场所的方式为消费者提供饮食消费服务的业务活动。</p> <p>(2) 住宿服务,是指提供住宿场所及配套服务等等的活动。包括宾馆、旅馆、旅社、度假村和其他经营性住宿场所提供的住宿服务。</p> <p>5. 居民日常服务。 居民日常服务,是指主要为满足居民个人及其家庭日常生活需求提供的服务,包括市容市政管理、家政、婚庆、养老、殡葬、照料和护理、救助救济、美容美发、按摩、桑拿、氧吧、足疗、沐浴、洗染、摄影扩印等服务。</p> <p>6. 其他生活服务。 其他生活服务,是指除文化体育服务、教育医疗服务、旅游娱乐服务、餐饮住宿服务和居民日常服务之外的生活服务。</p> <p>二、销售无形资产 销售无形资产,是指转让无形资产所有权或者使用权的业务活动。无形资产,是指不具实物形态,但能带来经济利益的资产,包括技术、商标、著作权、商誉、自然资源使用权和其他权益性无形资产。</p> <p>技术,包括专利技术和非专利技术。 自然资源使用权,包括土地使用权、海域使用权、探矿权、采矿权、取水权和其他自然资源使用权。 其他权益性无形资产,包括基础设施资产经营权、公共事业特许权、配额、经营权(包括特许经营权、连锁经营权、其他经营权)、经销权、分销权、代理权、会员权、席位权、网络游戏虚拟道具、域名、名称权、肖像权、冠名权、转会费等。</p> | <p>ビリヤード・ゴルフ・ボウリング・遊戯(射撃・猟・乗馬・ゲーム機・バンジー・ゴーカード・熱気球・パラシュート・アーチェリー・ダーツを含む)。</p> <p>4. 飲食・宿泊サービス 飲食・宿泊サービスは、飲食サービス及び宿泊サービスを含む。</p> <p>(1) 飲食サービスとは、飲食及び飲食場所を同時に提供する方式を通じて消費者に飲食消費サービスを提供する業務活動を指す。</p> <p>(2) 宿泊サービスとは、宿泊場所及び付帯サービス等を提供する活動を指す。ホテル・旅館・宿屋・リゾート村及びその他の経営性宿泊場所が提供する宿泊サービスを含む。</p> <p>5. 居住者日常サービス 居住者日常サービスとは、主に居住者個人及びその家庭の日常生活ニーズを満たすために提供するサービスを指し、都市の外観行政管理・家政・結婚・老人介護・葬儀・介護及び看護・救助救済・美容美髪・按摩・サウナ・酸素バー・リフレクソロジー・入浴・クリーニング・撮影プリント等のサービスを含む。</p> <p>6. その他の生活サービス。 その他の生活サービスとは、文化・スポーツサービス、教育・医療サービス、旅行・娯楽サービス、飲食・宿泊サービス、居住者日常サービス以外の生活サービスを指す。</p> <p>二、無形資産の販売 無形資産の販売とは、無形資産の所有権或いは使用権を譲渡する業務活動を指す。無形資産とは、実物の形態を有さないが、経済利益をもたらすことが可能な資産を指し、技術・商標・著作権・のれん・自然资源使用权及びその他の權益性無形資産を含む。</p> <p>技術は、特許技術及び非特許技術を含む。 自然资源使用权は、土地使用权・海域使用权・探鉱権・採鉱権・取水権及びその他の自然资源使用权を含む。 その他の權益性無形資産は、インフラ資産経営権・公共事業特許権・割当額・経営権(特許経営権・チェーン経営権・その他の経営権を含む)・取次権・流通権・代理権・会員権・議席権・オンラインゲームバーチャルアイテム・ドメインネーム・名称権・肖像権・命名権・移籍費用等を含む。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>三、销售不动产</p> <p>销售不动产，是指转让不动产所有权的业务活动。不动产，是指不能移动或者移动后会引起性质、形状改变的财产，包括建筑物、构筑物等。</p> <p>建筑物，包括住宅、商业营业用房、办公楼等可供居住、工作或者进行其他活动的建造物。</p> <p>构筑物，包括道路、桥梁、隧道、水坝等建造物。</p> <p>转让建筑物有限产权或者永久使用权的，转让在建的建筑物或者构筑物所有权的，以及在转让建筑物或者构筑物时一并转让其所占土地的使用权的，按照销售不动产缴纳增值税。</p> | <p>三、不動産販売</p> <p>不動産販売とは、不動産所有権を譲渡する業務活動を指す。不動産とは、移動不能或いは移動後に性質・形状の変化をもたらす財産を指し、建築物・構築物等を含む。</p> <p>建築物は、住宅・商業営業用建物・オフィスビル等の居住・業務を供給或いはその他活動を行うことができる建造物を含む。</p> <p>構築物は、道路・橋梁・トンネル・ダム等の建造物を含む。</p> <p>建築物有限財産権或いは永久使用権を譲渡する場合、建設中の建築物或いは構築物の所有権を譲渡する場合、及び建築物或いは構築物の譲渡の際にその占有地の使用権も一括で譲渡する場合は、不動産販売に則り増値税を納付する。</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>附件 2: 营业税改征增值税试点有关事项的规定</p> <p>一、营改增试点期间，试点纳税人[指按照《营业税改征增值税试点实施办法》(以下简称《试点实施办法》)缴纳增值税的纳税人]有关政策</p> <p>(一) 兼营。</p> <p>试点纳税人销售货物、加工修理修配劳务、服务、无形资产或者不动产适用不同税率或者征收率的，应当分别核算适用不同税率或者征收率的销售额，未分别核算销售额的，按照以下方法适用税率或者征收率：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 兼有不同税率的销售货物、加工修理修配劳务、服务、无形资产或者不动产，从高适用税率。 2. 兼有不同征收率的销售货物、加工修理修配劳务、服务、无形资产或者不动产，从高适用征收率。 3. 兼有不同税率和征收率的销售货物、加工修理修配劳务、服务、无形资产或者不动产，从高适用税率。 <p>(二) 不征收增值税项目。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 根据国家指令无偿提供的铁路运输服务、航空运输服务，属于《试点实施办法》第十四条规定的用于公益事业的服务。 2. 存款利息。 3. 被保险人获得的保险赔付。 4. 房地产主管部门或者其指定机构、公积金管理中心、开发企业以及物业管理单位代收的住宅专项维修资金。 5. 在资产重组过程中，通过合并、分立、出售、置换等方式，将全部或者部分实物资产以及与其相关联的债权、负债和劳动力一 | <p>付属文書 2 : 営業税から増値税への徴収変更の関連事項に関する規定</p> <p>一、営業税から増値税への徴収変更試行期間における、試行納税者[《営業税から増値税への徴収変更試行に関する実施弁法》(以下《試行実施弁法》)に則り増値税を納付する納税者を指す]の関連政策</p> <p>(一) 兼営。</p> <p>試行納税者が販売する貨物・加工修理補修役務・サービス・無形資産及び不動産について異なる税率或いは徴収率を適用する場合、異なる税率或いは徴収率を適用する売上高をそれぞれ計算し、売上高を区分して計算していない場合、以下の方法に従い税率或いは徴収率を適用しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 異なる税率の貨物・加工修理補修役務・サービス・無形資産或いは不動産の販売を兼営する場合、高い方から税率を適用する。 2. 異なる徴収率の貨物・加工修理補修役務・サービス無形資産或いは不動産の販売を兼営する場合、高い方から徴収率を適用する。 3. 異なる税率及び徴収率の貨物・加工修理補修役務・サービス・無形資産或いは不動産の販売を兼営する場合、高い方から税率を適用する。 <p>(二) 増値税非徴収項目。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家の指示に基づき無償提供された鉄道運輸サービス・航空運輸サービス、《試行実施弁法》第十四条が規定する公益事業に属する公共事業のサービス。 2. 預金利息。 3. 被保険者が獲得した保険賠償金。 4. 不動産主管部門或いはその指定機構・公積金管理センター・開発企業及び不動産管理単位が代理回収した住宅特定補修資金。 5. 資産再編の過程において、合併・分割・売却・置換等の方式を通じて、全部或いは一部の実物資産及びそれに関連する債権・ |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>并转让给其他单位和个人，其中涉及的不动产、土地使用权转让行为。</p> <p>(三) 销售额。</p> <p>1. 贷款服务，以提供贷款服务取得的全部利息及利息性质的收入为销售额。</p> <p>2. 直接收费金融服务，以提供直接收费金融服务收取的手续费、佣金、酬金、管理费、服务费、经手费、开户费、过户费、结算费、转托管费等各类费用为销售额。</p> <p>3. 金融商品转让，按照卖出价扣除买入价后的余额为销售额。</p> <p>转让金融商品出现的正负差，按盈亏相抵后的余额为销售额。若相抵后出现负差，可结转下一纳税期与下期转让金融商品销售额相抵，但年末时仍出现负差的，不得转入下一个会计年度。</p> <p>金融商品的买入价，可以选择按照加权平均法或者移动加权平均法进行核算，选择后36个月内不得变更。</p> <p>金融商品转让，不得开具增值税专用发票。</p> <p>4. 经纪代理服务，以取得的全部价款和价外费用，扣除向委托方收取并代为支付的政府性基金或者行政事业性收费后的余额为销售额。向委托方收取的政府性基金或者行政事业性收费，不得开具增值税专用发票。</p> <p>5. 融资租赁和融资性售后回租业务。</p> <p>(1) 经人民银行、银监会或者商务部批准从事融资租赁业务的试点纳税人，提供融资租赁服务，以取得的全部价款和价外费用，扣除支付的借款利息（包括外汇借款和人民币借款利息）、发行债券利息和车辆购置税后的余额为销售额。</p> | <p>負債・労働力をその他単位及び個人へ一括で譲渡した場合、このうちの関連する不動産・土地所有権の譲渡行為。</p> <p>(三) 売上高。</p> <p>1. 貸付サービスは、貸付サービスの提供により取得した全ての利息及び利息性質の収入を売上高とする。</p> <p>2. 直接費用徴収金融サービスは、直接費用徴収金融サービスの提供により取得した手数料・コミッション・報酬・管理費・サービス費・取扱費・口座開設費・名義変更費・決済費・委託管理移転費等の各種費用を売上高とする。</p> <p>3. 金融商品の譲渡は、売却額に基づき購入額を控除した後の残高を売上高とする。</p> <p>金融商品の譲渡により生じた正負差は、損益に基づき相殺した後の残高を売上高とする。相殺後に負差が生じた場合、翌納税期に繰り越して次期の金融商品譲渡の売上高と相殺することができるが、年末になお負差が生じている場合、翌会計年度に繰り越してはならない。</p> <p>金融商品の購入額は、加重平均法或いは移動加重平均法に基づく計算を選択できるが、選択後36ヶ月以内は変更してはならない。</p> <p>金融商品の譲渡は、増値税専用発票を発行してはならない。</p> <p>4. ブローカー代理サービスは、取得した全ての代金及び代金外費用から、委託者から受領の上代理で支払った政府性基金或いは行政事業性費用を控除した後の残高を売上高とする。委託者から受領した政府性基金或いは行政事業性費用は、増値税専用発票を発行してはならない。</p> <p>5. ファイナンスリース・融資性リースバック業務。</p> <p>(1) 人民銀行・銀监会或いは商務部の批准を経てファイナンスリース業務に従事する試行納税者が、ファイナンスリースサービスを提供する場合、取得した全ての代金及び代金外費用から、支払った借入利息(外貨借入及び人民元借入の利息を含む)・発行債券利息及び車両購入税を控除した後の残</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>(2) 经人民银行、银监会或者商务部批准从事融资租赁业务的试点纳税人，提供融资性售后回租服务，以取得的全部价款和价外费用（不含本金），扣除对外支付的借款利息（包括外汇借款和人民币借款利息）、发行债券利息后的余额作为销售额。</p> <p>(3) 试点纳税人根据 2016 年 4 月 30 日前签订的有形动产融资性售后回租合同，在合同到期前提供的有形动产融资性售后回租服务，可继续按照有形动产融资租赁服务缴纳增值税。</p> <p>继续按照有形动产融资租赁服务缴纳增值税的试点纳税人，经人民银行、银监会或者商务部批准从事融资租赁业务的，根据 2016 年 4 月 30 日前签订的有形动产融资性售后回租合同，在合同到期前提供的有形动产融资性售后回租服务，可以选择以下方法之一计算销售额：</p> <p>① 以向承租方收取的全部价款和价外费用，扣除向承租方收取的价款本金，以及对外支付的借款利息（包括外汇借款和人民币借款利息）、发行债券利息后的余额为销售额。</p> <p>纳税人提供有形动产融资性售后回租服务，计算当期销售额时可以扣除的价款本金，为书面合同约定的当期应当收取的本金。无书面合同或者书面合同没有约定的，为当期实际收取的本金。</p> <p>试点纳税人提供有形动产融资性售后回租服务，向承租方收取的有形动产价款本金，不得开具增值税专用发票，可以开具普通发票。</p> <p>② 以向承租方收取的全部价款和价外费用，扣除支付的借款利息（包括外汇借款和</p> | <p>高を売上高とする。</p> <p>(2) 人民銀行・銀監会或いは商務部の批准を経てファイナンスリース業務に従事する試行納税者が、融資性リースバックサービスを提供する場合、取得した全ての代金及び代金外費用（元金を含まない）から、対外支払を行った借入利息（外貨借入及び人民元借入の利息を含む）・発行債券利息を控除した後の残高を売上高とする。</p> <p>(3) 試行納税者が 2016 年 4 月 30 日前に締結した有形動産融資性リースバック契約について、契約期限到来前に提供した有形動産融資性リースバックサービスは、引き続き有形動産ファイナンスリースサービスに基づき増値税を納付することができる。</p> <p>引き続き有形動産ファイナンスリースサービスに基づき増値税を納付する試行納税者が、人民銀行・銀監会或いは商務部の批准を経てファイナンスリース業務に従事する場合、2016 年 4 月 30 日前に締結した有形動産融資性リースバック契約に基づき、契約期限到来前に提供した有形動産融資性リースバックサービスは、以下の方法のいずれかを選択して売上高を計算することができる：</p> <p>① レッシーから受領した全ての代金及び代金外費用から、レッシーから受領した代金元金、及び対外支払を行った借入利息（外貨借入及び人民元借入の利息を含む）・発行債券利息を控除した残高を売上高とする。</p> <p>納税者が提供する有形動産融資性リースバックサービスについては、当期の売上高を計算する際に控除することができる代金元金を計算し、書面契約により約定された当期に受領すべき元金とする。書面による契約が無い或いは書面契約に約定がない場合、当期の実際に受領した元金とする。</p> <p>試行納税者が提供する有形動産融資性リースバックサービスについて、レッシーから受領した有形動産の代金元金は、増値税専用発票を発行してはならないが、普通発票を発行することができる。</p> <p>② レッシーから受領した全ての代金及び代金外費用から、支払った借入利息（外貨</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>人民币借款利息)、发行债券利息后的余额为销售额。</p> <p>(4) 经商务部授权的省级商务主管部门和国家经济技术开发区批准的从事融资租赁业务的试点纳税人, 2016年5月1日后实收资本达到1.7亿元的, 从达到标准的当月起按照上述第(1)、(2)、(3)点规定执行; 2016年5月1日后实收资本未达到1.7亿元但注册资本达到1.7亿元的, 在2016年7月31日前仍可按照上述第(1)、(2)、(3)点规定执行, 2016年8月1日后开展的融资租赁业务和融资性售后回租业务不得按照上述第(1)、(2)、(3)点规定执行。</p> <p>6. 航空运输企业的销售额, 不包括代收的机场建设费和代售其他航空运输企业客票而代收转付的价款。</p> <p>7. 试点纳税人中的一般纳税人(以下称一般纳税人)提供客运场站服务, 以其取得的全部价款和价外费用, 扣除支付给承运方运费后的余额为销售额。</p> <p>8. 试点纳税人提供旅游服务, 可以选择以取得的全部价款和价外费用, 扣除向旅游服务购买方收取并支付给其他单位或者个人的住宿费、餐饮费、交通费、签证费、门票费和支付给其他接团旅游企业的旅游费用后的余额为销售额。</p> <p>选择上述办法计算销售额的试点纳税人, 向旅游服务购买方收取并支付的上述费用, 不得开具增值税专用发票, 可以开具普通发票。</p> <p>9. 试点纳税人提供建筑服务适用简易计税方法的, 以取得的全部价款和价外费用扣除支付的分包款后的余额为销售额。</p> | <p>借入及び人民元借入の利息を含む)・発行債券利息を控除した後の残高を売上高とする。</p> <p>(4) 商務部が授權した省級商務主管部門及び国家經濟技術開發区の批准を経てファイナンスリース業務に従事する試行納税者について、2016年5月1日後の実収資本が1.7億元に達している場合、基準に達した当月から上述の第(1)・(2)・(3)点の規定に則り執行する; 2016年5月1日後の実収資本が1.7億元に達していないが、登録資本が1.7億元に達している場合、2016年7月31日迄は引き続き上述の第(1)・(2)・(3)点の規定に則り執行することができるが、2016年8月1日以降に実行するファイナンスリース業務及び融資性リースバック業務は、上述の第(1)・(2)・(3)点の規定に則り執行してはならない。</p> <p>6. 航空運輸企業の売上高には、代理徴収した空港建設費及びその他の航空運輸企業のチケット代理販売により代理徴収して支払った代金を含まない。</p> <p>7. 試行納税者内の一般納税者(以下「一般納税者」)が提供する旅客運輸ステーションサービスについては、その取得した全ての代金及び代金外費用から、運輸請負者に支払った輸送費を控除した後の残高を売上高とする。</p> <p>8. 試行納税者が提供する旅行サービスについては、取得した全ての代金及び代金外費用から、旅行サービス購入者から受領し、その他の単位或いは個人に支払った宿泊費・飲食費・交通費・ビザ費用・チケット代及びその他の団体旅行受入企業に支払った観光費用を控除した残高を売上高とすることを選擇することができる。</p> <p>上述の方法を選擇して売上高を計算する試行納税者は、旅行サービス購入者から受領して支払った上述の費用について、増値税専用發票を發行してはならないが、普通發票を發行することができる。</p> <p>9. 試行納税者が提供した建築サービスに簡易税額計算方法を適用する場合、取得した全ての代金及び代金外費用から支払った</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>10. 房地产开发企业中一般纳税人销售其开发的房地产项目（选择简易计税方法的房地产老项目除外），以取得的全部价款和价外费用，扣除受让土地时向政府部门支付的土地价款后的余额为销售额。</p> <p>房地产老项目，是指《建筑工程施工许可证》注明的合同开工日期在 2016 年 4 月 30 日前的房地产项目。</p> <p>11. 试点纳税人按照上述 4—10 款的规定从全部价款和价外费用中扣除的价款，应当取得符合法律、行政法规和国家税务总局规定的有效凭证。否则，不得扣除。</p> <p>上述凭证是指：</p> <p>（1）支付给境内单位或者个人的款项，以发票为合法有效凭证。</p> <p>（2）支付给境外单位或者个人的款项，以该单位或者个人的签收单据为合法有效凭证，税务机关对签收单据有疑议的，可以要求其提供境外公证机构的确认证明。</p> <p>（3）缴纳的税款，以完税凭证为合法有效凭证。</p> <p>（4）扣除的政府性基金、行政事业性收费或者向政府支付的土地价款，以省级以上（含省级）财政部门监（印）制的财政票据为合法有效凭证。</p> <p>（5）国家税务总局规定的其他凭证。</p> <p>纳税人取得的上述凭证属于增值税扣税凭证的，其进项税额不得从销项税额中抵扣。</p> <p>（四）进项税额。</p> <p>1. 适用一般计税方法的试点纳税人，2016 年 5 月 1 日后取得并在会计制度上按固定资</p> | <p>下请代金を控除した後の残高を売上高とする。</p> <p>10. 不動産開発企業内の一般納税者が販売するその開発した不動産プロジェクト（簡易税額計算方法を選択した不動産旧プロジェクトを除く）については、取得した全ての代金及び代金外費用から、土地を譲り受けた際に政府部門に支払った土地代金を控除した残高を売上高とする。</p> <p>不動産旧プロジェクトとは、《建設工事施工許可証》に明記されている契約着工日が、2016 年 4 月 30 日以前の不動産プロジェクトを指す。</p> <p>11. 試行納税者が上述の 4-10 項の規定に則り、全ての代金及び代金外費用から控除する代金は、法律・行政法規及び国家税務総局の規定に合致した有効な証憑を取得しなければならない。そうでない場合、控除してはならない。</p> <p>上述の証憑とは以下を指す：</p> <p>（1）国内の単位或いは個人に支払った金員の場合、発票を合法且つ有効な証憑とする。</p> <p>（2）国外の単位或いは個人に支払った金員の場合、当該単位或いは個人がサイン・受領した書類を合法且つ有効な証憑とし、税務機関がサイン・受領した書類に対して疑義を有する場合、国外公証機関の確認証明の提出を要求することができる。</p> <p>（3）納付した税金については、納税証明を合法且つ有効な証憑とする。</p> <p>（4）控除した政府性基金・行政事業性費用或いは政府に支払った土地代金については、省級以上（省級を含む）財政部門が製作監督（印刷）した財政証書を合法且つ有効な証憑とする。</p> <p>（5）国家税務総局が規定するその他の証憑。</p> <p>納税者が取得した上述の証憑が増値税控除証憑に属する場合、その仕入税額を売上税額から控除してはならない。</p> <p>（四）仕入税額。</p> <p>1. 一般税額計算方法を適用する試行納税者が、2016 年 5 月 1 日以降に取得且つ会計</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>产核算的不动产或者 2016 年 5 月 1 日后取得的不动产在建工程，其进项税额应自取得之日起分 2 年从销项税额中抵扣，第一年抵扣比例为 60%，第二年抵扣比例为 40%。</p> <p>取得不动产，包括以直接购买、接受捐赠、接受投资入股、自建以及抵债等各种形式取得不动产，不包括房地产开发企业自行开发的房地产项目。</p> <p>融资租入的不动产以及在施工现场修建的临时建筑物、构筑物，其进项税额不适用上述分 2 年抵扣的规定。</p> <p>2. 按照《试点实施办法》第二十七条第（一）项规定不得抵扣且未抵扣进项税额的固定资产、无形资产、不动产，发生用途改变，用于允许抵扣进项税额的应税项目，可在用途改变的次月按照下列公式计算可以抵扣的进项税额：</p> <p>可以抵扣的进项税额=固定资产、无形资产、不动产净值/（1+适用税率）×适用税率</p> <p>上述可以抵扣的进项税额应取得合法有效的增值税扣税凭证。</p> <p>3. 纳税人接受贷款服务向贷款方支付的与该笔贷款直接相关的投融资顾问费、手续费、咨询费等费用，其进项税额不得从销项税额中抵扣。</p> <p>（五）一般纳税人资格登记。</p> <p>《试点实施办法》第三条规定的年应税销售额标准为 500 万元（含本数）。财政部和国家税务总局可以对年应税销售额标准进行调整。</p> <p>（六）计税方法。</p> <p>一般纳税人发生下列应税行为可以选择适用简易计税方法计税：</p> | <p>制度上固定資産として計算する不動産、或いは 2016 年 5 月 1 日以降に取得した建設中の不動産について、その仕入税額は取得日から 2 年に分けて売上税額から控除しなければならない、1 年目の控除比率は 60%、2 年目の控除比率は 40%とする。</p> <p>不動産の取得は、直接購入・寄贈の受領・投資及び出資の受入・自己建設及び債務補償等の各種形式により取得する不動産を含み、不動産開発企業が自ら開発した不動産プロジェクトは含まない。</p> <p>ファイナンスリースで賃借した不動産及び施工現場の敷設における臨時的建築物・構築物について、その仕入税額は上述の 2 年分割控除の規定を適用しない。</p> <p>2. 《試行実施弁法》第二十七条第（一）項の規定に則り、仕入税額を控除してはならず且つ控除していない固定資産・無形資産・不動産について用途変更が発生し、仕入税額の控除が許可された課税項目に用いる場合、用途変更の翌月より以下の公式に則り控除可能な仕入税額を計算することができる：</p> <p>控除可能な仕入税額=固定資産・無形資産・不動産のネット額/（1+適用税率）×適用税率</p> <p>上述の控除可能な仕入税額は、合法且つ有効な増値税控除証憑を取得しなければならない。</p> <p>3. 納税者が貸付サービスを受けて貸付側に支払った当該貸付に直接関わる投融資顧問費・手数料・コンサルティング費等の費用については、その仕入税額は売上税額から控除してはならない。</p> <p>（五）一般納税者資格登記。</p> <p>《試行実施弁法》第三条が規定する年間課税売上高の基準は 500 万元（500 万元を含む）とする。財政部及び国家税務総局は年間課税売上高に対して調整を行うことができる。</p> <p>（六）税額計算方法。</p> <p>一般納税者に以下の課税行為が発生した場合、簡易税額計算方法の適用を選択して税額を計算することができる：</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>1. 公共交通运输服务。</p> <p>公共交通运输服务，包括轮客渡、公交客运、地铁、城市轻轨、出租车、长途客运、班车。</p> <p>班车，是指按固定路线、固定时间运营并在固定站点停靠的运送旅客的陆路运输服务。</p> <p>2. 经认定的动漫企业为开发动漫产品提供的动漫脚本编撰、形象设计、背景设计、动画设计、分镜、动画制作、摄制、描线、上色、画面合成、配音、配乐、音效合成、剪辑、字幕制作、压缩转码(面向网络动漫、手机动漫格式适配)服务，以及在境内转让动漫版权(包括动漫品牌、形象或者内容的授权及再授权)。</p> <p>动漫企业和自主开发、生产动漫产品的认定标准和认定程序，按照《文化部 财政部 国家税务总局关于印发〈动漫企业认定管理办法(试行)〉的通知》(文市发〔2008〕51号)的规定执行。</p> <p>3. 电影放映服务、仓储服务、装卸搬运服务、收派服务和文化体育服务。</p> <p>4. 以纳入营改增试点之日前取得的有形动产为标的物提供的经营租赁服务。</p> <p>5. 在纳入营改增试点之日前签订的尚未执行完毕的有形动产租赁合同。</p> <p>(七) 建筑服务。</p> <p>1. 一般纳税人以清包工方式提供的建筑服务，可以选择适用简易计税方法计税。</p> <p>以清包工方式提供建筑服务，是指施工方不采购建筑工程所需的材料或只采购辅助材</p> | <p>1 公共交通運輸サービス。</p> <p>公共交通運輸サービスには、フェリー・公共交通旅客運輸・地下鉄・都市軽軌鉄道・タクシー・長距離旅客運輸・定期バスを含む。</p> <p>定期バスとは、固定路線・固定時間に則り運営し、固定のバス停に停留する旅客運送の陸路運輸サービスを指す。</p> <p>2. アニメ・コミック企業に認定された企業がアニメ・コミック商品の開発のために提供するアニメ・コミックのシナリオ編集・デザイン設計・背景設計・動画設計・絵コンテ・動画制作・撮影制作・描線・着色・画面合成・アテレコ・BGM・ミキシング・編集・字幕制作・トランスコード圧縮(オンラインアニメ・コミック、携帯用アニメ・コミック対応フォーマット)サービス、及び国内のアニメ・コミック著作権譲渡(アニメ・コミックのブランド、イメージもしくはコンテンツのライセンス及びサブライセンスを含む)。</p> <p>アニメ・コミック企業とアニメ・コミック商品の自主開発、生産の認定基準及び認定手続きは、《文化部 财政部 国家税務総局：〈アニメ・コミック企業認定管理弁法(試行)〉印刷・公布の通知》(文市発[2008]51号)の規定に則り執行する。</p> <p>3. 映画放映サービス、倉庫保管サービス、荷役運搬サービス、集配サービス及び文化スポーツサービス。</p> <p>4. 営業税から増値税への徴収変更試行の組入日前に取得した有形動産を目的物として提供したオペレーティングリースサービス。</p> <p>5. 営業税から増値税への徴収変更試行の組入日前に締結したが執行が未完了である有形動産リース契約。</p> <p>(七) 建築サービス。</p> <p>1. 一般納税者が施工請負方式により提供した建築サービスについては、簡易税額計算方法の適用を選択して税額を計算することができる。</p> <p>施工請負方式により提供した建築サービスとは、施工者が建築工事に必要な材料を</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>料，并收取人工费、管理费或者其他费用的建筑服务。</p> <p>2. 一般纳税人为甲供工程提供的建筑服务，可以选择适用简易计税方法计税。</p> <p>甲供工程，是指全部或部分设备、材料、动力由工程发包方自行采购的建筑工程。</p> <p>3. 一般纳税人为建筑工程老项目提供的建筑服务，可以选择适用简易计税方法计税。</p> <p>建筑工程老项目，是指：</p> <p>(1) 《建筑工程施工许可证》注明的合同开工日期在 2016 年 4 月 30 日前的建筑工程项目；</p> <p>(2) 未取得《建筑工程施工许可证》的，建筑工程承包合同注明的开工日期在 2016 年 4 月 30 日前的建筑工程项目。</p> <p>4. 一般纳税人跨县（市）提供建筑服务，适用一般计税方法计税的，应以取得的全部价款和价外费用为销售额计算应纳税额。纳税人应以取得的全部价款和价外费用扣除支付的分包款后的余额，按照 2% 的预征率在建筑服务发生地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>5. 一般纳税人跨县（市）提供建筑服务，选择适用简易计税方法计税的，应以取得的全部价款和价外费用扣除支付的分包款后的余额为销售额，按照 3% 的征收率计算应纳税额。纳税人应按照上述计税方法在建筑服务发生地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>6. 试点纳税人中的小规模纳税人（以下称</p> | <p>購入しない或いは補助材料のみを購入し、人件費・管理費或いはその他費用を受領する建築サービスを指す。</p> <p>2. 一般納税者が労務提供工事を提供する建築サービスについては、簡易税額計算方法の適用を選択して税額を計算することができる。</p> <p>労務提供工事とは、全て或いは一部の設備・材料・動力を工事発注者が自ら購入する建築工事を指す。</p> <p>3. 一般納税者が建築工事旧プロジェクトに提供した建築サービスについては、簡易税額計算方法の適用を選択して税額を計算することができる。</p> <p>建築工事旧プロジェクトとは、以下を指す：</p> <p>(1) 《建築工事施工許可証》に明記されている契約着工日が 2016 年 4 月 30 日以前である建築工事プロジェクト；</p> <p>(2) 《建築工事施工許可証》を取得していないが、建築工事の請負契約に明記されている着工日が 2016 年 4 月 30 日以前である建築工事プロジェクト。</p> <p>4. 一般納税者が県（市）を跨いで建築サービスを提供し、一般税額計算方法を適用して税額を計算する場合、取得した全ての代金及び代金外費用を売上高として納税額を計算しなければならない。納税者が取得した全ての代金及び代金外費用から、支払った下請代金を控除した後の残高は、2% の予定徴収率に則り建築サービス発生地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>5. 一般納税者が県（市）を跨いで建築サービスを提供し、簡易税額計算方法を適用して税額を計算する場合、取得した全ての代金及び代金外費用から、支払った下請代金を控除した後の残高を売上高とし、3% の徴収率に基づき納税額を計算しなければならない。納税者は上述の税額計算方法に則り建築サービス発生地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>6. 試行納税者内の小規模納税者（以下「小</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>小规模纳税人) 跨县(市) 提供建筑服务, 应以取得的全部价款和价外费用扣除支付的分包款后的余额为销售额, 按照 3% 的征收率计算应纳税额。纳税人应按照上述计税方法在建筑服务发生地预缴税款后, 向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>(八) 销售不动产。</p> <p>1. 一般纳税人销售其 2016 年 4 月 30 日前取得(不含自建) 的不动产, 可以选择适用简易计税方法, 以取得的全部价款和价外费用减去该项不动产购置原价或者取得不动产时的作价后的余额为销售额, 按照 5% 的征收率计算应纳税额。纳税人应按照上述计税方法在不动产所在地预缴税款后, 向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>2. 一般纳税人销售其 2016 年 4 月 30 日前自建的不动产, 可以选择适用简易计税方法, 以取得的全部价款和价外费用为销售额, 按照 5% 的征收率计算应纳税额。纳税人应按照上述计税方法在不动产所在地预缴税款后, 向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>3. 一般纳税人销售其 2016 年 5 月 1 日后取得(不含自建) 的不动产, 应适用一般计税方法, 以取得的全部价款和价外费用为销售额计算应纳税额。纳税人应以取得的全部价款和价外费用减去该项不动产购置原价或者取得不动产时的作价后的余额, 按照 5% 的预征率在不动产所在地预缴税款后, 向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>4. 一般纳税人销售其 2016 年 5 月 1 日后自建的不动产, 应适用一般计税方法, 以取得</p> | <p>規模納税者) が県(市) を跨いで建築サービスを提供した場合、取得した全ての代金及び代金外費用から、支払った下請代金を控除した後の残高を売上高とし、3% の徴収率に基づき納税額を計算しなければならない。納税者は上述の税額計算方法に則り建築サービス発生地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>(八) 不動産の販売。</p> <p>1. 一般納税者が 2016 年 4 月 30 日以前に取得した(自己建設を含まない) 不動産を販売した場合、簡易税額計算方法の適用を選択し、取得した全ての代金及び代金外費用から当該不動産の購入原価或いは不動産取得時の評価額を差し引いた後の残高を売上高とし、5% の徴収率に基づき納税額を計算することができる。納税者は上述の税額計算方法に則り不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>2. 一般納税者が 2016 年 4 月 30 日以前に自己建設した不動産を販売した場合、簡易税額計算方法の適用を選択し、取得した全ての代金及び代金外費用を売上高とし、5% の徴収率に基づき納税額を計算することができる。納税者は上述の税額計算方法に則り不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>3. 一般納税者が 2016 年 5 月 1 日以降に取得した(自己建設を含まない) 不動産を販売した場合、一般税額計算方法の適用を選択し、取得した全ての代金及び代金外費用を売上高として納税額を計算しなければならない。納税者は取得した全ての代金及び代金外費用から当該不動産の購入原価或いは不動産取得時の評価額を差し引いた後の残高を売上高とし、5% の予定徴収率に基づき不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>4. 一般納税者が 2016 年 5 月 1 日以降に自己建設した不動産を販売した場合、一般税</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>的全部价款和价外费用为销售额计算应纳税额。纳税人应以取得的全部价款和价外费用，按照 5% 的预征率在不动产所在地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>5. 小规模纳税人销售其取得（不含自建）的不动产（不含个体工商户销售购买的住房和其他个人销售不动产），应以取得的全部价款和价外费用减去该项不动产购置原价或者取得不动产时的作价后的余额为销售额，按照 5% 的征收率计算应纳税额。纳税人应按照上述计税方法在不动产所在地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>6. 小规模纳税人销售其自建的不动产，应以取得的全部价款和价外费用为销售额，按照 5% 的征收率计算应纳税额。纳税人应按照上述计税方法在不动产所在地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>7. 房地产开发企业中的一般纳税人，销售自行开发的房地产老项目，可以选择适用简易计税方法按照 5% 的征收率计税。</p> <p>8. 房地产开发企业中的小规模纳税人，销售自行开发的房地产项目，按照 5% 的征收率计税。</p> <p>9. 房地产开发企业采取预收款方式销售所开发的房地产项目，在收到预收款时按照 3% 的预征率预缴增值税。</p> <p>10. 个体工商户销售购买的住房，应按照附件 3《营业税改征增值税试点过渡政策的规定》第五条的规定征免增值税。纳税人应按照上述计税方法在不动产所在地预缴税款</p> | <p>額計算方法の適用を選択し、取得した全ての代金及び代金外費用を売上高として納税額を計算しなければならない。納税者は取得した全ての代金及び代金外費用から、5% の予定徴収率に基づき不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>5. 小規模納税者が取得した（自己建設を含まない）不動産（個人事業主による購入した住居の販売及びその他個人による不動産の販売を含まない）を販売した場合、取得した全ての代金及び代金外費用から当該不動産の購入原価或いは不動産取得時の評価額を差し引いた後の残高を売上高とし、5% の徴収率に基づき納税額を計算しなければならない。納税者は上述の税額計算方法に則り不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>6. 小規模納税者が自己建設した不動産を販売した場合、取得した全ての代金及び代金外費用を売上高とし、5% の徴収率に基づき納税額を計算しなければならない。納税者は上述の税額計算方法に則り不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>7. 不動産開発企業内の一般納税者が、自ら開発した不動産旧プロジェクトを販売した場合、簡易税額計算方法の適用を選択して 5% の徴収率に基づき税額を計算することができる。</p> <p>8. 不動産開発企業内の小規模納税者が、自ら開発した不動産プロジェクトを販売した場合、5% の徴収率に基づき税額を計算する。</p> <p>9. 不動産開発企業が前受金方式を採用して、その開発した不動産プロジェクトを販売した場合、前受金の受領時に 3% の事前徴収率に基づき増値税を予納する。</p> <p>10. 個人事業主が購入した住宅を販売した場合、付属文書 3《営業税から増値税への徴収変更試行の移行政策に関する規定》第五条の規定に基づき増値税の徴収を免除し</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>11. 其他个人销售其取得（不含自建）的不动产（不含其购买的住房），应以取得的全部价款和价外费用减去该项不动产购置原价或者取得不动产时的作价后的余额为销售额，按照 5% 的征收率计算应纳税额。</p> <p>（九）不动产经营租赁服务。</p> <p>1. 一般纳税人出租其 2016 年 4 月 30 日前取得的不动产，可以选择适用简易计税方法，按照 5% 的征收率计算应纳税额。纳税人出租其 2016 年 4 月 30 日前取得的与机构所在地不在同一县（市）的不动产，应按照上述计税方法在不动产所在地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>2. 公路经营企业中的一般纳税人收取试点前开工的高速公路的车辆通行费，可以选择适用简易计税方法，减按 3% 的征收率计算应纳税额。</p> <p>试点前开工的高速公路，是指相关施工许可证明上注明的合同开工日期在 2016 年 4 月 30 日前的高速公路。</p> <p>3. 一般纳税人出租其 2016 年 5 月 1 日后取得的、与机构所在地不在同一县（市）的不动产，应按照 3% 的预征率在不动产所在地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>4. 小规模纳税人出租其取得的不动产（不含个人出租住房），应按照 5% 的征收率计算应纳税额。纳税人出租与机构所在地不在同一县（市）的不动产，应按照上述计税方法在不动产所在地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> | <p>なければならない。納税者は上述の税額計算方法に則り不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>11. その他個人が取得した（自己建設を含まない）不動産（その購入した住宅を含まない）を販売した場合、取得した全ての代金及び代金外費用から当該不動産の購入原価或いは不動産取得時の評価額を差し引いた後の残高を売上高とし、5% の徴収率に基づき納税額を計算しなければならない。</p> <p>（九）不動産オペレーティングリースサービス。</p> <p>1. 一般納税者が 2016 年 4 月 30 日以前に取得した不動産を賃貸した場合、簡易税額計算方法の適用を選択し、5% の徴収率に基づき納税額を計算することができる。納税者が 2016 年 4 月 30 日以前に取得した機構所在地と同一の県（市）に所在しない不動産を賃貸した場合、上述の税額計算方法に則り不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>2. 道路経営企業内の一般納税者が試行前に着工した高速道路の車両通行費を受領した場合、簡易税額計算方法の適用を選択し、3% の徴収率に減額して納税額を計算することができる。</p> <p>試行前に着工した高速道路とは、関連施工許可証明上に明記された契約着工日が 2016 年 4 月 30 日以前である高速道路を指す。</p> <p>3. 一般納税者が 2016 年 5 月 1 日以降に取得した・機構所在地と同一の県（市）に所在しない不動産を賃貸する場合、3% の予定徴収率に基づき不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>4. 小規模納税者が取得した不動産（個人による住居賃貸を含まない）を賃貸した場合、5% の徴収率に基づき納税額を計算しなければならない。納税者が機構所在地と同一の県（市）に所在しない不動産を賃貸した場合、上述の税額計算方法に則り不動産</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>5. 其他个人出租其取得的不动产（不含住房），应按照 5%的征收率计算应纳税额。</p> <p>6. 个人出租住房，应按照 5%的征收率减按 1.5%计算应纳税额。</p> <p>（十）一般纳税人销售其 2016 年 4 月 30 日前取得的不动产（不含自建），适用一般计税方法计税的，以取得的全部价款和价外费用为销售额计算应纳税额。上述纳税人应以取得的全部价款和价外费用减去该项不动产购置原价或者取得不动产时的作价后的余额，按照 5%的预征率在不动产所在地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>房地产开发企业中的一般纳税人销售房地产老项目，以及一般纳税人出租其 2016 年 4 月 30 日前取得的不动产，适用一般计税方法计税的，应以取得的全部价款和价外费用，按照 3%的预征率在不动产所在地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>一般纳税人销售其 2016 年 4 月 30 日前自建的不动产，适用一般计税方法计税的，应以取得的全部价款和价外费用为销售额计算应纳税额。纳税人应以取得的全部价款和价外费用，按照 5%的预征率在不动产所在地预缴税款后，向机构所在地主管税务机关进行纳税申报。</p> <p>（十一）一般纳税人跨省（自治区、直辖市或者计划单列市）提供建筑服务或者销售、出租取得的与机构所在地不在同一省（自治区、直辖市或者计划单列市）的不动产，在</p> | <p>所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>5. その他個人が取得した不動産（住居を含まない）を賃貸した場合、5%の徴収率に基づき納税額を計算しなければならない。</p> <p>6. 個人が住居を賃貸した場合、5%の徴収率を減額して 1.5%で納税額を計算しなければならない。</p> <p>（十）一般納税者が 2016 年 4 月 30 日以前に取得した不動産（自己建設を含まない）を販売し、一般税額計算方式を適用して税額を計算する場合、取得した全ての代金及び代金外費用を売上高として納税額を計算する。上述の納税者は、取得した全ての代金及び代金外費用から当該不動産の購入原価或いは不動産取得時の評価額を差し引いた後の残高に対し、5%の予定徴収率に基づき不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>不動産開発企業内の一般納税者が不動産旧プロジェクトを販売、及び一般納税者が 2016 年 4 月 30 日以前に取得した不動産を賃貸し、一般税額計算方式を適用して税額を計算する場合、取得した全ての代金及び代金外費用をもって、3%の予定徴収率に基づき不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>一般納税者が 2016 年 4 月 30 日以前に自己建設した不動産を販売し、一般税額計算方式を適用して税額を計算する場合、取得した全ての代金及び代金外費用を売上高として納税額を計算しなければならない。納税者は取得した全ての代金及び代金外費用をもって、5%の予定徴収率に基づき不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。</p> <p>（十一）一般納税者が省（自治区・直辖市或いは計画単列市）を跨いで建築サービスを提供、或いは機構所在地と異なるの省（自治区、直辖市或いは計画単列市）で取</p> |
|--|--|

机构所在地申报纳税时，计算的应纳税额小于已预缴税额，且差额较大的，由国家税务总局通知建筑服务发生地或者不动产所在地省级税务机关，在一定时期内暂停预缴增值税。

（十二）纳税地点。

属于固定业户的试点纳税人，总分支机构不在同一县(市)，但在同一省(自治区、直辖市、计划单列市)范围内的，经省(自治区、直辖市、计划单列市)财政厅(局)和国家税务局批准，可以由总机构汇总向总机构所在地的主管税务机关申报缴纳增值税。

（十三）试点前发生的业务。

1. 试点纳税人发生应税行为，按照国家有关营业税政策规定差额征收营业税的，因取得的全部价款和价外费用不足以抵减允许扣除项目金额，截至纳入营改增试点之日前尚未扣除的部分，不得在计算试点纳税人增值税应税销售额时抵减，应当向原主管地税机关申请退还营业税。

2. 试点纳税人发生应税行为，在纳入营改增试点之日前已缴纳营业税，营改增试点后因发生退款减除营业额的，应当向原主管地税机关申请退还已缴纳的营业税。

3. 试点纳税人纳入营改增试点之日前发生的应税行为，因税收检查等原因需要补缴税款的，应按照营业税政策规定补缴营业税。

（十四）销售使用过的固定资产。

一般纳税人销售自己使用过的、纳入营改增试点之日前取得的固定资产，按照现行旧货相关增值税政策执行。

得した不動産を販売・賃貸し、機構所在地で申告納税する際、計算した納税額が既に予納した税額を下回り、且つ差額が大きい場合、国家税務総局が建築サービスの発生地或いは不動産所在地の省級税務機関に通知し、一定期間内増値税の予納を暫時停止させる。

（十二）納税地。

固定事業主に属する試行納税者について、総・分支機構が同一の県(市)に所在しないが、同一の省(自治区・直轄市・計画単列市)の範囲内に所在している場合、省(自治区・直轄市・計画単列市)财政厅(局)及び国家税務局の批准を経て、総機構が合算して総機構所在地の主管税務機関に増値税を申告納税することができる。

（十三）試行前に発生した業務。

1. 試行納税者に課税行為が発生し、国家の営業税関連政策の規定に則り営業税を差額徴収している場合、取得した全ての代金及び代金外費用が控除を認められた項目の金額を控除するに不足し、営業税から増値税への徴収変更試行組入日までに控除していない部分は、試行納税者の増値税課税売上高を計算する際に控除してはならず、もとの主管地税機関に営業税の還付を申請しなければならない。

2. 試行納税者に課税行為が発生し、営業税から増値税への徴収変更試行組入日以前に既に営業税を納付し、営業税から増値税への徴収変更試行後に返金が発生し営業額を減ずる場合、もとの主管地税務機関に納付済営業税の還付を申請しなければならない。

3 試行納税者に営業税から増値税への徴収変更試行組入日以前に発生した課税行為について、税收検査等の原因により税金を追加納付しなければならない場合、営業税の政策規定に基づき営業税の追加納付しなければならない。

（十四）使用済固定資産の販売。

一般納税者が自己使用した、営業税から増値税への徴収変更試行組入日以前に取得した固定資産を販売した場合、現行の中古

使用过的固定资产，是指纳税人符合《试点实施办法》第二十八条规定并根据财务会计制度已经计提折旧的固定资产。

(十五) 扣缴增值税适用税率。

境内的购买方为境外单位和个人扣缴增值税的，按照适用税率扣缴增值税。

(十六) 其他规定。

1. 试点纳税人销售电信服务时，附带赠送用户识别卡、电信终端等货物或者电信服务的，应将其取得的全部价款和价外费用进行分别核算，按各自适用的税率计算缴纳增值税。

2. 油气田企业发生应税行为，适用《试点实施办法》规定的增值税税率，不再适用《财政部 国家税务总局关于印发〈油气田企业增值税管理办法〉的通知》(财税〔2009〕8号)规定的增值税税率。

二、原增值税一般纳税人[指按照《中华人民共和国增值税暂行条例》(国务院令 第538号)(以下称《增值税暂行条例》)缴纳增值税的纳税人]有关政策

(一) 进项税额。

1. 原增值税一般纳税人购进服务、无形资产或者不动产，取得的增值税专用发票上注明的增值税额为进项税额，准予从销项税额中抵扣。

2016年5月1日后取得并在会计制度上按固定资产核算的不动产或者2016年5月1日后取得的不动产在建工程，其进项税额应自取得之日起分2年从销项税额中抵扣，第一年抵扣比例为60%，第二年抵扣比例为40%。

融资租入的不动产以及在施工现场修建的临时建筑物、构筑物，其进项税额不适用上述分2年抵扣的规定。

品増値税関連政策に則り執行する。

使用済の固定資産とは、納税者が《試行実施弁法》第二十八条の規定に合致し、且つ財務会計制度に基づき既に減価償却を計上している固定資産を指す。

(十五) 源泉徴収する増値税の適用税率。

国内購入者が国外の単位及び個人の増値税を源泉徴収した場合、適用税率に則り増値税を源泉徴収する。

(十六) その他規定。

1. 試行納税者が電信サービスを販売した際に、SIMカード・電信端末等の商品或いは電信サービスを付带的に贈呈した場合、その取得した全ての代金及び代金外費用をそれぞれ計算し、各々適用する税率に則り増値税を計算の上納付しなければならない。

2. 原油・天然ガス生産企業に発生した課税行為については、《試行実施弁法》に規定する増値税税率を適用し、《財政部 国家税务总局：〈原油・天然ガス生産企業の増値税管理弁法〉印刷・公布に関する通知》(财税[2009]8号)に規定する増値税税率は適用しない。

二、もとの増値税納税者[《中華人民共和國増値税暫定条例》(国务院令 第538号)(以下、《増値税暫定条例》)に則り増値税を納付する納税者を指す]の関連政策

(一) 仕入税額。

1. もとの増値税一般納税者がサービス・無形資産或いは不動産を購入した場合、取得した増値税専用發票上に明記された増値税額を仕入税額とし、売上税額から控除することを許可する。

2016年5月1日以降に取得且つ会計制度上固定資産として計算される不動産或いは2016年5月1日以降に取得した建設工事中の不動産については、その仕入税額は取得日から2年に分けて売上税額から控除しなければならないが、1年目の控除比率は60%、2年目の控除比率は40%とする。

ファイナンスリースで賃借した不動産及び施工現場の敷設における臨時的建築物・構築物について、その仕入税額は上述の2

| | |
|---|---|
| <p>2. 原增值税一般纳税人自用的应征消费税的摩托车、汽车、游艇，其进项税额准予从销项税额中抵扣。</p> <p>3. 原增值税一般纳税人从境外单位或者个人购进服务、无形资产或者不动产，按照规定应当扣缴增值税的，准予从销项税额中抵扣的进项税额为自税务机关或者扣缴义务人取得的解缴税款的完税凭证上注明的增值税额。</p> <p>纳税人凭完税凭证抵扣进项税额的，应当具备书面合同、付款证明和境外单位的对账单或者发票。资料不全的，其进项税额不得从销项税额中抵扣。</p> <p>4. 原增值税一般纳税人购进货物或者接受加工修理修配劳务，用于《销售服务、无形资产或者不动产注释》所列项目的，不属于《增值税暂行条例》第十条所称的用于非增值税应税项目，其进项税额准予从销项税额中抵扣。</p> <p>5. 原增值税一般纳税人购进服务、无形资产或者不动产，下列项目的进项税额不得从销项税额中抵扣：</p> <p>(1) 用于简易计税方法计税项目、免征增值税项目、集体福利或者个人消费。其中涉及的无形资产、不动产，仅指专用于上述项目的无形资产（不包括其他权益性无形资产）、不动产。</p> <p>纳税人的交际应酬消费属于个人消费。</p> <p>(2) 非正常损失的购进货物，以及相关的加工修理修配劳务和交通运输服务。</p> <p>(3) 非正常损失的在产品、产成品所耗用的购进货物（不包括固定资产）、加工修理修配劳务和交通运输服务。</p> | <p>年分割控除の規定を適用しない。</p> <p>2. もとの増値税一般納税者が自己使用する消費税を徴収すべきオートバイ・自動車・ヨットについては、その仕入税額を売上税額から控除することを許可する。</p> <p>3. もとの増値税一般納税者が国外の単位或いは個人からサービス・無形資産或いは不動産を購入し、規定に則り増値税を源泉徴収しなければならない場合、売上税額から控除する仕入税額を、税務機関或いは源泉徴収義務者から取得した税金納付に係る納税証明に注記された増値税額とすることを許可する。</p> <p>納税者が納税証明により仕入税額を控除する場合、書面による契約・支払証明と国外単位のステートメント或いはインボイスを具備していなければならない。資料が完備されていない場合、その仕入税額を売上税額から控除することはできない。</p> <p>4. もとの増値税一般納税者が貨物を購入、或いは加工修理補修役務を受け、《サービス・無形資産・不動産販売の注釈》に列記されている項目に用いる場合、《増値税暫定条例》第十条に挙げられている非増値税課税項目に用いることがなければ、その仕入税額を売上税額から控除することを許可する。</p> <p>5. もとの増値税一般納税者がサービス・無形資産或いは不動産を購入する場合、以下項目の仕入税額は売上税額から控除してはならない：</p> <p>(1) 簡易税額計算方法を用いる税額計算項目・増値税徴収免除項目・集団福利或いは個人消費。このうち関連する無形資産・不動産とは、上述の項目専用の無形資産（その他權益性無形資産を含まない）・不動産のみを指す。</p> <p>納税者の交際消費は個人消費に属する。</p> <p>(2) 非正常損失の購入貨物、及び関連する加工修理補修役務及び交通運輸サービス。</p> <p>(3) 非正常損失の仕掛品・完成品に消費使用された購入貨物（固定資産を含まない）・加工修理補修役務或いは交通運輸サー</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>(4) 非正常損失の不動産，以及该不动产所耗用的购进货物、设计服务和建筑服务。</p> <p>(5) 非正常損失の不動産在建工程所耗用的购进货物、设计服务和建筑服务。</p> <p>納税人新建、改建、扩建、修繕、裝飾不动产，均属于不动产在建工程。</p> <p>(6) 购进的旅客运输服务、贷款服务、餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务。</p> <p>(7) 财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p> <p>上述第(4)点、第(5)点所称货物，是指构成不动产实体的材料和设备，包括建筑装饰材料和给排水、采暖、卫生、通风、照明、通讯、煤气、消防、中央空调、电梯、电气、智能化楼宇设备及配套设施。</p> <p>納税人接受贷款服务向贷款方支付的与该笔贷款直接相关的投融资顾问费、手续费、咨询费等费用，其进项税额不得从销项税额中抵扣。</p> <p>6. 已抵扣进项税额的购进服务，发生上述第5点规定情形（简易计税方法计税项目、免征增值税项目除外）的，应当将该进项税额从当期进项税额中扣减；无法确定该进项税额的，按照当期实际成本计算应扣减的进项税额。</p> <p>7. 已抵扣进项税额的无形资产或者不动产，发生上述第5点规定情形的，按照下列公式计算不得抵扣的进项税额：</p> <p>不得抵扣的进项税额=无形资产或者不动产净值×适用税率</p> <p>8. 按照《增值税暂行条例》第十条和上述第5点不得抵扣且未抵扣进项税额的固定资</p> | <p>ビス。</p> <p>(4) 非正常損失の不動産、及び当該不動産に消費使用された購入貨物・設計サービス及び建築サービス。</p> <p>(5) 非正常損失の不動産の建設中に消費使用された購入貨物・設計サービス及び建築サービス。</p> <p>納税者が新築・改築・拡張・修繕・裝飾した不動産は、全て建設工事中の不動産に属する。</p> <p>(6) 購入した旅客運輸サービス・貸付サービス・飲食サービス・居住者日常サービス及び娯楽サービス。</p> <p>(7) 財政部と国家税務総局が規定するその他の状況。</p> <p>上述の第(4)点・第(5)点でいう貨物とは、不動産の実体を構成する材料及び設備を指し、建築裝飾材料及び给排水・暖房・衛生・換気・照明・通信・ガス・消防・セントラル空調・エレベーター・電気・スマートビルディング設備及び付帯施設を含む。</p> <p>納税者が貸付サービスを受けて貸付側に支払った当該融資と直接関連する投融资顧問費用・手数料・コンサルティング費等の費用については、その仕入税額は売上税額から控除してはならない。</p> <p>6、既に仕入税額を控除している購入サービスについて、上述の第5点が規定する状況(簡易税額計算方法による税額計算項目・増値税徴収免除項目を除く)が発生した場合、当該仕入税額を当期の仕入税額から控除しなければならない；当該仕入税額を確定することができない場合、当期の実際原価計算に則り、控除すべき仕入税額を計算する。</p> <p>7. 既に仕入税額を控除している無形資産或いは不動産について、上述第5点が規定する状況が発生した場合、以下の公式に則り控除不能な仕入税額を計算する：</p> <p>控除不能な仕入税額＝無形資産或いは不動産のネット額×適用税率</p> <p>8. 《増値税暫定条例》第十条及び上述の第5点に基づき控除することができない且</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>产、无形资产、不动产，发生用途改变，用于允许抵扣进项税额的应税项目，可在用途改变的次月按照下列公式，依据合法有效的增值税扣税凭证，计算可以抵扣的进项税额：</p> <p>可以抵扣的进项税额=固定资产、无形资产、不动产净值/（1+适用税率）×适用税率</p> <p>上述可以抵扣的进项税额应取得合法有效的增值税扣税凭证。</p> <p>（二）增值税期末留抵税额。</p> <p>原增值税一般纳税人兼有销售服务、无形资产或者不动产的，截止到纳入营改增试点之日前的增值税期末留抵税额，不得从销售服务、无形资产或者不动产的销项税额中抵扣。</p> <p>（三）混合销售。</p> <p>一项销售行为如果既涉及货物又涉及服务，为混合销售。从事货物的生产、批发或者零售的单位 and 个体工商户的混合销售行为，按照销售货物缴纳增值税；其他单位和个体工商户的混合销售行为，按照销售服务缴纳增值税。</p> <p>上述从事货物的生产、批发或者零售的单位 and 个体工商户，包括以从事货物的生产、批发或者零售为主，并兼营销售服务的单位和个体工商户在内。</p> | <p>つ仕入税額を控除していない固定資産・無形資産・不動産については、用途変更が発生し、仕入税額の控除を許可する課税項目に用いる場合、用途変更の翌月に以下の公式に則り、合法且つ有効な増値税控除証憑に基づき、控除可能な仕入税額を計算することができる：</p> <p>控除可能な仕入税額=固定資産・無形固定資産・不動産のネット額/（1+適用税率）×適用税率</p> <p>上述の控除可能な仕入控除額は、合法且つ有効な増値税控除証憑を取得しなければならない。</p> <p>（二）増値税の期末控除留保税額。</p> <p>もとの増値税一般納税者がサービス・無形資産或いは不動産の販売を兼営する場合、営業税から増値税への徴収変更試行組入日以前の増値税の期末控除留保税額は、サービス・無形資産或いは不動産販売の売上税額から控除してはならない。</p> <p>（三）混合販売。</p> <p>単一の販売行為が貨物に関わり、またサービスにも関わる場合、混合販売とする。貨物の生産・卸売或いは小売に従事する単位と個人事業主の混合販売行為は、販売した貨物に基づき増値税を納付する；その他単位と個人事業主の混合販売行為は、販売したサービスに則り増値税を納付する。</p> <p>上述の貨物の生産・卸売或いは小売に従事する単位と個人事業主には、貨物の生産・卸売或いは小売への従事を主とし、またサービス販売を兼営する単位及び個人事業主を含む。</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>附件 3: 营业税改征增值税试点过渡政策的规定</p> <p>一、下列项目免征增值税 （一）托儿所、幼儿园提供的保育和教育服务。</p> <p>托儿所、幼儿园，是指经县级以上教育部门审批成立、取得办园许可证的实施 0-6 岁学前教育的机构，包括公办和民办的托儿所、幼儿园、学前班、幼儿班、保育院、幼儿院。</p> <p>公办托儿所、幼儿园免征增值税的收入是指，在省级财政部门 and 价格主管部门审核报省级人民政府批准的收费标准以内收取的教育费、保育费。</p> <p>民办托儿所、幼儿园免征增值税的收入是指，在报经当地有关部门备案并公示的收费标准范围内收取的教育费、保育费。</p> <p>超过规定收费标准的收费，以开办实验班、特色班和兴趣班等为由另外收取的费用以及与幼儿入园挂钩的赞助费、支教费等超过规定范围的收入，不属于免征增值税的收入。</p> <p>（二）养老机构提供的养老服务。</p> <p>养老机构，是指依照民政部《养老机构设立许可办法》（民政部令第 48 号）设立并依法办理登记的为老年人提供集中居住和照料服务的各类养老机构；养老服务，是指上述养老机构按照民政部《养老机构管理办法》（民政部令第 49 号）的规定，为收住的老年人提供的生活照料、康复护理、精神慰藉、文化娱乐等服务。</p> <p>（三）残疾人福利机构提供的育养服务。</p> <p>（四）婚姻介绍服务。</p> <p>（五）殡葬服务。</p> <p>殡葬服务，是指收费标准由各地价格主管部门会同有关部门核定，或者实行政府指导价管理的遗体接运（含抬尸、消毒）、遗体整容、遗体防腐、存放（含冷藏）、火化、骨灰寄存、吊唁设施设备租赁、墓穴租赁及管理等服务。</p> | <p>付属文書 3: 営業税から増値税への徴収変更試行の移行政策に関する規定</p> <p>一、以下の項目は増値税徴収を免除 （一）託児所・幼稚園が提供する保育及び教育サービス。</p> <p>託児所・幼稚園とは、県級以上の教育部門による審査批准を経て設立され、園運営の許可証を取得した 0-6 歳の就学前教育を実施する機関を指し、公営及び民営の託児所・幼稚園・就学前クラス・幼児クラス・保育園・幼児院を含む。</p> <p>公営託児所・幼稚園の増値税の徴収を免除する収入とは、省級財政部門及び価格主管部門で審査し、省級人民政府に報告して批准された費用徴収の基準以内で受領する教育費・保育費を指す。</p> <p>民営託児所・幼稚園の増値税の徴収を免除する収入とは、当地の関連部門への報告・備案を経て公示された費用徴収の基準範囲内で受領した教育費・保育費を指す。</p> <p>規定の費用徴収基準を超えた費用、体験クラス・独自のクラス・趣味のクラス等の開催により別途受領した費用及び幼稚園入園に伴う賛助費・教育支援費等の規定範囲を超えた収入は、増値税の徴収を免除する収入には属さない。</p> <p>（二）養老機関が提供する養老サービス。</p> <p>養老機関とは、民政部の《養老機関設立許可弁法》（民政部令第 48 号）に基づき設立され、法に基づき登記を行った高齢者に集団住居及び介護サービスを提供する各種養老機関を指す；養老サービスとは、上述の養老機関が民政部の《養老機関管理弁法》（民政部令第 49 号）の規定に基づき、収容した高齢者に提供する生活介護・リハビリ及び看護・メンタルケア・文化娯楽等のサービスを指す。</p> <p>（三）障害者福利機構が提供する養育サービス。</p> <p>（四）結婚紹介サービス。</p> <p>（五）葬儀サービス。</p> <p>葬儀サービスとは、各地の価格主管部門が関連部門と共同で費用徴収基準を審議決定する、または政府の指導による価格管理を実行する遺体の引受及び輸送（搬送・消毒を含む）・死化粧・遺体防腐・安置（冷蔵を含む）・火葬・納骨・弔問施設及び設備のレンタル・墓穴のレンタル及び管理等のサービスを指す。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>(六) 残疾人员本人为社会提供的服务。</p> <p>(七) 医疗机构提供的医疗服务。</p> <p>医疗机构，是指依据国务院《医疗机构管理条例》(国务院令第 149 号) 及卫生部《医疗机构管理条例实施细则》(卫生部令第 35 号) 的规定，经登记取得《医疗机构执业许可证》的机构，以及军队、武警部队各级各类医疗机构。具体包括：各级各类医院、门诊部(所)、社区卫生服务中心(站)、急救中心(站)、城乡卫生院、护理院(所)、疗养院、临床检验中心，各级政府及有关部门举办的卫生防疫站(疾病预防控制中心)、各种专科疾病防治站(所)，各级政府举办的妇幼保健所(站)、母婴保健机构、儿童保健机构，各级政府举办的血站(血液中心)等医疗机构。</p> <p>本项所称的医疗服务，是指医疗机构按照不高于地(市)级以上价格主管部门会同同级卫生主管部门及其他相关部门制定的医疗服务指导价格(包括政府指导价和按照规定由供需双方协商确定的价格等)为就医者提供《全国医疗服务价格项目规范》所列的各项服务，以及医疗机构向社会提供卫生防疫、卫生检疫的服务。</p> <p>(八) 从事学历教育的学校提供的教育服务。</p> <p>1. 学历教育，是指受教育者经过国家教育考试或者国家规定的其他入学方式，进入国家有关部门批准的学校或者其他教育机构学习，获得国家承认的学历证书的教育形式。具体包括：</p> <p>(1) 初等教育：普通小学、成人小学。</p> <p>(2) 初级中等教育：普通初中、职业初中、成人初中。</p> <p>(3) 高级中等教育：普通高中、成人高中和中等职业学校(包括普通中专、成人中专、职业高中、技工学校)。</p> <p>(4) 高等教育：普通本专科、成人本专科、网络本专科、研究生(博士、硕士)、高等教育自学考试、高等教育学历文凭考试。</p> <p>2. 从事学历教育的学校，是指：</p> | <p>(六) 障害者本人が社会に提供するサービス。</p> <p>(七) 医療機関が提供する医療サービス。</p> <p>医療機関とは、国务院の《医療機関管理条例》(国务院令第 149 号) 及び衛生部の《医療機関管理条例实施细则》(卫生部令第 35 号) の規定に基づき、登記を経て、《医療機関業務執行許可証》を取得した機関、及び軍隊・武装警察部隊の各級・各種医療機関を指す。具体的には以下を含む：各級・各種の病院・外来診療部(所)・社区卫生サービスセンター(ステーション)・救急センター(ステーション)・都市及び農村衛生院・看護院(所)・療養院・臨床検査センター、各級政府及び関連部門が開設する衛生防疫ステーション(疾病コントロールセンター)・各種専科疾病予防ステーション(所)、各級政府が開設する婦人小児保健所(ステーション)・母子保健機構・児童保健機構・各級政府が開設する献血ステーション(血液センター)等の医療機関を指す。</p> <p>本項でいう医療サービスとは、医療機関が地区(市)級以上の価格主管部门が同級の衛生主管部门並びにその他関連部門と共同で制定した医療サービス指導価格(政府指導価格及び規定に基づき需給双方で協議・確定した価格等を含む)を上回らずに、患者に提供する《全国医療サービス価格項目規範》に列記されている各サービス、及び医療機関が社会に提供する衛生防疫・衛生検査のサービスを指す。</p> <p>(八) 学歴教育に従事する学校が提供する教育サービス。</p> <p>1. 学歴教育とは、教育を受ける者が国家教育試験又は国家が規定するその他の入学方式を経て、国家関連部門が批准した学校またはその他教育機関に入学して学習し、国家が承認する学歴証書を取得する教育形式を指す。具体的には以下を含む：</p> <p>(1) 初等教育：普通小学・成人小学。</p> <p>(2) 初級中等教育：普通中学・職業中学・成人中学。</p> <p>(3) 高級中等教育：普通高校・成人高校及び中等職業学校(普通中等専門学校・成人中等専門学校・職業高校・技術工訓練校を含む)。</p> <p>(4) 高等教育：普通本科及び専科・成人大学の本科及び専科・オンライン大学の本科及び専科・研究生(博士・修士)・高等教育独学試験・高等教育ディプロマ試験。</p> <p>2. 学歴教育に従事する学校とは、以下を</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>(1) 普通学校。</p> <p>(2) 经地(市)级以上人民政府或者同级政府的教育行政部门批准成立、国家承认其学员学历的各类学校。</p> <p>(3) 经省级及以上人力资源社会保障行政部门批准成立的技工学校、高级技工学校。</p> <p>(4) 经省级人民政府批准成立的技师学院。</p> <p>上述学校均包括符合规定的从事学历教育的民办学校，但不包括职业培训机构等国家不承认学历的教育机构。</p> <p>3. 提供教育服务免征增值税的收入，是指对列入规定招生计划的在籍学生提供学历教育服务取得的收入，具体包括：经有关部门审核批准并按规定标准收取的学费、住宿费、课本费、作业本费、考试报名费收入，以及学校食堂提供餐饮服务取得的伙食费收入。除此之外的收入，包括学校以各种名义收取的赞助费、择校费等，不属于免征增值税的范围。</p> <p>学校食堂是指依照《学校食堂与学生集体用餐卫生管理规定》（教育部令第14号）管理的学校食堂。</p> <p>(九) 学生勤工俭学提供的服务。</p> <p>(十) 农业机耕、排灌、病虫害防治、植物保护、农牧保险以及相关技术培训业务，家禽、牲畜、水生动物的配种和疾病防治。</p> <p>农业机耕，是指在农业、林业、牧业中使用农业机械进行耕作(包括耕耘、种植、收割、脱粒、植物保护等)的业务；排灌，是指对农田进行灌溉或者排涝的业务；病虫害防治，是指从事农业、林业、牧业、渔业的病虫害测报和防治的业务；农牧保险，是指为种植业、养殖业、牧业种植和饲养的动植物提供保险的业务；相关技术培训，是指与农业机耕、排灌、病虫害防治、植物保护业务相关以及为使农民获得农牧保险知识的技术培训业务；家禽、牲畜、水生动物的配种和疾病防治业务的免税范围，包括与该项服务有关的提供药品和医疗用具的业务。</p> | <p>指す：</p> <p>(1) 普通学校。</p> <p>(2) 地方(市)级以上人民政府又は同級の政府教育行政部門の批准を経て設立され、国家がその学生の学歴を承認する各種学校。</p> <p>(3) 省級及びそれ以上の人力資源社会保障行政部門の批准を経て設立された技術工訓練校・高級技術工学校。</p> <p>(4) 省級人民政府の批准を経て設立された技師(エンジニア)学院。</p> <p>上述の学校は、規定に合致した学歴教育に従事する民間学校を含むが、職業訓練機関等の国家が学歴を承認しない教育機関は含まない。</p> <p>3. 教育サービス提供に係る増値税の徴収を免除する収入とは、生徒募集計画に入れられた規定の在籍学生に対して提供する学歴教育サービスにより取得する収入を指し、具体的には以下を含む：関連部門の審査批准を経て規定の基準に基づき受領する学費・宿舍費・教科書費・宿題帳費・試験申込費の収入、及び学校食堂が提供する飲食サービスにより取得する給食費収入を含む。これ以外の収入には、学校が各種名義で受領する賛助費・学校選択費等を含むが、増値税徴収免除の範囲に含まない。</p> <p>学校食堂とは、《学校食堂及び学生集団食事衛生管理規定》（教育部令第14号）に基づき管理する学校食堂を指す。</p> <p>(九) 学生の労働により提供されるサービス。</p> <p>(十) 機械耕作農業・排水灌漑・病虫害被害予防・植物保護・農業畜産保険及び関連技術訓練業務・家畜・水生動物の種付け及び疾病の予防。</p> <p>機械耕作農業とは、農業・林業・畜産業において農業機械を使用して耕作(耕耘・栽培・刈入・脱穀・植物保護等を含む)を行う業務を指す；排水灌漑とは、農地に対して灌漑又は排水を行う業務を指す；病虫害被害予防とは、農業・林業・畜産業・漁業の病虫害被害測定報告及び予防に従事する業務を指す；農業畜産保険とは、栽培業・養殖業・畜産業で栽培及び飼育する動植物に保険を提供する業務を指す；関連技術訓練とは、機械耕作農業・排水灌漑、病虫害被害予防・植物保護業務に関連する、及び農民に農業畜産保険の知識を習得させる技術訓練業務を指す；家畜・水生動物の種付け及び疾病予防業務の免税範囲は、当該サービ</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>(十一) 纪念馆、博物馆、文化馆、文物保护单位管理机构、美术馆、展览馆、书画院、图书馆在自己的场所提供文化体育服务取得的第一道门票收入。</p> <p>(十二) 寺院、宫观、清真寺和教堂举办文化、宗教活动的门票收入。</p> <p>(十三) 行政单位之外的其他单位收取的符合《试点实施办法》第十条规定条件的政府性基金和行政事业性收费。</p> <p>(十四) 个人转让著作权。</p> <p>(十五) 个人销售自建自用住房。</p> <p>(十六) 2018年12月31日前，公共租赁住房经营管理单位出租公共租赁住房。</p> <p>公共租赁住房，是指纳入省、自治区、直辖市、计划单列市人民政府及新疆生产建设兵团批准的公共租赁住房发展规划和年度计划，并按照《关于加快发展公共租赁住房的指导意见》(建保〔2010〕87号)和市、县人民政府制定的具体管理办法进行管理的公共租赁住房。</p> <p>(十七) 台湾航运公司、航空公司从事海峡两岸海上直航、空中直航业务在大陆取得的运输收入。</p> <p>台湾航运公司，是指取得交通运输部颁发的“台湾海峡两岸间水路运输许可证”且该许可证上注明的公司登记地址在台湾的航运公司。</p> <p>台湾航空公司，是指取得中国民用航空局颁发的“经营许可”或者依据《海峡两岸空运协议》和《海峡两岸空运补充协议》规定，批准经营两岸旅客、货物和邮件不定期(包机)运输业务，且公司登记地址在台湾的航空公司。</p> <p>(十八) 纳税人提供的直接或者间接国际货物运输代理服务。</p> <p>1. 纳税人提供直接或者间接国际货物运输代理服务，向委托方收取的全部国际货物运输代理服务收入，以及向国际运输承运人支付的国际运输费用，必须通过金融机构进行结算。</p> <p>2. 纳税人为大陆与香港、澳门、台湾地区</p> | <p>スに関連する医薬品及び医療用具を提供する業務を含む。</p> <p>(十一) 記念館・博物館・文化館・文化財保護単位管理機構・美術館・展覧館・書画展示館・図書館が自身の場所で文化及びスポーツサービスを提供して取得する基本入場料収入。</p> <p>(十二) 寺院・道教寺院・モスク及び教会が開催する文化・宗教活動の入場料収入。</p> <p>(十三) 行政単位以外のその他単位が受領する《試行実施弁法》第十条が規定する条件に合致する政府性基金及び行政事業性費用。</p> <p>(十四) 個人が譲渡した著作権。</p> <p>(十五) 個人販売した自己建設・自己使用住宅。</p> <p>(十六) 2018年12月31日以前に、公共賃貸住宅経営管理単位が賃貸した公共賃貸住宅。</p> <p>公共賃貸住宅とは、省・自治区・直辖市・計画単列市の人民政府及び新疆生産建設兵団が批准した公共賃貸住宅發展計画及び年度計画に組み入れられ、且つ《公共賃貸住宅發展加速に関する指導意見》(建保[2010]87号)及び市・県の人民政府が制定した具体的な管理規定に基づき管理を行う公共賃貸住宅を指す。</p> <p>(十七) 台湾の海運会社・航空会社が海峡兩岸の海上直航輸送・航空直航業務に従事して大陸で取得する輸送収入。</p> <p>台湾の海運会社とは、交通運輸部が交付する「台湾海峡兩岸間水路運輸許可証」を取得し、且つ当該許可証上に明記される会社の登記住所が台湾である海運会社を指す。</p> <p>台湾の航空会社とは、中国民用航空局が交付する「經營許可」を取得した、または《海峡两岸空運協議》及び《海峡两岸空運補充協議》の規定に基づき、兩岸の旅客・貨物及び郵便の不定期(チャーター機)輸送業務の經營が批准され、且つ会社の登記住所が台湾である航空会社を指す。</p> <p>(十八) 納税者が提供する直接または間接的な國際貨物輸送代理サービス。</p> <p>1. 納税者が直接または間接的に國際貨物輸送代理サービスを提供する場合、委託者から受領する全ての國際貨物輸送代理サービス収入、及び國際輸送請負者に支払う國際輸送サービス費用は、金融機関を通じて決済しなければならない。</p> <p>2. 納税者によって大陸及び香港・マカ</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>之间的货物运输提供的货物运输代理服务参照国际货物运输代理服务有关规定执行。</p> <p>3. 委托方索取发票的，纳税人应当就国际货物运输代理服务收入向委托方全额开具增值税普通发票。</p> <p>（十九）以下利息收入。</p> <p>1. 2016年12月31日前，金融机构农户小额贷款。</p> <p>小额贷款，是指单笔且该农户贷款余额总额在10万元（含本数）以下的贷款。</p> <p>所称农户，是指长期（一年以上）居住在乡镇（不包括城关镇）行政管理区域内的住户，还包括长期居住在城关镇所辖行政村范围内的住户和户口不在本地而在本地居住一年以上的住户，国有农场的职工和农村个体工商户。位于乡镇（不包括城关镇）行政管理区域内和在城关镇所辖行政村范围内的国有经济的机关、团体、学校、企事业单位的集体户；有本地户口，但举家外出谋生一年以上的住户，无论是否保留承包耕地均不属于农户。农户以户为统计单位，既可以从事农业生产经营，也可以从事非农业生产经营。农户贷款的判定应以贷款发放时的承贷主体是否属于农户为准。</p> <p>2. 国家助学贷款。</p> <p>3. 国债、地方政府债。</p> <p>4. 人民银行对金融机构的贷款。</p> <p>5. 住房公积金管理中心用住房公积金在指定的委托银行发放的个人住房贷款。</p> <p>6. 外汇管理部门在从事国家外汇储备经营过程中，委托金融机构发放的外汇贷款。</p> <p>7. 统借统还业务中，企业集团或企业集团中的核心企业以及集团所属财务公司按不高于支付给金融机构的借款利率水平或者支付的债券票面利率水平，向企业集团或者集团内下属单位收取的利息。</p> <p>统借方向资金使用单位收取的利息，高于支付给金融机构借款利率水平或者支付的债</p> | <p>オ・台湾地区間の貨物輸送のために提供される貨物輸送代理サービスは、国際貨物輸送代理サービス関連規定を参照して執行する。</p> <p>3. 委託者が発票を要求する場合、納税者は国際貨物輸送代理サービス収入について委託者に増値税普通発票を全額発行しなければならない。</p> <p>（十九）以下の利息収入。</p> <p>1. 2016年12月31日以前の、金融機関の農家向け小額貸付。</p> <p>小額貸付とは、当該農家向け貸付の残高総額が1回あたり10万元（10万元を含む）以下の貸付を指す。</p> <p>農家とは、郷・鎮（県政府所在地を含まない）の行政管理区域内に長期（一年以上）居住する住民を指し、また県政府所在地が管轄する行政村の範囲内に長期居住する住民及び戸籍が当地にないが当地に一年以上居住する住民、国有農場の従業員及び農村個人事業主も含む。郷・鎮（県政府所在地を含まない）の行政管理区域内及び県政府所在地が管轄する行政村の範囲内に所在する国有経済の機関・団体・学校・企業事業単位の集団戸籍者；当地の戸籍を有するが、全家族が一年以上外地で生計を立てている住民は、耕地請負が留保されているか否かに関わらず農家に属さない。農家は戸を統計単位とし、農業生産経営に従事することも、非農業生産経営に従事することもできる。農家貸付の判定は、貸付実行時に貸付を受ける主体が農家に属するか否かを基準とする。</p> <p>2. 国家の教育支援貸付。</p> <p>3. 国債・地方政府債。</p> <p>4. 人民銀行の金融機関に対する貸付。</p> <p>5. 住宅積立金管理センターによる住宅積立金を用いて指定された委託銀行が実行する個人向け住宅貸付。</p> <p>6. 外貨管理部門が国家外貨備蓄運営に従事する過程において、金融機関に実行を委託する外貨貸付。</p> <p>7. 一括借入・返済（中国語：统借统还）業務において、企業グループまたは企業グループの中核企業及びグループ所属の財務会社が、金融機関に支払う借入金利率水準または支払う債券額面の利率水準を上回らずに、企業グループまたはグループ内の傘下単位から受領する利息。</p> <p>一括借入側が資金使用単位から受領する利息が、金融機関に支払う借入金利率水準ま</p> |
|--|---|

券票面利率水平的，应全额缴纳增值税。

统借统还业务，是指：

(1) 企业集团或者企业集团中的核心企业向金融机构借款或对外发行债券取得资金后，将所借资金分拨给下属单位（包括独立核算单位和非独立核算单位，下同），并向下属单位收取用于归还金融机构或债券购买方本息的业务。

(2) 企业集团向金融机构借款或对外发行债券取得资金后，由集团所属财务公司与企业集团或者集团内下属单位签订统借统还贷款合同并分拨资金，并向企业集团或者集团内下属单位收取本息，再转付企业集团，由企业集团统一归还金融机构或债券购买方的业务。

(二十) 被撤销金融机构以货物、不动产、无形资产、有价证券、票据等财产清偿债务。

被撤销金融机构，是指经人民银行、银监会依法决定撤销的金融机构及其分设于各地的分支机构，包括被依法撤销的商业银行、信托投资公司、财务公司、金融租赁公司、城市信用社和农村信用社。除另有规定外，被撤销金融机构所属、附属企业，不享受被撤销金融机构增值税免税政策。

(二十一) 保险公司开办的一年期以上人身保险产品取得的保费收入。

一年期以上人身保险，是指保险期间为一年期及以上返还本利的人寿保险、养老年金保险，以及保险期间为一年期及以上的健康保险。

人寿保险，是指以人的寿命为保险标的的人身保险。

养老年金保险，是指以养老保障为目的，以被保险人生存为给付保险金条件，并按约定的时间间隔分期给付生存保险金的人身保险。养老年金保险应当同时符合下列条件：

1. 保险合同约定给付被保险人生存保险金的年龄不得小于国家规定的退休年龄。

2. 相邻两次给付的时间间隔不得超过一年。

または支払う債券額面の利率水準を上回る場合、増徴税を全額納付しなければならない。

一括借入・返済業務とは、以下を指す：

(1) 企業グループまたは企業グループの中核企業が金融機関からの借入、または債券の対外発行により資金を取得した後、借入資金を傘下単位(独立勘定単位及び非独立勘定単位を含む、以下同)に分配し、且つ傘下単位から金融機関または債券購入者への返済に用いる元利を受領する業務。

(2) 企業グループが金融機関からの借入または債券の対外発行により資金を取得した後、グループ所属の財務会社が企業グループまたはグループ内の傘下単位と一括借入・一括返済貸付契約を締結、且つ資金を分配し、企業グループまたはグループ内の傘下単位から元利を受領し、更に企業グループに支払い、企業グループが一括して金融機関又は債券購入者に返済する業務。

(二十) 抹消された金融機関が貨物・不動産・無形資産・有価証券・手形等の財産により債務を返済する場合。

抹消された金融機関とは、人民銀行・銀监会が法に基づき抹消を決定した金融機関及びその各地に設立された分支機構を指し、法に基づき抹消された商業銀行・信託投資会社・財務公司・金融リース会社・都市信用社及び農村信用社を含む。別段の規定がある場合を除き、抹消された金融機関に所属・付属する企業は、抹消された金融機関の増徴税免税政策を享受しない。

(二十一) 保険会社が投入する期間 1 年以上の人身保険商品により取得する保険料収入。

期間 1 年以上の人身保険とは、保険期間が 1 年間及びそれ以上の元利返済の生命保険・養老年金保険、及び保険期間が 1 年間及びそれ以上の健康保険を指す。

生命保険とは、人の寿命を保険の目的とする人身保険を指す。

養老年金保険とは、養老保障を目的として、被保険者の生存を保険金給付の条件とし、且つ約定した期間・間隔に基づき、分割で生存保険金を給付する人身保険を指す。養老年金保険は以下の条件に同時に合致しなければならない：

1. 保険契約が約定する被保険者への生存保険金給付年齢は、国家が規定する定年退職の年齢を下回ってはならない。

2. 続けて 2 回給付する場合の期間・間隔は 1 年を超えてはならない。

| | |
|--|---|
| <p>健康保険，是指以因健康原因导致损失为给付保险金条件的人身保险。</p> <p>上述免税政策实行备案管理，具体备案管理办法按照《国家税务总局关于一年期以上返还性人身保险产品免征营业税审批事项取消后有关管理问题的公告》（国家税务总局公告 2015 年第 65 号）规定执行。</p> <p>（二十二）下列金融商品转让收入。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合格境外投资者（QFII）委托境内公司在我国从事证券买卖业务。 2. 香港市场投资者（包括单位和个人）通过沪港通买卖上海证券交易所上市 A 股。 3. 对香港市场投资者（包括单位和个人）通过基金互认买卖内地基金份额。 4. 证券投资基金（封闭式证券投资基金，开放式证券投资基金）管理人运用基金买卖股票、债券。 5. 个人从事金融商品转让业务。 <p>（二十三）金融同业往来利息收入。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融机构与人民银行所发生的资金往来业务。包括人民银行对一般金融机构贷款，以及人民银行对商业银行的再贴现等。 2. 银行联行往来业务。同一银行系统内部不同行、处之间所发生的资金账务往来业务。 3. 金融机构间的资金往来业务。是指经人民银行批准，进入全国银行间同业拆借市场的金融机构之间通过全国统一的同业拆借网络进行的短期（一年以下含一年）无担保资金融通行为。 4. 金融机构之间开展的转贴现业务。 <p>金融机构是指：</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）银行：包括人民银行、商业银行、政策性银行。 （2）信用合作社。 （3）证券公司。 （4）金融租赁公司、证券投资基金管理公司、财务公司、信托投资公司、证券投资基金。 （5）保险公司。 （6）其他经人民银行、银监会、证监会、保监会批准成立且经营金融保险业务的机构 | <p>健康保険とは、健康原因によりもたらされた損失をもって保険金給付の条件とする人身保険を指す。</p> <p>上述の免税政策は備案管理を実行し、具体的な備案管理方法は、《国家税務総局：期間 1 年以上の返還性人身保険商品に係る営業税徴収免除審査批准事項取消後の関連管理問題に関する公告》（国家税務総局公告 2015 年第 65 号）の規定に則り執行する。</p> <p>（二十二）以下の金融商品譲渡収入。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適格国外機関投資家（QFII）が委託した国内会社が我が国において従事する証券売買業務。 2. 香港市場の投資者（単位及び個人を含む）による上海・香港株式市場相互取引制度を通じた上海証券取引所上場 A 株売買。 3. 香港市場の投資者（単位及び個人を含む）に対するファンド相互認可制度を通じた本土部分のファンド売買。 4. 証券投資ファンド（クローズドエンド型証券投資ファンド・オープンエンド型証券投資ファンド）の管理者のファンド運用による株式・債券売買。 5. 個人が従事する金融商品譲渡業務。 <p>（二十三）金融同業者間取引による利息収入。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融機関と人民銀行間で発生した資金取引業務。人民銀行の一般金融機関に対する貸付、及び人民銀行の商業銀行に対する手形再割引等を含む。 2. 銀行内部の取引業務。同一銀行システム内部の異なる拠点・部門の間で発生した資金勘定取引業務。 3. 金融機関間の資金取引業務。人民銀行の批准を経て、全国銀行間取引市場に参入した金融機関の間で全国統一の同業間貸借ネットワークを通じて短期（1 年以下、1 年を含む）の無担保資金融通行為を指す。 4. 金融機関の間で展開される手形再割引業務。 <p>金融機関とは、以下を指す：</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）銀行：人民銀行・商業銀行・政策性銀行を含む。 （2）信用合作社。 （3）証券会社。 （4）金融リース会社・証券ファンド管理会社・財務公司・信託投資会社・証券投資ファンド。 （5）保険会社。 （6）その他の人民銀行・銀監会・証監会・保監会の批准を経て設立され、且つ金融保 |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>等。</p> <p>(二十四) 同时符合下列条件的担保机构从事中小企业信用担保或者再担保业务取得的收入(不含信用评级、咨询、培训等收入)3年内免征增值税:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 已取得监管部门颁发的融资性担保机构经营许可证,依法登记注册为企(事)业法人,实收资本超过2000万元。 2. 平均年担保费率不超过银行同期贷款基准利率的50%。平均年担保费率=本期担保费收入/(期初担保余额+本期增加担保金额)×100%。 3. 连续合规经营2年以上,资金主要用于担保业务,具备健全的内部管理制度和为中小企业提供担保的能力,经营业绩突出,对受保项目具有完善的事前评估、事中监控、事后追偿与处置机制。 4. 为中小企业提供的累计担保贷款额占其两年累计担保业务总额的80%以上,单笔800万元以下的累计担保贷款额占其累计担保业务总额的50%以上。 5. 对单个受保企业提供的担保余额不超过担保机构实收资本总额的10%,且平均单笔担保责任金额最多不超过3000万元人民币。 6. 担保责任余额不低于其净资产的3倍,且代偿率不超过2%。 <p>担保机构免征增值税政策采取备案管理方式。符合条件的担保机构应到所在地县(市)主管税务机关和同级中小企业管理部门履行规定的备案手续,自完成备案手续之日起,享受3年免征增值税政策。3年免税期满后,符合条件的担保机构可按规定程序办理备案手续后继续享受该项政策。</p> <p>具体备案管理办法按照《国家税务总局关于中小企业信用担保机构免征营业税审批事项取消后有关管理问题的公告》(国家税务总局公告2015年第69号)规定执行,其中税务机关的备案管理部门统一调整为县(市)</p> | <p>險業務を經營する機関等。</p> <p>(二十四) 同時に以下の条件に合致する保証機関が中小企業信用保証または再保証業務に従事して取得する収入(信用格付・コンサルティング・研修等の収入は含まない)は、3年以内は増値税の徴収を免除する:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 監督管理部門が交付する融資性保証機関の經營許可証を既に取得しており、法に基づき登記登録された企(事)業法人であり、実収資本金が2,000万元を超えること。 2. 平均年間保証料率が銀行の同期間の貸出基準金利の50%を超えないこと。平均年間保証料率=当期の保証料収入/(期初の保証残高+当期の保証増加額)×100%。 3. コンプライアンスに準拠した經營を連続2年以上続け、資金は主に保証業務に用いられ、健全な内部管理制度及び中小企業に保証を提供する能力を具備し、経営業績が際立っており、保証を引き受けるプロジェクトに対して万全な事前評価・事中の監督コントロール・事後の返済請求及び処理メカニズムを備えていること。 4. 中小企業に提供した累計貸付保証額がその2年間の累計保証業務総額の80%以上を占め、1件あたり800万元以下の累計貸付保証額がその累計保証業務総額の50%以上であること。 5. 保証を引き受けた企業に対して提供した1社当たりの保証残高が保証機関の実収資本金総額の10%を超えず、且つ一件当たりの平均保証責任額が最多で3,000万人民币を超えないこと。 6. 保証責任残高がその純資産の3倍を下回らず、且つ代位弁済率が2%を超えないこと。 <p>保証機関の増値税徴収免除政策は、備案管理方式を採用する。条件に合致する保証機関は、所在地の県(市)主管稅務機關及び同級の中小企業管理部門にて規定の備案手続きを履行しなければならず、備案手続き完了日から、3年間は増値税徴収免除政策を享受する。3年の免税期間満了後、条件に合致する保証機関は規定の手順に基づき備案手続きを行った後、当該政策の享受を継続できる。</p> <p>具体的な備案管理方法は、《国家稅務總局：中小企業信用保証機關營業稅徴収免除の審査批准事項取消後の関連管理問題に関する公告》(国家稅務總局公告2015年第69号)の規定に基づき執行し、そのうち稅務</p> |
|---|--|

級国家税务局。

(二十五) 国家商品储备管理单位及其直属企业承担商品储备任务, 从中央或者地方财政取得的利息补贴收入和价差补贴收入。

国家商品储备管理单位及其直属企业, 是指接受中央、省、市、县四级政府有关部门(或者政府指定管理单位)委托, 承担粮(含大豆)、食用油、棉、糖、肉、盐(限于中央储备)等6种商品储备任务, 并按有关政策收储、销售上述6种储备商品, 取得财政储备经费或者补贴的商品储备企业。利息补贴收入, 是指国家商品储备管理单位及其直属企业因承担上述商品储备任务从金融机构贷款, 并从中央或者地方财政取得的用于偿还贷款利息的贴息收入。价差补贴收入包括销售价差补贴收入和轮换价差补贴收入。销售价差补贴收入, 是指按照中央或者地方政府指令销售上述储备商品时, 由于销售收入小于库存成本而从中央或者地方财政获得的全额价差补贴收入。轮换价差补贴收入, 是指根据要求定期组织政策性储备商品轮换而从中央或者地方财政取得的商品新陈品质价差补贴收入。

(二十六) 纳税人提供技术转让、技术开发和与之相关的技术咨询、技术服务。

1. 技术转让、技术开发, 是指《销售服务、无形资产、不动产注释》中“转让技术”、“研发服务”范围内的业务活动。技术咨询, 是指就特定技术项目提供可行性论证、技术预测、专题技术调查、分析评价报告等业务活动。

与技术转让、技术开发相关的技术咨询、技术服务, 是指转让方(或者受托方)根据技术转让或者开发合同的规定, 为帮助受让方(或者委托方)掌握所转让(或者委托开发)的技术, 而提供的技术咨询、技术服务业务, 且这部分技术咨询、技术服务的价款与技术转让或者技术开发的价款应当在同一张发票上开具。

機関の備案管理部門は県(市)級国家税務局に一括調整する。

(二十五) 国家商品備蓄管理單位及びその直屬企業が商品備蓄任務を担い、中央または地方財政から取得する利息補填収入及び価格差補填収入。

国家商品備蓄管理單位及びその直屬企業とは、中央・省・市・県の四級の政府関連部門(または政府指定管理單位)の委託を受け、穀物(大豆を含む)・食用油・綿・砂糖・肉・塩(中央備蓄に限る)等6種類の商品の備蓄任務を担い、且つ関連政策に基づき上述6種類の備蓄商品を購入及び貯蓄・販売し、財政備蓄経費または補填を取得する商品備蓄企業を指す。利息補填収入とは、国家商品備蓄管理單位及びその直屬企業が上述の商品備蓄任務を担うために金融機関から借入れ、中央または地方財政から借入利息返済に用いる利息補填収入を得ることを指す。価格差補填収入は、販売価格差補填収入及び入替価格差補填収入を含む。販売価格差補填収入とは、中央または地方政府的指示に基づき上述の備蓄商品を販売する際、販売収入が在庫コストを下回ることにより、中央または地方財政から獲得する価格差全額の補填収入を指す。入替価格差補填収入とは、要求に基づき定期的に政策性備蓄商品の入替を組織し、中央または地方財政から得る新品と中古品の価格差補填収入を指す。

(二十六) 納税者が提供する技術譲渡・技術開発及びそれに関連する技術コンサルティング・技術サービス。

1. 技術譲渡・技術開発とは、《サービス・無形資産・不動産販売の注釈》における「技術譲渡」・「研究開発サービス」範囲内の業務活動を指す。技術コンサルティングとは、特定技術プロジェクトについて実行可能性の論証・技術予測・特定技術調査・分析評価報告等を提供する業務活動を指す。

技術譲渡・技術開発に関連する技術コンサルティング・技術サービスとは、譲渡側(または受託側)が技術譲渡または開発契約の規定に基づき、受託側(または委託側)が譲渡(又は委託開発)技術を把握できるよう支援するために提供する技術コンサルティング・技術サービス業務のことを指し、且つこの部分の技術コンサルティング・技術サービスの代金は、技術譲渡または技術開発の代金と同一の發票上に列記されなければならない。

2. 备案程序。试点纳税人申请免征增值税时，须持技术转让、开发的书面合同，到纳税人所在地省级科技主管部门进行认定，并持有有关的书面合同和科技主管部门审核意见证明文件报主管税务机关备查。

(二十七) 同时符合下列条件的合同能源管理服务：

1. 节能服务公司实施合同能源管理项目相关技术，应当符合国家质量监督检验检疫总局和国家标准化管理委员会发布的《合同能源管理技术通则》(GB/T24915-2010) 规定的技术要求。

2. 节能服务公司与用能企业签订节能效益分享型合同，其合同格式和内容，符合《中华人民共和国合同法》和《合同能源管理技术通则》(GB/T24915-2010) 等规定。

(二十八) 2017年12月31日前，科普单位的门票收入，以及县级及以上党政部门和科协开展科普活动的门票收入。

科普单位，是指科技馆、自然博物馆，对公众开放的天文馆(站、台)、气象台(站)、地震台(站)，以及高等院校、科研机构对公众开放的科普基地。

科普活动，是指利用各种传媒以浅显的、让公众易于理解、接受和参与的方式，向普通大众介绍自然科学和社会科学知识，推广科学技术的应用，倡导科学方法，传播科学思想，弘扬科学精神的活动。

(二十九) 政府举办的从事学历教育的高等、中等和初等学校(不含下属单位)，举办进修班、培训班取得的全部归该学校所有的收入。

全部归该学校所有，是指举办进修班、培训班取得的全部收入进入该学校统一账户，并纳入预算全额上缴财政专户管理，同时由该学校对有关票据进行统一管理和开具。

2. 備案手順。試行納税者が増値税徴収免除を申請する際、技術譲渡・開発の書面契約を持参し、納税者の所在地の省級科学技術主管部門において認定を行い、また関連する書面契約及び科学技術主管部門の審査意見証明文書を持参して主管税務機関に報告して検査に備えなければならない。

(二十七) 以下の条件に同時に合致する契約型エネルギー管理サービス：

1. 省エネルギーサービス会社が実施する契約型エネルギー管理プロジェクト関連技術は、国家品質監督検査検疫総局及び国家標準化管理委員会が公布した《契約型エネルギー管理技術通則》(GB/T24915-2010) が規定する技術要求に合致しなければならない。

2. 省エネルギーサービス会社がエネルギー使用企業と締結する省エネルギー効率シェア型契約について、その契約の書式及び内容は、《中華人民共和国契約法》及び《契約型エネルギー管理技術通則》(GB/T24915-2010) 等の規定に合致しなければならない。

(二十八) 2017年12月31日以前の科学普及及單位の入場料収入、並びに県級及びそれ以上の党・政府部門及び科学協会が展開する科学普及活動の入場料収入。

科学普及及單位とは、科学技術館・自然博物館を指し、一般に開放する天文館(ステーション・台)・气象台(ステーション)・地震台(ステーション)、及び高等教育機関・科学研究機関が一般に開放する科学普及拠点を指す。

科学普及活動とは、各種媒体による平易で、公衆に理解・受入れ・参加させやすい方式をもって、一般大衆に自然科学及び社会科学の知識を紹介し、科学技術の応用を推進し、科学的方法を提唱し、科学的思想を伝播し、科学的精神を広範に発展させる活動を指す。

(二十九) 政府が開設する学歴教育に従事する高等・中等及び初等学校(傘下単位を含まない)が、研修クラス・トレーニングクラスを開講して取得する当該学校の所有に帰属する全ての収入。

当該学校の所有に帰属する全ての収入とは、研修クラス・トレーニングクラスを開講して取得した全ての収入を当該学校の統一口座に振り込み、また予算に組み入れ、全額を財政専用口座による管理に組み入れ、同時に当該学校が関連証憑に対して統

| | |
|--|--|
| <p>举办进修班、培训班取得的收入进入该学校下属部门自行开设账户的，不予免征增值税。</p> <p>（三十）政府举办的职业学校设立的主要为在校学生提供实习场所、并由学校出资自办、由学校负责经营管理、经营收入归学校所有的企业，从事《销售服务、无形资产或者不动产注释》中“现代服务”（不含融资租赁服务、广告服务和其他现代服务）、“生活服务”（不含文化体育服务、其他生活服务和桑拿、氧吧）业务活动取得的收入。</p> <p>（三十一）家政服务企业由员工制家政服务员提供家政服务取得的收入。</p> <p>家政服务企业，是指在企业营业执照的规定经营范围中包括家政服务内容的企业。</p> <p>员工制家政服务员，是指同时符合下列 3 个条件的家政服务员：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 依法与家政服务企业签订半年及半年以上的劳动合同或者服务协议，且在该企业实际上岗工作。 2. 家政服务企业为其按月足额缴纳了企业所在地人民政府根据国家政策规定的基本养老保险、基本医疗保险、工伤保险、失业保险等社会保险。对已享受新型农村养老保险和新型农村合作医疗等社会保险或者下岗职工原单位继续为其缴纳社会保险的家政服务员，如果本人书面提出不再缴纳企业所在地人民政府根据国家政策规定的相应的社会保险，并出具其所在乡镇或者原单位开具的已缴纳相关保险的证明，可视同家政服务企业已为其按月足额缴纳了相应的社会保险。 3. 家政服务企业通过金融机构向其实际支付不低于企业所在地适用的经省级人民政府批准的最低工资标准的工资。 <p>（三十二）福利彩票、体育彩票的发行收入。</p> | <p>一管理及び発行を行うことを指す。</p> <p>研修クラス・トレーニングクラスを開講して取得した収入が当該学校の傘下部門が自ら開設した口座に振り込まれた場合、増値税の徴収は免除しない。</p> <p>（三十）主に在校生に実習場所を提供し、学校が出資して自ら運営し、学校が経営管理の責を負い、経営収入が学校の所有に帰属する政府運営の職業学校が設立した企業が、《サービス・無形資産・不動産販売の注釈》における「現代サービス」（ファイナンスリースサービス・広告サービス及びその他現代サービスを含まない）・「生活サービス」（文化スポーツサービス・その他生活サービス及びサウナ・酸素バーを含まない）業務活動に従事して取得した収入。</p> <p>（三十一）家政サービス企業が、従業員制家政サービス員による家政サービス提供で取得した収入。</p> <p>家政サービス企業とは、企業の営業許可証に規定される経営範囲の中に家政サービスの内容を含む企業を指す。</p> <p>従業員制家政サービス員とは、以下の 3 つの条件に同時に合致する家政サービス員を指す：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法に基づき家政サービス企業と半年及び半年以上の労働契約またはサービス協定を締結し、且つ当該企業で実際に勤務している。 2. 家政サービス企業が、月毎に企業所在地の人民政府に国家政策規定に基づく基本養老保険・基本医療保険・労災保険・失業保険等の社会保険を満額納付している。新型農村養老保険及び新型農村提携医療等の社会保険を既に享受している、または解雇された従業員の元の単位が当該従業員のために社会保険の納付を継続している家政サービス員について、企業所在地の人民政府に国家政策規定に基づいた相応の社会保険を再度納付しないことを本人が書面で提出し、またその所在する郷・鎮或いは元の単位が発行した関連保険納付済の証明を提出すれば、家政サービス企業が既に月毎に相応の社会保険を満額納付していると見なすことができる。 3. 家政サービス企業が金融機関を通じて、企業所在地が適用する省級人民政府の批准を経た最低賃金基準を下回らない賃金を実際に支払っている。 <p>（三十二）福利宝くじ・スポーツ宝くじの発行収入。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>(三十三) 军队空余房产租赁收入。</p> <p>(三十四) 为了配合国家住房制度改革, 企业、行政事业单位按房改成本价、标准价出售住房取得的收入。</p> <p>(三十五) 将土地使用权转让给农业生产者用于农业生产。</p> <p>(三十六) 涉及家庭财产分割的个人无偿转让不动产、土地使用权。</p> <p>家庭财产分割, 包括下列情形: 离婚财产分割; 无偿赠与配偶、父母、子女、祖父母、外祖父母、孙子女、外孙子女、兄弟姐妹; 无偿赠与对其承担直接抚养或者赡养义务的抚养人或者赡养人; 房屋产权所有人死亡, 法定继承人、遗嘱继承人或者受遗赠人依法取得房屋产权。</p> <p>(三十七) 土地所有者出让土地使用权和土地使用者将土地使用权归还给土地所有者。</p> <p>(三十八) 县级以上地方人民政府或自然资源行政主管部门出让、转让或收回自然资源使用权(不含土地使用权)。</p> <p>(三十九) 随军家属就业。</p> <p>1. 为安置随军家属就业而新开办的企业, 自领取税务登记证之日起, 其提供的应税服务 3 年内免征增值税。</p> <p>享受税收优惠政策的企业, 随军家属必须占企业总人数的 60%(含) 以上, 并有军(含) 以上政治和后勤机关出具的证明。</p> <p>2. 从事个体经营的随军家属, 自办理税务登记事项之日起, 其提供的应税服务 3 年内免征增值税。</p> <p>随军家属必须有师以上政治机关出具的可以表明其身份的证明。</p> <p>按照上述规定, 每一名随军家属可以享受一次免税政策。</p> <p>(四十) 军队转业干部就业。</p> <p>1. 从事个体经营的军队转业干部, 自领取税务登记证之日起, 其提供的应税服务 3 年内免征增值税。</p> <p>2. 为安置自主择业的军队转业干部就业而新开办的企业, 凡安置自主择业的军队转业</p> | <p>(三十三) 軍隊の空室不動産の賃貸収入。</p> <p>(三十四) 国家の住宅制度改革に協力するため、企業・行政事業単位が住宅制度改革の原価・標準価格に基づき住宅を販売して取得した収入。</p> <p>(三十五) 土地使用権を農業生産者に譲渡して農業生産に用いる場合。</p> <p>(三十六) 家庭財産分与に関連する個人による不動産・土地使用権の無償譲渡。</p> <p>家庭財産分与は、以下の状況を含む: 離婚財産分与; 配偶者・父母・子女・父方祖父母・母方祖父母・内孫・外孫・兄弟姉妹への無償贈与; 直接養育または扶養義務を負う養育人または扶養人に対する無償贈与; 不動産権所有者の死亡によって、法定相続人・遺書による相続人または受遺者が法に基づき取得した不動産権。</p> <p>(三十七) 土地所有者が土地使用権を売却、及び土地使用者が土地使用権を土地所有者へ返却する場合。</p> <p>(三十八) 県級以上の地方人民政府または自然資源行政主管部门が自然資源使用权(土地使用権を含まない)を売却・譲渡または回収する場合。</p> <p>(三十九) 軍役従事者の随行家族の就業。</p> <p>1. 軍役従事者の随行家族の雇用配置のために新たに開設した企業について、税務登記証の受領日から 3 年以内は、提供する課税サービスの増値税徴収を免除する。</p> <p>税収優遇政策を享受する企業について、軍役従事者の随行家族が企業の総人数の 60%以上(60%を含む)を占め、また軍(軍を含む)以上の政治及び後方支援機関が発行する証明を有していなければならない。</p> <p>2. 個人経営に従事する軍役従事者の随行家族について、税務登記事項を行った日から 3 年以内は、提供する課税サービスの増値税徴収を免除する。</p> <p>軍役従事者の随行家族は、師団以上の政治機関が発行したその身分を表明できる証明を有していなければならない。</p> <p>上述の規定に基づき、軍役従事者の随行家族は一人につき一度の免税政策を享受することができる。</p> <p>(四十) 軍隊から転職した幹部の就業。</p> <p>1. 個人経営に従事する軍隊から転職した幹部について、税務登記証の受領日から 3 年以内は、提供する課税サービスの増値税徴収を免除する。</p> <p>2. 軍隊からの転職を自主的に選択した幹部の雇用配置のために新たに開設した企業</p> |
|--|--|

干部占企业总人数 60% (含) 以上的, 自领取税务登记证之日起, 其提供的应税服务 3 年内免征增值税。

享受上述优惠政策的自主择业的军队转业干部必须持有师以上部队颁发的转业证件。

二、増値税即征即退

(一) 一般纳税人提供管道运输服务, 对其增值税实际税负超过 3% 的部分实行增值税即征即退政策。

(二) 经人民银行、银监会或者商务部批准从事融资租赁业务的试点纳税人中的一般纳税人, 提供有形动产融资租赁服务和有形动产融资性售后回租服务, 对其增值税实际税负超过 3% 的部分实行增值税即征即退政策。商务部授权的省级商务主管部门和国家经济技术开发区批准的从事融资租赁业务和融资性售后回租业务的试点纳税人中的一般纳税人, 2016 年 5 月 1 日后实收资本达到 1.7 亿元的, 从达到标准的当月起按照上述规定执行; 2016 年 5 月 1 日后实收资本未达到 1.7 亿元但注册资本达到 1.7 亿元的, 在 2016 年 7 月 31 日前仍可按照上述规定执行, 2016 年 8 月 1 日后开展的有形动产融资租赁业务和有形动产融资性售后回租业务不得按照上述规定执行。

(三) 本规定所称增值税实际税负, 是指纳税人当期提供应税服务实际缴纳的增值税额占纳税人当期提供应税服务取得的全部价款和价外费用的比例。

三、扣減増値税規定

(一) 退役士兵创业就业。

1. 对自主就业退役士兵从事个体经营的, 在 3 年内按每户每年 8000 元为限额依次扣减其当年实际应缴纳的增值税、城市维护建设税、教育费附加、地方教育附加和个人所得税。限额标准最高可上浮 20%, 各省、自治区、

について、軍隊からの転職を自主的に選択した幹部の配置が企業の総人数の 60% 以上 (60% を含む) を占める場合、税務登記証の受領日から 3 年以内は、提供する課税サービスの増値税徴収を免除する。

上述の優遇政策を享受する軍隊からの転職を自主的に選択した幹部は、師団以上の部隊が発行する転職証書を有していなければならない。

二、増値税の即時徴収・即時還付

(一) 一般納税者がパイプライン輸送サービスを提供する場合、その増値税の実際の税負担が 3% を超える部分に対して増値税の即時徴収・即時還付政策を実行する。

(二) 人民銀行・銀监会または商務部の批准を経てファイナンスリース業務に従事する試行納税者のうち一般納税者が、有形動産ファイナンスリースサービス及び有形動産融資性リースバックサービスを提供する場合、その増値税の実際の税負担が 3% を超える部分に対して増値税の即時徴収・即時還付政策を実行する。商務部が授權する省級商務主管部門及び国家經濟技術開發区の批准を経てファイナンスリース業務及び融資性リースバック業務に従事する試行納税者のうち一般納税者について、2016 年 5 月 1 日以降、実収資本が 1.7 億元に達した場合、基準に達した当該月から上述の規定に則り執行する; 2016 年 5 月 1 日以降、実収資本は 1.7 億元に達していないが、登録資本が 1.7 億元に達した場合、2016 年 7 月 31 日までは引き続き上述の規定に則り執行し、2016 年 8 月 1 日以降に展開する有形動産ファイナンスリース業務及び有形動産融資性リースバック業務については、上述の規定に基づいて執行してはならない。

(三) 本規定でいう増値税の実際の税負担とは、納税者が当期に提供する課税サービスについて実際に納付する増値税額が、納税者が当期に提供する課税サービスで取得した全ての代金及び代金外費用に占める比率を指す。

三、増値税控除規定

(一) 退役兵士の起業・就業。

1. 自主的に就業して個人経営に従事する退役兵士に対しては、3 年以内は一社につき毎年 8,000 元を限度額として、当該年に実際に納付しなければならない増値税・都市維持建設税・教育費付加・地方教育付加及

直辖市人民政府可根据本地区实际情况在此幅度内确定具体限额标准，并报财政部和国家税务总局备案。

纳税人年度应缴纳税款小于上述扣减限额的，以其实际缴纳的税款为限；大于上述扣减限额的，应以上述扣减限额为限。纳税人的实际经营期不足一年的，应当以实际月份换算其减免税限额。换算公式为：减免税限额=年度减免税限额÷12×实际经营月数。

纳税人在享受税收优惠政策的当月，持《中国人民解放军义务兵退出现役证》或《中国人民解放军士官退出现役证》以及税务机关要求的相关材料向主管税务机关备案。

2. 对商贸企业、服务型企业、劳动就业服务企业中的加工型企业和街道社区具有加工性质的小型实体，在新增加的岗位中，当年新招用自主就业退役士兵，与其签订 1 年以上期限劳动合同并依法缴纳社会保险费的，在 3 年内按实际招用人数予以定额依次扣减增值税、城市维护建设税、教育费附加、地方教育附加和企业所得税优惠。定额标准为每人每年 4000 元，最高可上浮 50%，各省、自治区、直辖市人民政府可根据本地区实际情况在此幅度内确定具体定额标准，并报财政部和国家税务总局备案。

本条所称服务型企业是指从事《销售服务、无形资产、不动产注释》中“不动产租赁服务”、“商务辅助服务”（不含货物运输代理和代理报关服务）、“生活服务”（不含文化体育服务）范围内业务活动的企业以及按照《民办非企业单位登记管理暂行条例》（国务院令 第 251 号）登记成立的民办非企业单位。

纳税人按企业招用人数和签订的劳动合同时间核定企业减免税总额，在核定减免税总额内每月依次扣减增值税、城市维护建设税、教育费附加和地方教育附加。纳税人实际应

び個人所得税を順次控除する。限度額基準は最高で 20%まで引き上げることができ、各省・自治区・直辖市の人民政府は当該地区の実際の状況に基づき、この幅内で具体的な限度額基準を確定し、財政部及び国家税務総局に報告・備案することができる。

納税者の年度納付税額が上述の控除限度額を下回る場合、その実際に納付する税額を限度額とする；上述の控除限度額を上回る場合、上述の控除額を限度額としなければならない。納税者の実際の経営期間が一年に満たない場合、実際の月数によりその税減免限度額を換算しなければならない。換算公式：税減免限度額=年度税減免限度額÷12×実際の経営月数。

納税者は税收優遇政策を享受する当月に、《中国人民解放军義務兵現役退出証》又は《中国人民解放军士官現役退出証》及び税務機関が要求する関連資料を持参した上で主管税務機関に備案する。

2. 商業貿易企業・サービス型企業・労働就業サービス企業のうち加工型企業及び街道社区が有する加工性質の小型企業实体に対して、新たに増やす職位のうち、当該年に自主的に就業する退役兵士を新たに雇用し、当該者と期間 1 年以上の労働契約を締結し、また法に基づき社会保険料を納付した場合、3 年以内は実際の雇用人数に応じて定額で増徴税・都市維持建設税・教育費付加・地方教育付加及び企業所得税を順次控除して優遇する。定額基準は一人当たり毎年 4,000 元とし、最高で 50%まで引き上げることができ、各省・自治区・直辖市の人民政府は当該地区の実際の状況に基づき、この幅内で具体的な定額基準を確定し、財政部及び国家税務総局に報告・備案することができる。

本条でいうサービス型企業とは、《サービス・無形資産・不動産販売の注釈》における「不動産リースサービス」・「ビジネスサポートサービス」（貨物輸送代理及び通関代理サービスは含まない）・「生活サービス（文化・スポーツサービスは含まない）」の範囲内の業務活動に従事する企業及び《民営非企業単位登記管理暫定条例》（國務院令 第 251 号）に基づき設立登記した民営非企業単位を指す。

納税者は企業の雇用人数及び締結した労働契約期間に基づき企業の税減免総額を査定し、査定された税減免総額内で増徴税・都市維持建設税・教育費付加及び地方教育

缴纳的增值税、城市维护建设税、教育费附加和地方教育附加小于核定减免税总额的，以实际应缴纳的增值税、城市维护建设税、教育费附加和地方教育附加为限；实际应缴纳的增值税、城市维护建设税、教育费附加和地方教育附加大于核定减免税总额的，以核定减免税总额为限。

纳税年度终了，如果企业实际减免的增值税、城市维护建设税、教育费附加和地方教育附加小于核定的减免税总额，企业在企业所得税汇算清缴时扣减企业所得税。当年扣减不足的，不再结转以后年度扣减。

计算公式为：企业减免税总额=Σ每名自主就业退役士兵本年度在本企业工作月份÷12×定额标准。

企业自招用自主就业退役士兵的次月起享受税收优惠政策，并于享受税收优惠政策的当月，持下列材料向主管税务机关备案：

(1) 新招用自主就业退役士兵的《中国人民解放军义务兵退出现役证》或《中国人民解放军士官退出现役证》。

(2) 企业与新招用自主就业退役士兵签订的劳动合同（副本），企业为职工缴纳的社会保险费记录。

(3) 自主就业退役士兵本年度在企业工作时间表。

(4) 主管税务机关要求的其他相关材料。

3. 上述所称自主就业退役士兵是指依照《退役士兵安置条例》（国务院、中央军委令 第 608 号）的规定退出现役并按自主就业方式安置的退役士兵。

4. 上述税收优惠政策的执行期限为 2016 年 5 月 1 日至 2016 年 12 月 31 日，纳税人在 2016 年 12 月 31 日未享受满 3 年的，可继续享受至 3 年期满为止。

按照《财政部 国家税务总局 民政部关于调整完善扶持自主就业退役士兵创业就业有关税收政策的通知》（财税〔2014〕42 号）规定享受营业税优惠政策的纳税人，自 2016 年

付加を毎月順次控除する。納税者が実際に納付しなければならない増値税・都市維持建設税・教育費付加及び地方教育付加が査定された税減免総額を下回る場合、実際に納付しなければならない増値税・都市維持建設税・教育費付加及び地方教育付加を限度額とする；実際に納付しなければならない増値税・都市維持建設税・教育費付加及び地方教育付加が査定された税減免総額を上回る場合、査定された税減免総額を限度額とする。

納税年度が終了し、企業の実際に減免される増値税・都市維持建設税・教育費付加及び地方教育付加が査定された税減免総額を下回る場合、企業は企業所得税の確定申告の際に企業所得税を控除する。当該年の控除が不足する場合、以降の年度に繰越控除はできない。

计算公式：企業の税減免総額=Σ自主的に就業した各退役兵士の当該年度の当該企業における勤務月数÷12×定额基準。

企業が自主的に就業する退役兵士を雇用した翌月から税収優遇政策を享受し、税収優遇策を享受した当該月に以下の資料を持参して主管税務機関に備案する：

(1) 新規に雇用した自主的に就業した退役兵士の《中国人民解放军義務兵現役引退証》または《中国人民解放军軍士官現役引退証》。

(2) 企業が新規に雇用した自主的に就業した退役兵士と締結した労働契約（副本）、企業が従業員のために納付した社会保険料の記録。

(3) 自主的に就業した退役兵士の当該年度の企業での勤務スケジュール表。

(4) 主管税務機関が要求するその他関連資料。

3. 上述でいう自主的に就業した退役兵士とは、《退役兵士配置条例》（国务院・中央军委令 第 608 号）の規定に基づき現役を引退し、且つ自主的就業の方式に基づき配置された退役兵士を指す。

4. 上述の税収優遇政策の執行期限は 2016 年 5 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までとし、納税者は 2016 年 12 月 31 日時点で満 3 年享受していなければ、3 年の期間満了まで継続して享受することができる。

《财政部 国家税务总局 民政部：自主的就业退役兵士の起業・就業の関連税収政策支援の調整・改善に関する通知》（财税〔2014〕42 号）の規定に基づき営業税優遇政

5月1日起按照上述规定享受增值税优惠政策，在2016年12月31日未享受满3年的，可继续享受至3年期满为止。

《财政部 国家税务总局关于将铁路运输和邮政业纳入营业税改征增值税试点的通知》(财税〔2013〕106号)附件3第一条第十二项城镇退役士兵就业免征增值税政策，自2014年7月1日起停止执行。在2014年6月30日未享受满3年的，可继续享受至3年期满为止。

(二) 重点群体创业就业。

1. 对持《就业创业证》(注明“自主创业税收政策”或“毕业年度内自主创业税收政策”)或2015年1月27日前取得的《就业失业登记证》(注明“自主创业税收政策”或附着《高校毕业生自主创业证》)的人员从事个体经营的，在3年内按每户每年8000元为限额依次扣减其当年实际应缴纳的增值税、城市维护建设税、教育费附加、地方教育附加和个人所得税。限额标准最高可上浮20%，各省、自治区、直辖市人民政府可根据本地区实际情况在此幅度内确定具体限额标准，并报财政部和国家税务总局备案。

纳税人年度应缴纳税款小于上述扣减限额的，以其实际缴纳的税款为限；大于上述扣减限额的，应以上述扣减限额为限。

上述人员是指：

(1) 在人力资源社会保障部门公共就业服务机构登记失业半年以上的人员。

(2) 零就业家庭、享受城市居民最低生活保障家庭劳动年龄内的登记失业人员。

(3) 毕业年度内高校毕业生。高校毕业生是指实施高等学历教育的普通高等学校、成人高等学校毕业的学生；毕业年度是指毕业所在自然年，即1月1日至12月31日。

2. 对商贸企业、服务型企业、劳动就业服

策を享受している納税者は、2016年5月1日から上述の規定に基づき増値税優遇政策を享受し、2016年12月31日時点で満3年享受していなければ、3年の期間満了まで継続して享受することができる。

《财政部 国家稅務總局：鐵道運輸及び郵政業を營業稅から増値稅への徵收變更試行に組み入れることに関する通知》(财税〔2013〕106号) 附属文書3 第一条第(十二)項における都市退役兵士再就業の増値税徵收免除政策は、2014年7月1日から執行を停止する。2014年6月30日時点で満3年享受していなければ、3年の期間満了まで継続して享受することができる

(二) 重点群の起業及び就業。

1. 《就業起業証》(「自主起業稅收政策」または「卒業年度内自主起業稅收政策」と明記)、または2015年1月27日以前に取得した《就業失業登記証》(「自主起業稅收政策」と明記、或いは《高等教育機關卒業生自主起業証》に添付)を保有する人員が個人經營に従事する場合、3年以内は一社当たり毎年8,000元を限度額として、当該年に実際に納付しなければならない増値税・都市維持建設税・教育費附加・地方教育附加及び個人所得税を順次控除する。限度額基準は最高で20%まで引き上げることができ、各省・自治区・直轄市の人民政府は当該地域の実際の状況に基づき、この幅内で具体的な限度額基準を確定し、財政部及び国家稅務總局に報告・備案することができる。

納税者の年度納付税額が上述の控除限度額を下回る場合、その実際に納付する税額を限度額とする；上述の控除限度額を上回る場合、上述の控除額を限度額としなければならない。

上述の人員とは以下を指す：

(1) 人力資源社会保障部門公共就業サービス機關における失業登記が半年以上である人員。

(2) 就業者がゼロの家庭・都市住民の最低生活保障を享受する家庭の労働年齢内の失業登記人員。

(3) 卒業年度内の高等教育機關卒業生。高等教育機關卒業生とは、高等學歷教育を実施する普通高等学校・成人高等学校を卒業した学生を指す；卒業年度とは、卒業した自然年、即ち1月1日から12月31日を指す。

2. 商業貿易企業・サービス型企業・労働

务企业中的加工型企业和街道社区具有加工性质的小型实体，在新增加的岗位中，当年新招用在人力资源社会保障部门公共就业服务机构登记失业半年以上且持《就业创业证》或2015年1月27日前取得的《就业失业登记证》（注明“企业吸纳税收政策”）人员，与其签订1年以上期限劳动合同并依法缴纳社会保险费的，在3年内按实际招聘人数予以定额依次扣减增值税、城市维护建设税、教育费附加、地方教育附加和企业所得税优惠。定额标准为每人每年4000元，最高可上浮30%，各省、自治区、直辖市人民政府可根据本地区实际情况在此幅度内确定具体定额标准，并报财政部和国家税务总局备案。

按上述标准计算的税收扣减额应在企业当年实际应缴纳的增值税、城市维护建设税、教育费附加、地方教育附加和企业所得税税额中扣减，当年扣减不足的，不得结转下年使用。

本条所称服务型企业是指从事《销售服务、无形资产、不动产注释》中“不动产租赁服务”、“商务辅助服务”（不含货物运输代理和代理报关服务）、“生活服务”（不含文化体育服务）范围内业务活动的企业以及按照《民办非企业单位登记管理暂行条例》（国务院令 第251号）登记成立的民办非企业单位。

3. 享受上述优惠政策的人员按以下规定申领《就业创业证》：

(1) 按照《就业服务与就业管理规定》（劳动和社会保障部令第28号）第六十三条的规定，在法定劳动年龄内，有劳动能力，有就业要求，处于无业状态的城镇常住人员，在公共就业服务机构进行失业登记，申领《就业创业证》。其中，农村进城务工人员和其他非本地户籍人员在常住地稳定就业满6个月的，失业后可以在常住地登记。

就業サービス企業のうち加工型企業及び街道社区の加工性質を有する小型企業実体に対して、新たに増やす職位のうち、当該年に人力资源社会保障部門公共就業サービス機関における失業登記が半年以上、且つ《就業起業証》または2015年1月27日以前に《就業失業登記証》（「企業受入税收政策」と明記）を取得した人員を新たに雇用し、当該者と期間1年以上の労働契約を締結し、また法に基づき社会保険料を納付した場合、3年以内は実際の雇用人数に応じて定額で増徴税・都市維持建設税・教育費付加・地方教育付加及び企業所得税を順次控除して優遇する。定額基準は一人当たり毎年4,000元とし、最高で30%まで引き上げることができ、各省・自治区・直辖市の人民政府は当該地区の実際の状況に基づき、この幅内で具体的な定額基準を確定し、財政部及び国家税務総局に備案することができる。

上述の基準に基づき算出した税控除額は、企業が当該年に実際に納付しなければならない増徴税・都市維持建設税・教育費付加・地方教育付加及び企業所得税の税額から控除しなければならず、当該年の控除が不足する場合、翌年に繰り越して使用してはならない。

本条でいうサービス型企業とは、《サービス・無形資産・不動産販売の注釈》における「不動産リースサービス」・「ビジネスサポートサービス」（貨物輸送代理及び通関代理サービスを含まない）・「生活サービス（文化・スポーツサービスを含まない）」の範囲内の業務活動に従事する企業及び《民営非企業単位登記管理暫定条例》（國務院令 第251号）に基づき設立を登記した民営非企業単位を指す。

3. 上述の優遇政策を享受する人員は、以下の規定に基づき《就業起業証》を申請・受領する：

(1) 《就業サービス及び就業管理規定》（労働及び社会保障部令第28号）第六十三条の規定に基づき、法定労働年齢内で、労働能力を有し、就業の要望があり、無職状態にある都市に常住する人員は、公共就業サービス機関で失業登記を行い、《就業起業証》を申請・受領する。そのうち、農村から都市に流入した労働者及びその他の非当地戸籍人員が常住地において満6カ月安定して就業した場合、失業後は常住地において登記することができる。

(2) 零就业家庭凭社区出具的证明, 城镇低保家庭凭低保证明, 在公共就业服务机构登记失业, 申领《就业创业证》。

(3) 毕业年度内高校毕业生在校期间凭学生证向公共就业服务机构按规定申领《就业创业证》, 或委托所在高校就业指导中心向公共就业服务机构按规定代为其申领《就业创业证》; 毕业年度内高校毕业生离校后直接向公共就业服务机构按规定申领《就业创业证》。

(4) 上述人员申领相关凭证后, 由就业和创业地人力资源社会保障部门对人员范围、就业失业状态、已享受政策情况进行核实, 在《就业创业证》上注明“自主创业税收政策”、“毕业年度内自主创业税收政策”或“企业吸纳税收政策”字样, 同时符合自主创业和企业吸纳税收政策条件的, 可同时加注; 主管税务机关在《就业创业证》上加盖戳记, 注明减免税所属时间。

4. 上述税收优惠政策的执行期限为2016年5月1日至2016年12月31日, 纳税人在2016年12月31日未享受满3年的, 可继续享受至3年期满为止。

按照《财政部 国家税务总局 人力资源社会保障部关于继续实施支持和促进重点群体创业就业有关税收政策的通知》(财税〔2014〕39号) 规定享受营业税优惠政策的纳税人, 自2016年5月1日起按照上述规定享受增值税优惠政策, 在2016年12月31日未享受满3年的, 可继续享受至3年期满为止。

《财政部 国家税务总局关于将铁路运输和邮政业纳入营业税改征增值税试点的通知》(财税〔2013〕106号) 附件3第一条第(十三)项失业人员就业增值税优惠政策, 自2014年1月1日起停止执行。在2013年12月31日未享受满3年的, 可继续享受至3年期满为止。

(2) 就業者がゼロの家庭は社区が発行した証明に基づき、都市最低生活保障家庭は最低生活保障証明に基づき、公共就業サービス機関において失業登記を行い、《就業起業証》を申請・受領する。

(3) 卒業年度内の高等教育機関卒業生は、在学期間の学生証に基づき、公共就業サービス機関において規定に基づき《就業起業証》を申請・受領する、または所在高等教育機関就業指導センターに委託して公共就業サービス機関に規定に基づき当該者に代って《就業起業証》を申請・受領する; 卒業年度内の高等教育機関卒業生は学校を離れた後、公共就業サービス機関に規定に基づき直接《就業起業証》を申請・受領する。

(4) 上述の人員が関連証憑を申請・受領した後、就業及び起業地の人力资源社会保障部門は人員範囲・就業及び失業状態・享受済政策状況に対して確認を行い、《就業起業証》上に「自主起業税收政策」・「卒業年度内自主起業税收政策」または「企業受入税收政策」の文言を明記し、同時に自主起業及び企業受入税收政策の条件に合致する場合、同時に注記を加筆することができる; 主管税務機関は《就業起業証》上に捺印し、税減免所属期間を明記する。

4. 上述の税收優遇政策の執行期限は2016年5月1日から2016年12月31日までとし、納税者は2016年12月31日時点で満3年享受していなければ、3年の期間満了まで継続して享受することができる。

《財政部 国家税務総局 人力资源社会保障部：重点群の起業就業の支援及び促進に關連する税收政策の繼續実施に關する通知》(财税〔2014〕39号) の規定に基づき營業稅優遇政策を享受する納税者は、2016年5月1日から上述の規定に基づき増値稅優遇政策を享受し、2016年12月31日時点で満3年を享受していなければ、3年の期間満了まで継続して享受することができる。

《財政部 国家税務総局：鉄道運輸及び郵政業を營業稅から増値稅への徵收變更試行に組み入れることに関する通知》(财税〔2013〕106号) 付属文書3第一条第(十三)項の失業人員就業に係る増値稅優遇政策は、2014年1月1日から執行を停止する。2013年12月31日時点で満3年享受していなければ、3年の期間満了まで継続して享受することができる。

四、金融企业发放贷款后，自结息日起 90 天内发生的应收未收利息按现行规定缴纳增值税，自结息日起 90 天后发生的应收未收利息暂不缴纳增值税，待实际收到利息时按规定缴纳增值税。

上述所称金融企业，是指银行（包括国有、集体、股份制、合资、外资银行以及其他所有制形式的银行）、城市信用社、农村信用社、信托投资公司、财务公司。

五、个人将购买不足 2 年的住房对外销售的，按照 5% 的征收率全额缴纳增值税；个人将购买 2 年以上（含 2 年）的住房对外销售的，免征增值税。上述政策适用于北京市、上海市、广州市和深圳市之外的地区。

个人将购买不足 2 年的住房对外销售的，按照 5% 的征收率全额缴纳增值税；个人将购买 2 年以上（含 2 年）的非普通住房对外销售的，以销售收入减去购买住房价款后的差额按照 5% 的征收率缴纳增值税；个人将购买 2 年以上（含 2 年）的普通住房对外销售的，免征增值税。上述政策仅适用于北京市、上海市、广州市和深圳市。

办理免税的具体程序、购买房屋的时间、开具发票、非购买形式取得住房行为及其他相关税收管理规定，按照《国务院办公厅转发建设部等部门关于做好稳定住房价格工作意见的通知》（国办发〔2005〕26 号）、《国家税务总局 财政部 建设部关于加强房地产税收管理的通知》（国税发〔2005〕89 号）和《国家税务总局关于房地产税收政策执行中几个具体问题的通知》（国税发〔2005〕172 号）的有关规定执行。

六、上述增值税优惠政策除已规定期限的项目和第五条政策外，其他均在营改增试点期间执行。如果试点纳税人在纳入营改增试点之日前已经按照有关政策规定享受了营业税税收优惠，在剩余税收优惠政策期限内，按照本规定享受有关增值税优惠。

四、金融企業の貸付実行後、利息決算日から 90 日以内に発生した未収利息は、現行規定に基づき増値税を納付し、利息決算日から 90 日後に発生した未収利息は、暫時増値税を納付せず、実際に利息を受け取った際に規定に基づき増値税を納付する。

上述でいう金融企業とは、銀行（国有・集団所有制・株式制・合弁・外資銀行及びその他所有形式の銀行を含む）・都市信用社・農村信用社・信託投資会社・財務公司を指す。

五、個人が購入して 2 年に満たない住居を对外販売した場合、5% の徴収率に基づき増値税を全額納付する；個人が購入して 2 年以上（2 年を含む）の住居を对外販売した場合、増値税の徴収を免除する。上述の政策は、北京市・上海市・広州市及び深圳市以外の地域に適用する。

個人が購入して 2 年に満たない住居を对外販売した場合、5% の徴収率に基づき増値税を全額納付する；個人が購入して 2 年以上（2 年を含む）の非普通住居を对外販売した場合、販売収入から住居購入代金を控除した差額について 5% の徴収率に基づき増値税を納付する；個人が購入して 2 年以上（2 年を含む）の普通住居を对外販売した場合、増値税の徴収を免除する。上述の政策は、北京市・上海市・広州市及び深圳市のみに適用する。

免税手続の具体的な手順・住宅購入の時期・発票発行・非購入形式による住宅取得行為及びその他税収関連管理規定は、《国务院办公厅による転送 建設部等部门：住宅価格安定業務を適切に行うことに関する意見の通知》（国弁発〔2005〕26 号）・《国家稅務總局 財政部 建設部：不動產稅收管理強化に関する通知》（国税發〔2005〕89 号）及び《国家稅務總局：不動產稅收政策執行における若干の具体的問題に関する通知》（国税發〔2005〕172 号）の関連規定に基づき執行する。

六、上述の増値税優遇政策は、既に期限が規定されている項目及び第五条の政策を除き、その他は全て營業稅から増値稅への徴収変更試行期間に執行する。試行納稅者が營業稅から増値稅への徴収変更試行への組入前に関連政策・規定に基づき既に營業稅稅收優遇を享受していた場合、残りの稅收優遇政策期間内は、本規定に基づき増値

| | |
|--|---------------|
| | 税に関する優遇を享受する。 |
|--|---------------|

| | |
|--|---|
| <p>附件 4： 跨境应税行为适用增值税零税率和免税政策的规定</p> <p>一、中华人民共和国境内（以下称境内）的单位和個人銷售的下列服務和無形資產，適用增值稅零稅率：</p> <p>（一）國際運輸服務。 國際運輸服務，是指：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 在境內載運旅客或者貨物出境。 2. 在境外載運旅客或者貨物入境。 3. 在境外載運旅客或者貨物。 <p>（二）航天運輸服務。</p> <p>（三）向境外單位提供的完全在境外消費的下列服務：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研發服務。 2. 合同能源管理服務。 3. 設計服務。 4. 廣播影視節目（作品）的製作和發行服務。 5. 軟件服務。 6. 電路設計及測試服務。 7. 信息系統服務。 8. 業務流程管理服務。 9. 離岸服務外包業務。 <p>離岸服務外包業務，包括信息技術外包服務（ITO）、技術性業務流程外包服務（BPO）、技術性知識流程外包服務（KPO），其所涉及的具体業務活動，按照《銷售服務、無形資產、不動產注釋》相對應的業務活動執行。</p> <p>10. 轉讓技術。</p> <p>（四）財政部和國家稅務總局規定的其他服務。</p> <p>二、境內的單位和個人銷售的下列服務和無形資產免徵增值稅，但財政部和國家稅務總局規定適用增值稅零稅率的除外：</p> <p>（一）下列服務：</p> | <p>付屬文書 4： クロスボーダー課税行為における増値税ゼロ税率及び免税政策適用に関する規定</p> <p>一、中華人民共和國國內（以下「國內」という）の單位及び個人が販売する下記のサービスと無形資産について、増値税ゼロ税率を適用する：</p> <p>（一）國際運輸サービス。 國際運輸サービスとは以下を指す：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内で旅客或いは貨物を積載し出国。 2. 国外で旅客或いは貨物を積載し入国。 3. 国外での旅客或いは貨物を積載。 <p>（二）宇宙運輸サービス。</p> <p>（三）国外單位向けに提供する国外で完全に消費される下記のサービス：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究開発サービス。 2. 契約エネルギー管理サービス。 3. 設計サービス。 4. 放送・映画テレビ番組（作品）の政策及び発行サービス。 5. ソフトウェアサービス 6. 電気回路設計及び試験サービス 7. 情報システムサービス 8. 業務プロセス管理サービス 9. オフショアサービスアウトソーシング業務。 <p>オフショアサービスアウトソーシング業務は、情報技術アウトソーシングサービス（ITO）・技術性業務プロセスアウトソーシングサービス（BPO）・技術性知識プロセスアウトソーシングサービス（KPO）を含み、その関連する具体的な業務活動は、《販売業務・無形資産・不動産注釈》に従い相応する業務活動を執行する</p> <p>10. 讓渡技術。</p> <p>（四）財政部及び國家稅務總局が規定するその他のサービス。</p> <p>二、国内の單位及び個人が販売する下記のサービスと無形資産については増値税を免除するが、財政部及び國家稅務總局の規定が増値税ゼロ税率を適用する場合を除く：</p> <p>（一）下記のサービス：</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>1. 工程项目在境外的建筑服务。</p> <p>2. 工程项目在境外的工程监理服务。</p> <p>3. 工程、矿产资源在境外的工程勘察勘探服务。</p> <p>4. 会议展览地点在境外的会议展览服务。</p> <p>5. 存储地点在境外的仓储服务。</p> <p>6. 标的物在境外使用的有形动产租赁服务。</p> <p>7. 在境外提供的广播影视节目(作品)的广播服务。</p> <p>8. 在境外提供的文化体育服务、教育医疗服务、旅游服务。</p> <p>(二) 为出口货物提供的邮政服务、收派服务、保险服务。</p> <p>为出口货物提供的保险服务, 包括出口货物保险和出口信用保险。</p> <p>(三) 向境外单位提供的完全在境外消费的下列服务和无形资产:</p> <p>1. 电信服务。</p> <p>2. 知识产权服务。</p> <p>3. 物流辅助服务(仓储服务、收派服务除外)。</p> <p>4. 鉴证咨询服务。</p> <p>5. 专业技术服务。</p> <p>6. 商务辅助服务。</p> <p>7. 广告投放地在境外的广告服务。</p> <p>8. 无形资产。</p> <p>(四) 以无运输工具承运方式提供的国际运输服务。</p> <p>(五) 为境外单位之间的货币资金融通及其他金融业务提供的直接收费金融服务, 且该服务与境内的货物、无形资产和不动产无关。</p> <p>(六) 财政部和国家税务总局规定的其他服务。</p> <p>三、按照国家有关规定应取得相关资质的</p> | <p>1. 建設プロジェクトが国外である建築サービス。</p> <p>2. 建設プロジェクトが国外である工事監督サービス。</p> <p>3. 工事・鉱物資源が国外である工事実地調査・探査サービス。</p> <p>4. 会議展覽場所が国外である会議展覽サービス。</p> <p>5. 保管場所が国外である倉庫サービス。</p> <p>6. 目的物が国外で使用される有形動産リースサービス。</p> <p>7. 国外で提供される放送・映画テレビ番組(作品)の放映サービス。</p> <p>8. 国外で提供される文化体育サービス・教育医療サービス・旅行サービス。</p> <p>(二) 輸出貨物のために提供される郵便サービス・受取配送サービス・保険サービス。</p> <p>輸出貨物のために提供される保険サービスには、輸出貨物保険及び輸出信用保険を含む。</p> <p>(三) 国外単位向けに提供される国外で完全に消費される下記のサービス及び無形資産:</p> <p>1. 電信サービス。</p> <p>2. 知的財産権サービス。</p> <p>3. 物流補助サービス(倉庫サービス・受取配送サービスを除く)。</p> <p>4. 審査認証コンサルティングサービス・</p> <p>5. 専門技術サービス。</p> <p>6. 商務補助サービス。</p> <p>7. 広告投入場所が国外である広告サービス。</p> <p>8. 無形資産。</p> <p>(四) 輸送手段を持たない運送方式で提供される国際運輸サービス。</p> <p>(五) 国外単位間の貨幣資金融通及びその他金融業務のために提供される直接料金を徴収する金融サービスであり、当該サービスは国内の貨物・無形資産及び不動産とは関係ないものとする。</p> <p>(六) 財政部及び国家税務総局が規定するその他のサービス。</p> <p>三、国家の関連規定に基づき関連資質を</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>国際運輸服务项目，纳税人取得相关资质的，适用增值税零税率政策，未取得，适用增值税免税政策。</p> <p>境内的单位或个人提供程租服务，如果租赁的交通工具用于国际运输服务和港澳台运输服务，由出租方按规定申请适用增值税零税率。</p> <p>境内的单位和个人向境内单位或个人提供期租、湿租服务，如果承租方利用租赁的交通工具向其他单位或个人提供国际运输服务和港澳台运输服务，由承租方适用增值税零税率。境内的单位或个人向境外单位或个人提供期租、湿租服务，由出租方适用增值税零税率。</p> <p>境内单位和个人以无运输工具承运方式提供的国际运输服务，由境内实际承运人适用增值税零税率；无运输工具承运业务的经营 者适用增值税免税政策。</p> <p>四、境内的单位和个人提供适用增值税零税率的服务或者无形资产，如果属于适用简易计税方法的，实行免征增值税办法。如果属于适用增值税一般计税方法的，生产企业实行免抵退税办法，外贸企业外购服务或者无形资产出口实行免退税办法，外贸企业直接将服务或自行研发的无形资产出口，视同生产企业连同其出口货物统一实行免抵退税办法。</p> <p>服务和无形资产的退税率为其按照《试点实施办法》第十五条第（一）至（三）项规定适用的增值税税率。实行退（免）税办法的服务和无形资产，如果主管税务机关认定出口价格偏高的，有权按照核定的出口价格</p> | <p>取得しなければならない国際運輸サービス項目について、納税人が関連資質を取得する場合は増値税ゼロ政策を適用し、未取得の場合は増値税免税政策を適用する。</p> <p>国内の単位或いは個人が提供するチャーターサービスについて、リースする交通手段に国際運輸サービス及び香港・マカオ・台湾の運輸サービスを利用する場合、貸出側が規定に基づき増値税ゼロ税率適用を申請する。</p> <p>国内の単位及び個人が、国内単位或いは個人向けに提供する定期チャーター・ウェットリースサービスについて、賃借側が利用するリースの交通手段がその他の単位或いは個人向けに国際運輸サービス及び香港・マカオ・台湾の運輸サービスを提供する場合、賃借側は増値税ゼロ税率を適用する。国内の単位或いは個人が、国外単位或いは個人向けに定期チャーター・ウェットリースを提供する場合、貸出側が増値税ゼロ料率を提供する。</p> <p>国内単位及び個人が輸送手段を持たない運送方式で提供される国際運輸サービスについては、国内の実際の運搬者が増値税ゼロ税率を適用する：輸送手段を持たない運送業務の経営者は増値税免税政策を適用する。</p> <p>四、国内の単位及び個人が提供する、増値税ゼロ税率を提供するサービス或いは無形資産について、簡易税計算方式の適用に属する場合、増値税免税方式を実行する。増値税の一般税計算方式の適用に属する場合、生産企業は免除・控除・還付方式を実行し、対外貿易企業の外注サービス或いは無形資産の輸出は免税・還付方式を実行し、対外貿易企業がサービス或いは自身が研究開発した無形資産を直接輸出する場合は、生産企業と見なしてその輸出貨物も含めて統一して免税・控除・還付方式を実行する。</p> <p>サービス及び無形資産の税還付率は、《試行実施弁法》第十五条第（一）から（三）項の規定に基づき適用する増値税税率とする。税還付（免税）方式を実行するサービス及び無形資産について、主管税務機関は</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>计算退（免）税，核定的出口价格低于外贸企业购进价格的，低于部分对应的进项税额不予退税，转入成本。</p> <p>五、境内的单位和个人销售适用增值税零税率的服务或无形资产的，可以放弃适用增值税零税率，选择免税或按规定缴纳增值税。放弃适用增值税零税率后，36个月内不得再申请适用增值税零税率。</p> <p>六、境内的单位和个人销售适用增值税零税率的服务或无形资产，按月向主管退税的税务机关申报办理增值税退（免）税手续。具体管理办法由国家税务总局商财政部另行制定。</p> <p>七、本规定所称完全在境外消费，是指：</p> <p>（一）服务的实际接受方在境外，且与境内的货物和不动产无关。</p> <p>（二）无形资产完全在境外使用，且与境内的货物和不动产无关。</p> <p>（三）财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p> <p>八、境内单位和个人发生的与香港、澳门、台湾有关的应税行为，除本文另有规定外，参照上述规定执行。</p> <p>九、2016年4月30日前签订的合同，符合《财政部 国家税务总局关于将铁路运输和邮政业纳入营业税改征增值税试点的通知》（财税〔2013〕106号）附件4和《财政部 国家税务总局关于影视等出口服务适用增值税零税率政策的通知》（财税〔2015〕118号）规定的零税率或者免税政策条件的，在合同到期前可以继续享受零税率或者免税政策。</p> | <p>輸出価格が高すぎると認定した場合、査定した輸出価格に基づき税還付（免税）を計算する権利を有する。</p> <p>五、国内の単位及び個人の販売において増値税ゼロ税率のサービス或いは無形資産を適用する場合、増値税ゼロ税率の適用を放棄し、免税或いは規定に従い増値税を納付してもよい。増値税ゼロ税率適用を放棄した後、36ヶ月以内は増値税ゼロ税率の適用を申請してはならない。</p> <p>六、国内の単位及び個人の販売において増値税ゼロ税率のサービス或いは無形資産を適用する場合、月毎に税還付を主管する税務機関に増値税還付（免税）手続きを申告する。具体的な管理弁法は国家税務総局と財政部が共同で別途制定する。</p> <p>七、本規定でいう国外で完全に消費するとは、以下を指す。</p> <p>（一）サービスの実際の接受当事者が国外にあり、且つ国内の貨物及び不動産とは無関係であること。</p> <p>（二）無形資産が国外で完全に使用され、且つ国内の貨物及び不動産とは無関係であること。</p> <p>（三）財政部及び国家税務総局が規定するその他の状況。</p> <p>八、国内の単位及び個人に発生する香港・マカオ・台湾と関連する課税行為は、本文以外に別途規定がある場合を除き上述の規定を参照して執行する。</p> <p>九、2016年4月30日以前に締結した契約について、《財政部 国家税務総局：鉄道運輸及び郵便業を営業税から増値税への徴収変更試行に組み入れることについての通知》（财税〔2013〕106号）付属文書4及び《財政部 国家税務総局：映画テレビ等の輸出サービスの増値税ゼロ税率政策適用に関する通知》（财税〔2015〕118号）が規定するゼロ税率或いは免税政策条件に合致した場合、契約期限到来前までは引続きゼロ税率或いは免税政策を享受することができる。</p> |
|--|--|